

# 第 8 回

美方町・村岡町・香住町合併協議会

## 会 議 資 料

平成 1 6 年 5 月 1 2 日 (水)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

## 第8回美方町・村岡町・香住町合併協議会会議次第

と き：平成16年5月12日(水)

と ころ：村岡町老人福祉センター

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 会議の成立

### 4 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

### 5 議 題

#### (1) 報告事項

報告第23号 第5回新町まちづくり計画検討小委員会について

#### (2) 協議事項

協議第34号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

協議第35号 総務関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第36号 企画関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第37号 学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第11号(継続) 新町の名称について

### 6 その他

第9回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年6月9日(水) 13:30~

(2) 場 所 香住町文化会館

(3) 協議事項(予定)

協議第37号 税務関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第38号 水道下水道関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第39号 福祉関係事務事業の取扱い(その1)について

協議第11号(継続) 新町の名称について

### 7 閉 会

美方町・村岡町・香住町合併協議会委員・顧問名簿

区 分	氏 名	職名・出身町	摘 要
規約第8条第1項 1号委員 (町長)	上 田 節 郎	美方町長職務代理者	副会長
	岩 槻 健	村岡町長	会 長
	藤 原 久 嗣	香住町長	副会長 (職務代理者)
規約第8条第1項 2号委員 (議長・議員)	吉 田 範 明	美方町議会議長	議長
	本 城 繁 信	美方町議会議員	
	谷 淵 栄 一	村岡町議会議長	副議長
	板 坂 公 二	村岡町議会議員	
	上 田 孝	香住町議会議長	副議長
	橋 秀 夫	香住町議会議員	
規約第8条第1項 3号委員 (学識経験者)	朝 倉 富 征	美 方 町	
	井 上 一 郎		
	毛 戸 公 彦		
	中 村 治 泰		
	水 間 徳 子		
	石 垣 健 三	村 岡 町	
	井 上 源 一		
	小 谷 道 子		
	西 尾 高 雄		
	三 好 忠 男	香 住 町	
	伊 藤 誠		
	岡 田 久 子		
柴 崎 一 秀			
中 村 暁			
村 瀬 晴 好			
規約第9条第1項 顧 問	中 村 茂	兵庫県議会議員	
	丸 上 博	兵庫県議会議員	
	西 村 良 二	但馬県民局長	

# 会 議 資 料

## 資 料 索 引

報告第23号	第5回新町まちづくり計画検討小委員会について	P 1 ~ P 2
協議第34号	使用料、手数料等の取扱い(その2)について	P 3 ~ P 4 8
協議第35号	総務関係事務事業の取扱い(その1)について	P 4 9 ~ P 5 4
協議第36号	企画関係事務事業の取扱い(その1)について	P 5 5 ~ P 6 2
協議第37号	学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について	P 6 3 ~ P 7 4
協議第11号	(継続)新町の名称について	P 7 5 ~ P 7 6

報告第23号

第5回新町まちづくり計画検討小委員会について

第5回新町まちづくり計画検討小委員会について報告する。

平成16年5月12日報告

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩 槻 健

第5回新町まちづくり計画検討小委員会について

第5回新町まちづくり計画検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。

平成 年 月 日承認

平成16年5月10日

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩 槻 健 様

新町まちづくり計画検討小委員会  
委員長 井 上 一 郎

### 第5回新町まちづくり計画検討小委員会の報告について

第5回新町まちづくり計画検討小委員会を5月7日に開催したので、美方町・村岡町・香住町合併協議会小委員会設置規程第6条の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1. 報告事項

##### (1) 出席者

20名

##### (2) 協議事項

1) 新町まちづくりの基本方針について (継続)

2) 新町のまちづくり施策について (継続)

##### (3) 協議経過

1) 新町まちづくりの基本方針のうち、「新町の地域構造の形成と地域振興拠点機能強化」については、継続協議となっていたが、事務局で整理した内容をもって再度協議に付した結果、「地域内連携交流軸」の一部字句追加、「地域振興拠点」の一部字句並び替えの意見があり、その修正の確認がなされた。

2) 新町のまちづくり施策について、「産業振興と雇用確保」「都市基盤の整備・充実」「生活環境の整備・充実」「自然環境の保全・活用」「行財政基盤の強化」の5項目について協議した結果、一部字句追加、修正の意見があり、次回、これらを事務局で整理し、継続して協議することとした。

使用料、手数料等の取扱い（その2）について

使用料、手数料等の取扱い（その2）について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (4)	使用料、手数料等の取扱い
<p>使用料について</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 施設使用料について (1) 住民の日常生活に欠くことのできない上下水道施設は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則及び健全な財政運営の観点から、適正な料金について、合併後、可能な限り早期に統一する方向で調整する。 (2) 住民が等しく利用できる教育、コミュニティ、保健福祉施設等は、新町における住民の一体性の確保、負担公平の原則から、合併後統一する。 (3) 上記以外の施設については、原則として現行のとおり新町へ引き継ぐものとするが、新町において適正な料金のあり方等を検討する。</li><li>2. 幼稚園授業料（保育料）については、合併時に調整し、統一する。</li><li>3. 住宅使用料については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。（公営住宅法等に基づく）</li></ol>		

平成 年 月 日確認・継続協議

(参考資料)

施設使用料の取扱いについて

調整方針	合併後可能な限り統一	合併後に統一	原則として現行のとおり
施設区分	住民の日常生活に欠くことのできな い上下水道施設に関するもの	住民が等しく利用できる教育、コミュ ニティ、保健福祉施設等に関するもの	左記以外の施設に関するもの
内訳	上（簡易）水道	教育施設	野外活動施設
	下水道	体育館等	農林業漁業体験実習施設
		プール	農林施設
		グラウンド等	水産施設（香住町のみ）
		公民館	温泉施設
		コミュニティセンター集会所等	資料館
		保健福祉施設等	公園
		診療所	観光案内、地場産品販売等施設
			登行リフト（美方町のみ）
			天文館（香住町のみ）
			国民宿舎・ユースホテル（香住町のみ）
			駐車場
			火葬場及び霊柩車（一部事務組合との関連）
			病院（一部事務組合との関連）
			道路占用料（3町同一）
			法定外公共物占用料（3町同一）
		漁港占用料（香住町のみ）	
		残土処分地（美方町のみ）	

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																					
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																							
	美方町	村岡町																																																																																																																					
	香住町																																																																																																																						
住民の日常生活に 欠くことのできな い上下水道施設に 関するもの  上(簡易)水道	美方町簡易水道  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本水量</th> <th rowspan="2">基本料金(円)</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10立方メートル</td> <td>1,500</td> <td>1立方メートル</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、その他の費用等を軽減、免除又は延納させることができる</p> <p>(軽減対象範囲)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金の種類</th> <th>基本料金 (1か月につき) 水量(m<sup>3</sup>)</th> <th>金額(円)</th> <th>超過料金(基本 量をこえ1立方 メートルにつき) (円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独居老人</td> <td>計量</td> <td>10</td> <td>900</td> <td>130</td> <td>・70才以上(1人世帯) ・所得税が課税されない ・老人 ・水道料金軽減申請書</td> </tr> <tr> <td>区集会施設</td> <td>計量</td> <td>10</td> <td>900</td> <td>130</td> <td>区の集会施設</td> </tr> </tbody> </table>	基本水量	基本料金(円)	超過料金		使用水量	料金(円)	10立方メートル	1,500	1立方メートル	130	区分	料金の種類	基本料金 (1か月につき) 水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)	超過料金(基本 量をこえ1立方 メートルにつき) (円)	備 考	独居老人	計量	10	900	130	・70才以上(1人世帯) ・所得税が課税されない ・老人 ・水道料金軽減申請書	区集会施設	計量	10	900	130	区の集会施設	水道料金  <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">メーター口径</th> <th rowspan="2">基本水量</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>1m<sup>3</sup>につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,100円</td> <td>10立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,500円</td> <td>20立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>15m<sup>3</sup></td> <td>2,400円</td> <td>50立方メートルを超え80立方メートル以下の分</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>20m<sup>3</sup></td> <td>3,500円</td> <td>80立方メートルを超える分</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>30m<sup>3</sup></td> <td>5,400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>40m<sup>3</sup></td> <td>8,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>50m<sup>3</sup></td> <td>10,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 料金は計量給水料金とし、1か月につき、上表の区分に定める基本料金と超過料金とを合算した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、料金の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。</p> <p>[軽減又は減免] 町長は公益上、その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金		使用水量	1m <sup>3</sup> につき	13mm	10m <sup>3</sup>	1,100円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	130円	20mm	10m <sup>3</sup>	1,500円	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	140円	25mm	15m <sup>3</sup>	2,400円	50立方メートルを超え80立方メートル以下の分	150円	30mm	20m <sup>3</sup>	3,500円	80立方メートルを超える分	160円	40mm	30m <sup>3</sup>	5,400円			50mm	40m <sup>3</sup>	8,000円			75mm	50m <sup>3</sup>	10,000円			上水道、簡易水道、特設水道、簡易給水施設  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">水量料金</th> </tr> <tr> <th>口径</th> <th>金額</th> <th>使用水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>500円</td> <td rowspan="2">1~10m<sup>3</sup></td> <td rowspan="2">1m<sup>3</sup>につき 45円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>26mm</td> <td>1,500円</td> <td>11~30m<sup>3</sup></td> <td>75円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>2,800円</td> <td>31~100m<sup>3</sup></td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>3,500円</td> <td>101~300m<sup>3</sup></td> <td>125円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>5,100円</td> <td>301m<sup>3</sup>以上</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>11,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>18,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 料金は、1ヶ月につき上表の基本料金(私設消火栓については下表の給水準備料とする。)と水量料金の合計額に100分の105を乗じて得た金額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。</p> <p>私設消火栓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">給水準備料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40mmまで</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、分担金、工事負担金その他の費用を軽減又は免除することができる。</p>	基本料金		水量料金		口径	金額	使用水量	料金	13mm	500円	1~10m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき 45円	20mm	1,050円	26mm	1,500円	11~30m <sup>3</sup>	75円	30mm	2,800円	31~100m <sup>3</sup>	105円	40mm	3,500円	101~300m <sup>3</sup>	125円	50mm	5,100円	301m <sup>3</sup> 以上	135円	75mm	11,500円			100mm	18,300円			給水準備料		40mmまで	350円	50mm	410円	75mm	700円
	基本水量			基本料金(円)	超過料金																																																																																																																		
		使用水量	料金(円)																																																																																																																				
	10立方メートル	1,500	1立方メートル	130																																																																																																																			
区分	料金の種類	基本料金 (1か月につき) 水量(m <sup>3</sup> )	金額(円)	超過料金(基本 量をこえ1立方 メートルにつき) (円)	備 考																																																																																																																		
独居老人	計量	10	900	130	・70才以上(1人世帯) ・所得税が課税されない ・老人 ・水道料金軽減申請書																																																																																																																		
区集会施設	計量	10	900	130	区の集会施設																																																																																																																		
メーター口径	基本水量	基本料金	超過料金																																																																																																																				
			使用水量	1m <sup>3</sup> につき																																																																																																																			
13mm	10m <sup>3</sup>	1,100円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	130円																																																																																																																			
20mm	10m <sup>3</sup>	1,500円	20立方メートルを超え50立方メートル以下の分	140円																																																																																																																			
25mm	15m <sup>3</sup>	2,400円	50立方メートルを超え80立方メートル以下の分	150円																																																																																																																			
30mm	20m <sup>3</sup>	3,500円	80立方メートルを超える分	160円																																																																																																																			
40mm	30m <sup>3</sup>	5,400円																																																																																																																					
50mm	40m <sup>3</sup>	8,000円																																																																																																																					
75mm	50m <sup>3</sup>	10,000円																																																																																																																					
基本料金		水量料金																																																																																																																					
口径	金額	使用水量	料金																																																																																																																				
13mm	500円	1~10m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup> につき 45円																																																																																																																				
20mm	1,050円																																																																																																																						
26mm	1,500円	11~30m <sup>3</sup>	75円																																																																																																																				
30mm	2,800円	31~100m <sup>3</sup>	105円																																																																																																																				
40mm	3,500円	101~300m <sup>3</sup>	125円																																																																																																																				
50mm	5,100円	301m <sup>3</sup> 以上	135円																																																																																																																				
75mm	11,500円																																																																																																																						
100mm	18,300円																																																																																																																						
給水準備料																																																																																																																							
40mmまで	350円																																																																																																																						
50mm	410円																																																																																																																						
75mm	700円																																																																																																																						
	美方町南部健康高原専用水道  <table border="1"> <thead> <tr> <th>1が月の使用水量</th> <th>1立方メートルの超過料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10立方メートルを超え、200立方メートルまで</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え、400立方メートルまで</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>400立方メートルを超え、600立方メートルまで</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>600立方メートルを超え、800立方メートルまで</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>800立方メートルを超え、1,000立方メートルまで</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートル以上</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料、その他の費用等を軽減、免除又は延納させることができる</p>	1が月の使用水量	1立方メートルの超過料金(円)	10立方メートルを超え、200立方メートルまで	210	200立方メートルを超え、400立方メートルまで	220	400立方メートルを超え、600立方メートルまで	230	600立方メートルを超え、800立方メートルまで	240	800立方メートルを超え、1,000立方メートルまで	250	1,000立方メートル以上	260																																																																																																								
1が月の使用水量	1立方メートルの超過料金(円)																																																																																																																						
10立方メートルを超え、200立方メートルまで	210																																																																																																																						
200立方メートルを超え、400立方メートルまで	220																																																																																																																						
400立方メートルを超え、600立方メートルまで	230																																																																																																																						
600立方メートルを超え、800立方メートルまで	240																																																																																																																						
800立方メートルを超え、1,000立方メートルまで	250																																																																																																																						
1,000立方メートル以上	260																																																																																																																						

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		協議細目																																																																										
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																													
	美方町		村岡町		香住町																																																																								
下水道	美方町公共下水道		下水道料金		公共下水道及び生活排水処理施設																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">排除汚水量</th> <th>料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金 1ヶ月当たり</td> <td>10立方メートル</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">超過料金 1ヶ月当たり</td> <td>10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 140</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 180</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 240</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 300</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 360</td> </tr> <tr> <td></td> <td>500立方メートルを超えるもの</td> <td>1立方メートルにつき 420</td> </tr> </tbody> </table>		排除汚水量		料金(円)	基本料金 1ヶ月当たり	10立方メートル	1,400	超過料金 1ヶ月当たり	10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 140	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 180	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 240	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 300	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360		500立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 420	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">排除汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金1か月当たり</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">超過料金1か月当たり</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 200円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 230円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 260円</td> </tr> <tr> <td>80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 290円</td> </tr> <tr> <td>110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 360円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200立方メートルを超える分</td> <td>1立方メートルにつき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は公益上、その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。</p>		排除汚水量		料金	基本料金1か月当たり	10立方メートルまで	1,400円	超過料金1か月当たり	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 200円	20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 230円	50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 260円	80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 290円	110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 320円		150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360円		200立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基本料金 (1戸1月につき)</th> <th colspan="2">超過使用料金 (1立方メートルにつき)</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">10立方メートル以下 1,800円</td> <td>10立方メートルを超え 50立方メートル以下の分</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 200立方メートル以下の分</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td>500立方メートルを超える分</td> <td>270円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 使用料は、上記に定めるところにより算定した合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。 [減免] 町長は、公益上その他特別の事情があるときは、この条例で定める使用料等を減免することができる。</p> <p>徴収金等の減免に関する内規</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免対象事業所</th> <th>減免対象期間</th> <th>減免の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に掲げる事業所のうち、公共下水道または処理施設への1月の排水量が200㎡を超えるもの(国、県及び町の公共施設は除く。)</td> <td></td> <td>200㎡を超え500㎡以下の分 1㎡につき40円 500㎡を超える分 1㎡につき70円</td> </tr> <tr> <td>(1)香住処理区にあって供用開始の日から3年以内に接続したもの</td> <td>接続の翌月分から36月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)香住以外の処理区にあって内規施行日においてすでに接続しているもの</td> <td>内規施行日の月分から36月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)香住以外の処理区にあって内規施行日から1年以内に接続したもの</td> <td>接続の翌月分から36月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		基本料金 (1戸1月につき)	超過使用料金 (1立方メートルにつき)		使用水量	料金	10立方メートル以下 1,800円	10立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	190円	50立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	200円	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	240円	500立方メートルを超える分	270円	減免対象事業所	減免対象期間	減免の額	次に掲げる事業所のうち、公共下水道または処理施設への1月の排水量が200㎡を超えるもの(国、県及び町の公共施設は除く。)		200㎡を超え500㎡以下の分 1㎡につき40円 500㎡を超える分 1㎡につき70円	(1)香住処理区にあって供用開始の日から3年以内に接続したもの	接続の翌月分から36月		(2)香住以外の処理区にあって内規施行日においてすでに接続しているもの	内規施行日の月分から36月		(3)香住以外の処理区にあって内規施行日から1年以内に接続したもの	接続の翌月分から36月
排除汚水量		料金(円)																																																																											
基本料金 1ヶ月当たり	10立方メートル	1,400																																																																											
超過料金 1ヶ月当たり	10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 140																																																																											
	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 180																																																																											
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 240																																																																											
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 300																																																																											
	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360																																																																											
	500立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 420																																																																											
排除汚水量		料金																																																																											
基本料金1か月当たり	10立方メートルまで	1,400円																																																																											
超過料金1か月当たり	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 200円																																																																											
	20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 230円																																																																											
	50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 260円																																																																											
	80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 290円																																																																											
	110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 320円																																																																											
	150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360円																																																																											
	200立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 400円																																																																											
基本料金 (1戸1月につき)	超過使用料金 (1立方メートルにつき)																																																																												
	使用水量	料金																																																																											
10立方メートル以下 1,800円	10立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	190円																																																																											
	50立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	200円																																																																											
	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	240円																																																																											
	500立方メートルを超える分	270円																																																																											
減免対象事業所	減免対象期間	減免の額																																																																											
次に掲げる事業所のうち、公共下水道または処理施設への1月の排水量が200㎡を超えるもの(国、県及び町の公共施設は除く。)		200㎡を超え500㎡以下の分 1㎡につき40円 500㎡を超える分 1㎡につき70円																																																																											
(1)香住処理区にあって供用開始の日から3年以内に接続したもの	接続の翌月分から36月																																																																												
(2)香住以外の処理区にあって内規施行日においてすでに接続しているもの	内規施行日の月分から36月																																																																												
(3)香住以外の処理区にあって内規施行日から1年以内に接続したもの	接続の翌月分から36月																																																																												

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																							
使用料等一覧表(平成15年度)																																																									
	美方町	村岡町	香住町																																																						
下水道	美方町生活排水処理施設	山田浄化センター(農業集落排水施設)	個別排水処理施設																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">排除汚水量</th> <th style="width: 50%;">料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金 1ヶ月当たり</td> <td>10立方メートル</td> <td style="text-align: right;">1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">超過料金 1ヶ月当たり</td> <td>10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 140</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 180</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 240</td> </tr> <tr> <td>100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 300</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 360</td> </tr> <tr> <td>500立方メートルを超えるもの</td> <td>1立方メートルにつき 420</td> </tr> </tbody> </table>		排除汚水量	料金(円)	基本料金 1ヶ月当たり	10立方メートル	1,400	超過料金 1ヶ月当たり	10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 140	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 180	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 240	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 300	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360	500立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 420	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">排除汚水量</th> <th style="width: 50%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金1か月当 たり</td> <td>10立方メートルまで</td> <td style="text-align: right;">1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">超過料金1か月当 たり</td> <td>10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 200円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 230円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 260円</td> </tr> <tr> <td>80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 290円</td> </tr> <tr> <td>110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 320円</td> </tr> <tr> <td>150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分</td> <td>1立方メートルにつき 360円</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超える分</td> <td>1立方メートルにつき 400円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">                     [減免]                      町長は公益上、その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。                 </td> </tr> </tbody> </table>		排除汚水量	料金	基本料金1か月当 たり	10立方メートルまで	1,400円	超過料金1か月当 たり	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 200円	20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 230円	50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 260円	80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 290円	110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 320円	150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360円	200立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 400円	[減免] 町長は公益上、その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">人槽の区分</th> <th style="width: 60%;">使用料金(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td style="text-align: right;">3,600円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td style="text-align: right;">4,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td style="text-align: right;">4,200円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td style="text-align: right;">4,300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     [備考]                      使用料は、上記に定める額に100分の105を乗じて計算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。                 </td> </tr> </tbody> </table>	人槽の区分	使用料金(月額)	5人槽	3,600円	6人槽	4,000円	7人槽	4,200円	8人槽	4,300円	[備考] 使用料は、上記に定める額に100分の105を乗じて計算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。
	排除汚水量	料金(円)																																																							
基本料金 1ヶ月当たり	10立方メートル	1,400																																																							
超過料金 1ヶ月当たり	10立方メートルを超え 30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 140																																																							
	30立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 180																																																							
	50立方メートルを超え 100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 240																																																							
	100立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 300																																																							
	200立方メートルを超え 500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360																																																							
	500立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 420																																																							
	排除汚水量	料金																																																							
基本料金1か月当 たり	10立方メートルまで	1,400円																																																							
超過料金1か月当 たり	10立方メートルを超え 20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 200円																																																							
	20立方メートルを超え 50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 230円																																																							
	50立方メートルを超え 80立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 260円																																																							
	80立方メートルを超え 110立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 290円																																																							
	110立方メートルを超え 150立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 320円																																																							
	150立方メートルを超え 200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 360円																																																							
	200立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 400円																																																							
	[減免] 町長は公益上、その他特別の事情があると認めるときは、この条例により徴収する使用料、手数料又は占用料を減免することができる。																																																								
人槽の区分	使用料金(月額)																																																								
5人槽	3,600円																																																								
6人槽	4,000円																																																								
7人槽	4,200円																																																								
8人槽	4,300円																																																								
[備考] 使用料は、上記に定める額に100分の105を乗じて計算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。																																																									

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																								
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																										
	美方町	村岡町																																																																								
住民が等しく利用できる教育、コミュニティ、保健福祉施設等に関するもの  <b>教育施設</b>	美方町立学校施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>半日又は半夜</th> <th>1 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>3,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>特別教室1室</td> <td>600</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>普通教室1室</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 電気、用具等を使用した場合は、その都度定める。            (2) 舞台装置その他工作を伴う演劇の場合の料金は、5割増しとする。            (3) 小学校運動場照明使用料は、1時間当たり500円とする。</p> <p>[減免]            委員会において特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することがある。</p>	施設区分	金 額 (円)		半日又は半夜	1 日	屋外運動場	2,000	4,000	屋内運動場	3,000	6,000	特別教室1室	600	1,200	普通教室1室	400	800	学校施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用料箇所</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>半日又は夜間</th> <th>1 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋外運動場</td> <td>4,200円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>5,250円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>特別教室1室</td> <td>840円</td> <td>1,580円</td> </tr> <tr> <td>普通教室1室</td> <td>530円</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>電気、水道等の使用量が特に多い場合は、3割増とする。            舞台装置等工作を伴う場合は、5割増とする。</p> <p>[減免]            教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>照明施設  <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>点灯1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村岡小学校屋外運動場照明施設</td> <td rowspan="4">530円</td> </tr> <tr> <td>兔塚小学校屋外運動場照明施設</td> </tr> <tr> <td>射添中学校屋外運動場照明施設</td> </tr> <tr> <td>村岡中学校屋外運動場照明施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免]            教育委員会が必要を認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> </p>	使用料箇所	使用料		半日又は夜間	1 日	屋外運動場	4,200円	8,400円	体育館	5,250円	10,500円	特別教室1室	840円	1,580円	普通教室1室	530円	1,050円	施 設	点灯1時間につき	村岡小学校屋外運動場照明施設	530円	兔塚小学校屋外運動場照明施設	射添中学校屋外運動場照明施設	村岡中学校屋外運動場照明施設	香住町 教育施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>昼(午前9時 ~午後5時)</th> <th>夜(左記以 外の時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香住第1・第2中学校屋内体育館</td> <td>1回につき</td> <td>3,675</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>香住第1中学校新屋内体育館</td> <td>1回につき</td> <td>5,775</td> <td>6,825</td> </tr> <tr> <td>香住小学校屋内体育館</td> <td>1回につき</td> <td>4,200</td> <td>5,250</td> </tr> <tr> <td>上記以外の小学校屋内体育館</td> <td>1回につき</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>各小中学校屋外運動場</td> <td>1回につき</td> <td>1,050</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>香住小学校屋外運動場照明設備</td> <td>1時間につき</td> <td colspan="2">840</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考]            (1) 屋内体育館の昼間についての使用は1回5時間までとし、5時間を超える場合は、超える3時間ごとをもって1回の使用とみなす。            (2) 屋外運動場の使用料は、無料とする。ただし、香住町在住以外の者が使用するときには、上記に定める使用料を徴する。</p> <p>[減免]            屋外運動場照明設備は、町及び教育行政機関が使用するとき並びに屋内体育館は、香住町内の公共団体、社会教育、社会福祉その他管理者が特に認めた団体が使用するときには、当該使用料を免除することができる。</p>	施設の名称	単 位	金 額 (円)		昼(午前9時 ~午後5時)	夜(左記以 外の時間)	香住第1・第2中学校屋内体育館	1回につき	3,675	4,725	香住第1中学校新屋内体育館	1回につき	5,775	6,825	香住小学校屋内体育館	1回につき	4,200	5,250	上記以外の小学校屋内体育館	1回につき	3,150	4,200	各小中学校屋外運動場	1回につき	1,050	1,050	香住小学校屋外運動場照明設備	1時間につき	840	
	施設区分		金 額 (円)																																																																							
半日又は半夜		1 日																																																																								
屋外運動場	2,000	4,000																																																																								
屋内運動場	3,000	6,000																																																																								
特別教室1室	600	1,200																																																																								
普通教室1室	400	800																																																																								
使用料箇所	使用料																																																																									
	半日又は夜間	1 日																																																																								
屋外運動場	4,200円	8,400円																																																																								
体育館	5,250円	10,500円																																																																								
特別教室1室	840円	1,580円																																																																								
普通教室1室	530円	1,050円																																																																								
施 設	点灯1時間につき																																																																									
村岡小学校屋外運動場照明施設	530円																																																																									
兔塚小学校屋外運動場照明施設																																																																										
射添中学校屋外運動場照明施設																																																																										
村岡中学校屋外運動場照明施設																																																																										
施設の名称	単 位	金 額 (円)																																																																								
		昼(午前9時 ~午後5時)	夜(左記以 外の時間)																																																																							
香住第1・第2中学校屋内体育館	1回につき	3,675	4,725																																																																							
香住第1中学校新屋内体育館	1回につき	5,775	6,825																																																																							
香住小学校屋内体育館	1回につき	4,200	5,250																																																																							
上記以外の小学校屋内体育館	1回につき	3,150	4,200																																																																							
各小中学校屋外運動場	1回につき	1,050	1,050																																																																							
香住小学校屋外運動場照明設備	1時間につき	840																																																																								

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																																																																																																																																																				
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																																																																																																																																						
	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">美方町</th> <th colspan="6">村岡町</th> <th colspan="4">香住町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">体育館等</td> <td>美方町農業者健康管理施設</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～ 12:00</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>夜間 18:00～ 22:00</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住・勤務・在学者</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>6,500</td> <td>10,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td>8,500</td> <td>14,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・使用時間は準備および撤収時間も使用時間とみなす。 ・許可時間を延長した場合は、1時間毎に20%加算する。 ・この使用料は全施設開放の場合とする。</p> <p><b>【減免】</b> 施設の利用者は、町内在住の農業者及び農業関係機関または、団体とし、使用料は原則として徴収しない。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 体育館</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">半日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村岡体育館</td> <td>1階体育場 3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>4,730円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福岡体育館</td> <td>1階体育場 5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>14,700円</td> <td>6,830円</td> <td>8,930円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>味取体育館</td> <td></td> <td>2,630円</td> <td>3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>3,150円</td> <td>4,730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山田体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 1階体育館を2団体以上が共用する場合は、5割増料金とする。 (2) 暖房を使用した場合は、3割増料金とする。 (3) 半日とは、開館時刻から12時まで又は13時から17時までとし、夜間とは18時から閉館時刻までとする。</p> <p><b>【減免】</b> (1) 別表に掲げる関係団体及び機関が、スポーツ活動並びにその本来の目的を達成するために使用するとき。ただし、別表中の門真市関係については、福岡体育館に限り適用する。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体が使用するとき。 (3) その他、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民体育館 (B &amp; G 海洋センター)</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>スポーツを目的としたもの</td> <td>2,625</td> <td>2,625</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ以外のもの</td> <td>2,835</td> <td>2,835</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>157</td> <td>157</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>315</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 2区画に区分したうち1区画及び第2体育館の専用使用料は、上記金額の2分の1とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p> <p>佐津地区健康管理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 (9～17時まで)</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>夜 (17～24時まで)</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町内在住以外の者が利用するときは、上記の使用料を納めなければならない。</p> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">プール</td> <td></td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用時間</th> <th rowspan="2">1回</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>9時から 12時まで (1人当り)</th> <th>13時から 17時まで (1人当り)</th> <th>18時から 21時まで (1人当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用</td> <td>15歳以上</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用</td> <td>15歳以上</td> <td colspan="3">100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【注】</b> 団体使用は20人以上とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>町民プール (B &amp; G 海洋センター)</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>平日</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>日曜・祝祭日</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td colspan="2">105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td colspan="2">157</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td colspan="2">210</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 幼児プールの専用使用は上記金額の4分の1とする。 (2) 個人使用は、入場1回につき上記の金額とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	美方町		村岡町						香住町				体育館等	美方町農業者健康管理施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～ 12:00</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>夜間 18:00～ 22:00</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住・勤務・在学者</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>6,500</td> <td>10,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td>8,500</td> <td>14,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・使用時間は準備および撤収時間も使用時間とみなす。 ・許可時間を延長した場合は、1時間毎に20%加算する。 ・この使用料は全施設開放の場合とする。</p> <p><b>【減免】</b> 施設の利用者は、町内在住の農業者及び農業関係機関または、団体とし、使用料は原則として徴収しない。</p>										区 分	使用料(円)				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	終日	町内在住・勤務・在学者	5,000	5,000	6,500	10,000							その他のもの	7,000	7,000	8,500	14,000								1 体育館	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">半日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村岡体育館</td> <td>1階体育場 3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>4,730円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福岡体育館</td> <td>1階体育場 5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>14,700円</td> <td>6,830円</td> <td>8,930円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>味取体育館</td> <td></td> <td>2,630円</td> <td>3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>3,150円</td> <td>4,730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山田体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 1階体育館を2団体以上が共用する場合は、5割増料金とする。 (2) 暖房を使用した場合は、3割増料金とする。 (3) 半日とは、開館時刻から12時まで又は13時から17時までとし、夜間とは18時から閉館時刻までとする。</p> <p><b>【減免】</b> (1) 別表に掲げる関係団体及び機関が、スポーツ活動並びにその本来の目的を達成するために使用するとき。ただし、別表中の門真市関係については、福岡体育館に限り適用する。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体が使用するとき。 (3) その他、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。</p>										区 分	半日		1日		夜間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	村岡体育館	1階体育場 3,680円	5,250円	7,350円	10,500円	4,730円	6,300円		2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円		福岡体育館	1階体育場 5,250円	7,350円	10,500円	14,700円	6,830円	8,930円		2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円		味取体育館		2,630円	3,680円	5,250円	7,350円	3,150円	4,730円		山田体育館									町民体育館 (B & G 海洋センター)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>スポーツを目的としたもの</td> <td>2,625</td> <td>2,625</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ以外のもの</td> <td>2,835</td> <td>2,835</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>157</td> <td>157</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>315</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 2区画に区分したうち1区画及び第2体育館の専用使用料は、上記金額の2分の1とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p> <p>佐津地区健康管理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 (9～17時まで)</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>夜 (17～24時まで)</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町内在住以外の者が利用するときは、上記の使用料を納めなければならない。</p>										区 分	金 額 (円)			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	専用使用	スポーツを目的としたもの	2,625	2,625	4,200	スポーツ以外のもの	2,835	2,835	4,725	個人使用	幼児・小・中学生	105	105	157	高校生・大学生	157	157	210	大人	210	210	315	区 分	金 額 (円)	昼 (9～17時まで)	3,150	夜 (17～24時まで)	4,200	プール		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用時間</th> <th rowspan="2">1回</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>9時から 12時まで (1人当り)</th> <th>13時から 17時まで (1人当り)</th> <th>18時から 21時まで (1人当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用</td> <td>15歳以上</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用</td> <td>15歳以上</td> <td colspan="3">100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【注】</b> 団体使用は20人以上とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>										使用区分	使用時間			1回	備 考	9時から 12時まで (1人当り)	13時から 17時まで (1人当り)	18時から 21時まで (1人当り)	団体使用	15歳以上	50円	50円	50円		15歳未満	無料			中学校の生徒を含む	個人使用	15歳以上	100円				15歳未満	無料			中学校の生徒を含む		町民プール (B & G 海洋センター)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>平日</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>日曜・祝祭日</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td colspan="2">105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td colspan="2">157</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td colspan="2">210</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 幼児プールの専用使用は上記金額の4分の1とする。 (2) 個人使用は、入場1回につき上記の金額とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p>										区 分	金 額 (円)			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	専用使用	平日	3,150	4,200	6,300	日曜・祝祭日	4,200	6,300	8,400	個人使用	幼児・小・中学生	105			高校生・大学生	157			大人	210		
美方町		村岡町						香住町																																																																																																																																																																																																																																																														
体育館等	美方町農業者健康管理施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～ 12:00</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>夜間 18:00～ 22:00</th> <th>終日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内在住・勤務・在学者</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>6,500</td> <td>10,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td>8,500</td> <td>14,000</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・使用時間は準備および撤収時間も使用時間とみなす。 ・許可時間を延長した場合は、1時間毎に20%加算する。 ・この使用料は全施設開放の場合とする。</p> <p><b>【減免】</b> 施設の利用者は、町内在住の農業者及び農業関係機関または、団体とし、使用料は原則として徴収しない。</p>										区 分	使用料(円)				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	終日	町内在住・勤務・在学者	5,000	5,000	6,500	10,000							その他のもの	7,000	7,000	8,500	14,000																																																																																																																																																																																																																																		
	区 分	使用料(円)																																																																																																																																																																																																																																																																				
		午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	終日																																																																																																																																																																																																																																																																	
	町内在住・勤務・在学者	5,000	5,000	6,500	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
	その他のもの	7,000	7,000	8,500	14,000																																																																																																																																																																																																																																																																	
		1 体育館	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">半日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村岡体育館</td> <td>1階体育場 3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>4,730円</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福岡体育館</td> <td>1階体育場 5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>14,700円</td> <td>6,830円</td> <td>8,930円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2階</td> <td>0円</td> <td>1,050円</td> <td>0円</td> <td>2,100円</td> <td>0円</td> <td>1,370円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>味取体育館</td> <td></td> <td>2,630円</td> <td>3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>3,150円</td> <td>4,730円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山田体育館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 1階体育館を2団体以上が共用する場合は、5割増料金とする。 (2) 暖房を使用した場合は、3割増料金とする。 (3) 半日とは、開館時刻から12時まで又は13時から17時までとし、夜間とは18時から閉館時刻までとする。</p> <p><b>【減免】</b> (1) 別表に掲げる関係団体及び機関が、スポーツ活動並びにその本来の目的を達成するために使用するとき。ただし、別表中の門真市関係については、福岡体育館に限り適用する。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体が使用するとき。 (3) その他、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。</p>										区 分	半日		1日		夜間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	村岡体育館	1階体育場 3,680円	5,250円	7,350円	10,500円	4,730円	6,300円		2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円		福岡体育館	1階体育場 5,250円	7,350円	10,500円	14,700円	6,830円	8,930円		2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円		味取体育館		2,630円	3,680円	5,250円	7,350円	3,150円	4,730円		山田体育館																																																																																																																																																																																																			
	区 分	半日		1日		夜間																																																																																																																																																																																																																																																																
		町内	町外	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																																																																																																																																															
		村岡体育館	1階体育場 3,680円	5,250円	7,350円	10,500円	4,730円	6,300円																																																																																																																																																																																																																																																														
		2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円																																																																																																																																																																																																																																																														
	福岡体育館	1階体育場 5,250円	7,350円	10,500円	14,700円	6,830円	8,930円																																																																																																																																																																																																																																																															
	2階	0円	1,050円	0円	2,100円	0円	1,370円																																																																																																																																																																																																																																																															
	味取体育館		2,630円	3,680円	5,250円	7,350円	3,150円	4,730円																																																																																																																																																																																																																																																														
	山田体育館																																																																																																																																																																																																																																																																					
	町民体育館 (B & G 海洋センター)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>スポーツを目的としたもの</td> <td>2,625</td> <td>2,625</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>スポーツ以外のもの</td> <td>2,835</td> <td>2,835</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td>157</td> <td>157</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td>210</td> <td>210</td> <td>315</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 2区画に区分したうち1区画及び第2体育館の専用使用料は、上記金額の2分の1とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p> <p>佐津地区健康管理施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 (9～17時まで)</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>夜 (17～24時まで)</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町内在住以外の者が利用するときは、上記の使用料を納めなければならない。</p>										区 分	金 額 (円)			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	専用使用	スポーツを目的としたもの	2,625	2,625	4,200	スポーツ以外のもの	2,835	2,835	4,725	個人使用	幼児・小・中学生	105	105	157	高校生・大学生	157	157	210	大人	210	210	315	区 分	金 額 (円)	昼 (9～17時まで)	3,150	夜 (17～24時まで)	4,200																																																																																																																																																																																																																								
区 分	金 額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																					
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00																																																																																																																																																																																																																																																																			
専用使用	スポーツを目的としたもの	2,625	2,625	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																		
	スポーツ以外のもの	2,835	2,835	4,725																																																																																																																																																																																																																																																																		
個人使用	幼児・小・中学生	105	105	157																																																																																																																																																																																																																																																																		
	高校生・大学生	157	157	210																																																																																																																																																																																																																																																																		
	大人	210	210	315																																																																																																																																																																																																																																																																		
区 分	金 額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																					
昼 (9～17時まで)	3,150																																																																																																																																																																																																																																																																					
夜 (17～24時まで)	4,200																																																																																																																																																																																																																																																																					
プール		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="3">使用時間</th> <th rowspan="2">1回</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>9時から 12時まで (1人当り)</th> <th>13時から 17時まで (1人当り)</th> <th>18時から 21時まで (1人当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">団体使用</td> <td>15歳以上</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td>50円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用</td> <td>15歳以上</td> <td colspan="3">100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15歳未満</td> <td colspan="3">無料</td> <td>中学校の生徒を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【注】</b> 団体使用は20人以上とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。</p>										使用区分	使用時間			1回	備 考	9時から 12時まで (1人当り)	13時から 17時まで (1人当り)	18時から 21時まで (1人当り)	団体使用	15歳以上	50円	50円	50円		15歳未満	無料			中学校の生徒を含む	個人使用	15歳以上	100円				15歳未満	無料			中学校の生徒を含む																																																																																																																																																																																																																												
	使用区分	使用時間			1回	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																
9時から 12時まで (1人当り)		13時から 17時まで (1人当り)	18時から 21時まで (1人当り)																																																																																																																																																																																																																																																																			
団体使用	15歳以上	50円	50円	50円																																																																																																																																																																																																																																																																		
	15歳未満	無料			中学校の生徒を含む																																																																																																																																																																																																																																																																	
個人使用	15歳以上	100円																																																																																																																																																																																																																																																																				
	15歳未満	無料			中学校の生徒を含む																																																																																																																																																																																																																																																																	
	町民プール (B & G 海洋センター)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9:00～ 12:00</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専用使用</td> <td>平日</td> <td>3,150</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>日曜・祝祭日</td> <td>4,200</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人使用</td> <td>幼児・小・中学生</td> <td colspan="2">105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高校生・大学生</td> <td colspan="2">157</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td colspan="2">210</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【備考】</b> (1) 幼児プールの専用使用は上記金額の4分の1とする。 (2) 個人使用は、入場1回につき上記の金額とする。</p> <p><b>【減免】</b> 教育委員会規則で定めるところにより減額し、または免除することができる。</p>										区 分	金 額 (円)			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00	専用使用	平日	3,150	4,200	6,300	日曜・祝祭日	4,200	6,300	8,400	個人使用	幼児・小・中学生	105			高校生・大学生	157			大人	210																																																																																																																																																																																																																																
区 分	金 額 (円)																																																																																																																																																																																																																																																																					
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 22:00																																																																																																																																																																																																																																																																			
専用使用	平日	3,150	4,200	6,300																																																																																																																																																																																																																																																																		
	日曜・祝祭日	4,200	6,300	8,400																																																																																																																																																																																																																																																																		
個人使用	幼児・小・中学生	105																																																																																																																																																																																																																																																																				
	高校生・大学生	157																																																																																																																																																																																																																																																																				
	大人	210																																																																																																																																																																																																																																																																				

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																									
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																											
	美方町	村岡町	香住町																																																																																																								
グラウンド等	美方町多目的山村広場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設区分</th> <th colspan="4">金額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">半 日</th> <th colspan="2">1 日</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的山村広場</td> <td>0</td> <td>5,000</td> <td>0</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長が公益上、その他必要と認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p>	施設区分	金額(円)				半 日		1 日		町内	町外	町内	町外	多目的山村広場	0	5,000	0	10,000	2 運動場 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">施設</th> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">半 日</th> <th colspan="2">1 日</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租岡すこやか広場</td> <td colspan="2"></td> <td>0円</td> <td>5,250円</td> <td>0円</td> <td>10,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1 半日とは、開場時刻から12時まで又は13時から17時までとする。 2 運動場を2団体以上が共用する場合は、5割増料金とする。</p> <p>[減免] (1) 別表に掲げる関係団体及び機関が、スポーツ活動並びにその本来の目的を達成するために使用するとき。ただし、別表中の門真市関係については、福岡体育館に限り適用する。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体が使用するとき。 (3) その他、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。</p>	施設	区 分		半 日		1 日				町内	町外	町内	町外	租岡すこやか広場			0円	5,250円	0円	10,500円	総合グラウンド(今子浦運動場) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="6">金額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">平日</th> <th colspan="3">休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1回の使用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>9:00~11:30</td> <td>12:30~15:00</td> <td>15:00~17:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合グラウンド</td> <td colspan="6">1回につき 1,575円 (町外者 1回につき 3,150円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 休日とは、国民の祝祭日、日曜日及び土曜日とする。 (2) 町長の承認を得た時間外使用は、2時間を限度とし1回使用とみなす。 (3) スポーツ以外及び入場料を徴する使用の場合は、使用料は10倍の額とする。 (4) 個人単独練習のため一部使用するときは無料とする。ただし、2時間以内を原則とする。</p> <p>[減免] 町長は使用者の申請により特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> テニスコート(今子浦運動場) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="6">金額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">平日</th> <th colspan="3">休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">1回の使用時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9:00~12:00</td> <td>13:00~17:00</td> <td>9:00~11:30</td> <td>12:30~15:00</td> <td>15:00~17:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td colspan="6">1回につき 420円 (町外者 1回につき 840円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 休日とは、国民の祝祭日、日曜日及び土曜日とする。 (2) 町長の承認を得た時間外使用は、2時間を限度とし1回使用とみなす。 (3) スポーツ以外及び入場料を徴する使用の場合は、使用料は10倍の額とする。 (4) コート1面につき上記の金額とする。</p> <p>[減免] 町長は使用者の申請により特別の理由があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区 分	金額(円)						平日			休日			1回の使用時間							9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~11:30	12:30~15:00	15:00~17:30		総合グラウンド	1回につき 1,575円 (町外者 1回につき 3,150円)						区 分	金額(円)						平日			休日			1回の使用時間							9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~11:30	12:30~15:00	15:00~17:30		テニスコート	1回につき 420円 (町外者 1回につき 840円)					
	施設区分		金額(円)																																																																																																								
			半 日		1 日																																																																																																						
町内		町外	町内	町外																																																																																																							
多目的山村広場	0	5,000	0	10,000																																																																																																							
施設	区 分		半 日		1 日																																																																																																						
			町内	町外	町内	町外																																																																																																					
	租岡すこやか広場			0円	5,250円	0円	10,500円																																																																																																				
区 分	金額(円)																																																																																																										
	平日			休日																																																																																																							
	1回の使用時間																																																																																																										
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~11:30	12:30~15:00	15:00~17:30																																																																																																						
総合グラウンド	1回につき 1,575円 (町外者 1回につき 3,150円)																																																																																																										
区 分	金額(円)																																																																																																										
	平日			休日																																																																																																							
	1回の使用時間																																																																																																										
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~11:30	12:30~15:00	15:00~17:30																																																																																																						
テニスコート	1回につき 420円 (町外者 1回につき 840円)																																																																																																										

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																										
使用料等一覧表(平成15年度)																												
	美方町	村岡町	香住町																									
グラウンド等			<p style="text-align: center;">今子浦運動場（附属施設及び備品）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">附属施設及び備品名</th> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置</td> <td>一式</td> <td>1回(日)につき</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>野球ベース・ラインカー</td> <td>一式</td> <td>1回(日)につき</td> <td style="text-align: right;">1,050</td> </tr> <tr> <td>ソフトボールベース・ラインカ</td> <td>一式</td> <td>1回(日)につき</td> <td style="text-align: right;">525</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニス</td> <td>ラケット</td> <td>1個</td> <td style="text-align: right;">1回(日)につき 210</td> </tr> <tr> <td>ボール</td> <td>1個</td> <td style="text-align: right;">1回(日)につき 52</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免]                      使用料を減免することができるもの及びその額は、次のとおりとする。                      (1) 町又はその附属機関及び教育委員会が主催又は共催する行事及び町立学校が使用する場合                          使用料の全額                      (2) 体育スポーツ行事等で町長が特に必要と認めた場合                          使用料の全額                      (3) 町又は教育委員会が後援する行事で特に必要とする場合                          使用料の10分の5以内                      (4) 町長が認めた町内の社会教育団体、スポーツ団体、福祉団体、各区等がスポーツ行事で使用する場合                          使用料の10分の5以内                      (5) 前号の団体及び第1号の規定による町立学校以外</p>	附属施設及び備品名	区 分		金額(円)	平日	休日	拡声装置	一式	1回(日)につき	1,050	野球ベース・ラインカー	一式	1回(日)につき	1,050	ソフトボールベース・ラインカ	一式	1回(日)につき	525	テニス	ラケット	1個	1回(日)につき 210	ボール	1個	1回(日)につき 52
附属施設及び備品名	区 分		金額(円)																									
	平日	休日																										
拡声装置	一式	1回(日)につき	1,050																									
野球ベース・ラインカー	一式	1回(日)につき	1,050																									
ソフトボールベース・ラインカ	一式	1回(日)につき	525																									
テニス	ラケット	1個	1回(日)につき 210																									
	ボール	1個	1回(日)につき 52																									

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																
	美方町	村岡町																																																																																																																																														
公民館	<p>地域連携センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>半日又は半夜</th> <th>一日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>展示室</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長が公益上、その他必用と認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p>	施設区分	金 額 (円)		半日又は半夜	一日	展示室	400	800	会議室	400	800	<p>公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分 種 類</th> <th colspan="2">半日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小会議室</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> </tr> <tr> <td>教養室</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> <td>3,150円</td> <td>4,730円</td> <td>2,420円</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1 中央公民館及び射添地区公民館の使用料については、適用除外とする。 2 使用料の時間区分は、次のとおりとする。 半日とは 8時30分から12時まで又は13時から17時まで 1日とは 8時30分から17時まで 夜間とは 18時から22時まで ※ 冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。</p> <p>[減免] 館長は、公民館の使用が、次の各号の一に該当するときは、条例第6条に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 別表に掲げる社会教育、産業関係、社会福祉関係団体が、その本来の目的を達成するために使用するとき。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体が会議等に使用するとき。</p>	区 分 種 類	半日		1日		夜間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	小会議室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	創作室	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円	ミーティングルーム	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円	調理実習室	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円	教養室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	会議室	1,580円	2,420円	3,150円	4,730円	2,420円	3,680円	視聴覚室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	<p>中央公民館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室 名</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="6">金 額 (円)</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> <th>9時～17時</th> <th>13時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化ホール 平日</td> <td rowspan="3">741</td> <td>18,900</td> <td>25,200</td> <td>31,500</td> <td>37,800</td> <td>50,400</td> <td>63,000</td> </tr> <tr> <td>〃 十・日・祝</td> <td>24,150</td> <td>31,500</td> <td>38,850</td> <td>48,300</td> <td>63,000</td> <td>79,800</td> </tr> <tr> <td>〃 ロビーのみ</td> <td>1,890</td> <td>2,520</td> <td>3,150</td> <td>3,780</td> <td>5,040</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td>研修室(1)2階</td> <td>12</td> <td>1,575</td> <td>1,785</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> <td>3,360</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>研修室(2)2階</td> <td>12</td> <td>1,575</td> <td>1,785</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> <td>3,360</td> <td>4,725</td> </tr> <tr> <td>研修室1階</td> <td>28</td> <td>2,625</td> <td>2,940</td> <td>3,360</td> <td>5,250</td> <td>5,670</td> <td>7,875</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>108</td> <td>5,985</td> <td>6,720</td> <td>6,930</td> <td>11,445</td> <td>12,600</td> <td>17,115</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 文化ホールの舞台のみを使用する場合は、当該使用区分にかかる使用料の10分の3の額とする。 (2) 冷暖房を使用する場合は、当該使用区分にかかる使用料の10分の3の額を加算する。 (3) 許可を受けて使用時間を延長し、又は繰り上げるときは、その使用区分にかかる使用料を時間割りした額とする。この場合において時間割りする額の基礎となる時間は、1時間単位とし、30分未満は切り捨てるものとする。 (4) 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>[減免] 使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定める場合及びその額とする。 (1) 社会教育関係団体及び公民館グループが使用するとき 当該使用料の10割 (2) 国及び地方公共団体その他各種団体等が、社会教育の目的のため使用するとき 当該使用料の10割 (3) 国及び地方公共団体又は公社が、社会教育の目的以外の事業のため使用するとき 当該使用料の2割 (4) その他特に教育長が必要と認めるとき 教育委員会の定める率</p>	室 名	収容人員	金 額 (円)						9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時	文化ホール 平日	741	18,900	25,200	31,500	37,800	50,400	63,000	〃 十・日・祝	24,150	31,500	38,850	48,300	63,000	79,800	〃 ロビーのみ	1,890	2,520	3,150	3,780	5,040	6,300	研修室(1)2階	12	1,575	1,785	2,100	3,150	3,360	4,725	研修室(2)2階	12	1,575	1,785	2,100	3,150	3,360	4,725	研修室1階	28	2,625	2,940	3,360	5,250	5,670	7,875	視聴覚室	108	5,985	6,720	6,930	11,445	12,600	17,115
施設区分	金 額 (円)																																																																																																																																															
	半日又は半夜	一日																																																																																																																																														
展示室	400	800																																																																																																																																														
会議室	400	800																																																																																																																																														
区 分 種 類	半日		1日		夜間																																																																																																																																											
	町内	町外	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																										
	小会議室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																																									
創作室	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																																										
ミーティングルーム	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																																										
調理実習室	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																																										
教養室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																																										
会議室	1,580円	2,420円	3,150円	4,730円	2,420円	3,680円																																																																																																																																										
視聴覚室	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																																										
室 名	収容人員	金 額 (円)																																																																																																																																														
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時																																																																																																																																									
文化ホール 平日	741	18,900	25,200	31,500	37,800	50,400	63,000																																																																																																																																									
〃 十・日・祝		24,150	31,500	38,850	48,300	63,000	79,800																																																																																																																																									
〃 ロビーのみ		1,890	2,520	3,150	3,780	5,040	6,300																																																																																																																																									
研修室(1)2階	12	1,575	1,785	2,100	3,150	3,360	4,725																																																																																																																																									
研修室(2)2階	12	1,575	1,785	2,100	3,150	3,360	4,725																																																																																																																																									
研修室1階	28	2,625	2,940	3,360	5,250	5,670	7,875																																																																																																																																									
視聴覚室	108	5,985	6,720	6,930	11,445	12,600	17,115																																																																																																																																									

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目										
使用料等一覧表(平成15年度)												
	美方町	村岡町	香住町									
公民館			中央公民館（施設、設備） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">使用単位</th> <th style="width: 10%;">金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設備</td> <td style="text-align: center;">グランドピアノ</td> <td style="text-align: center;">1回につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕            (1) 使用時間にかかわらず、使用者ごとに1日を1回とする。            (2) グランドピアノの使用料には調律料は含まない。</p> <p>〔減免〕            使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定める場合及びその額とする。            (1) 社会教育関係団体及び公民館グループが使用するとき 当該使用料の10割            (2) 国及び地方公共団体その他各種団体等が、社会教育の目的のため使用するとき 当該使用料の10割            (3) 国及び地方公共団体又は公社が、社会教育の目的以外の事業のため使用するとき 当該使用料の2割            (4) その他特に教育長が必要と認めたとき 教育委員会の定める率</p>	区 分	使用単位	金 額 (円)	設備	グランドピアノ	1回につき			5,000
区 分	使用単位	金 額 (円)										
設備	グランドピアノ	1回につき										
		5,000										

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																
	美方町	村岡町																																																																																																																														
公民館		香住町																																																																																																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区公民館</th> <th rowspan="2">収容 人員</th> <th colspan="3">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">室 名</th> <th>昼 9時～17時</th> <th>夜 17時～22時</th> <th>冷暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">柴山 地区公 民館</td> <td>和室 (1階)</td> <td>20</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>18</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>40</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>和室 (2階)</td> <td>50</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>24</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>180</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">奥佐津 地区公 民館</td> <td>会議室</td> <td>20</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>24</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>50</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>150</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">佐津 地区公 民館</td> <td>会議室</td> <td>20</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>24</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>50</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>150</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">長井 地区公 民館</td> <td>会議室</td> <td>30</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>24</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>30</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>100</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">余部 地区公 民館</td> <td>和室</td> <td>50</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>20</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>24</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>150</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 冷暖房料は、冷暖房施設を使用した場合に徴収する。</p> <p>[減免] 使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に定める場合及びその額とする。 (1)社会教育関係団体及び公民館グループが使用するとき 当該使用料の10割 (2)国及び地方公共団体その他各種団体等が、社会教育の目的のため使用するとき 当該使用料の10割 (3)国及び地方公共団体又は公社が、社会教育の目的以外の事業のため使用するとき 当該使用料の2割 (4)その他特に教育長が必要と認めるとき 教育委員会の定める率</p>	地区公民館		収容 人員	金 額(円)			室 名		昼 9時～17時	夜 17時～22時	冷暖房料	柴山 地区公 民館	和室 (1階)	20	2,100	3,465	735	会議室	18	2,100	3,465	735	学習室	40	2,625	3,990	735	和室 (2階)	50	2,625	3,990	735	実習室	24	2,625	3,990	735	大会議室	180	3,990	6,300	1,470	奥佐津 地区公 民館	会議室	20	2,100	3,465	735	調理実習室	24	2,625	3,990	735	和室	50	1,575	2,625	735	大会議室	150	3,990	6,300	1,470	佐津 地区公 民館	会議室	20	2,100	3,465	735	調理実習室	24	2,625	3,990	735	和室	50	1,575	2,625	735	大会議室	150	3,990	6,300	1,470	長井 地区公 民館	会議室	30	2,100	3,465	735	調理実習室	24	2,625	3,990	735	和室	30	1,575	2,625	735	大会議室	100	3,990	6,300	1,470	余部 地区公 民館	和室	50	1,575	2,625	735	講義室	20	2,100	3,465	735	調理実習室	24	2,625	3,990	735	大集会室	150	3,990	6,300	1,470
地区公民館		収容 人員	金 額(円)																																																																																																																													
室 名			昼 9時～17時	夜 17時～22時	冷暖房料																																																																																																																											
柴山 地区公 民館	和室 (1階)	20	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	会議室	18	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	学習室	40	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	和室 (2階)	50	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	実習室	24	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	大会議室	180	3,990	6,300	1,470																																																																																																																											
奥佐津 地区公 民館	会議室	20	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	調理実習室	24	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	和室	50	1,575	2,625	735																																																																																																																											
	大会議室	150	3,990	6,300	1,470																																																																																																																											
佐津 地区公 民館	会議室	20	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	調理実習室	24	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	和室	50	1,575	2,625	735																																																																																																																											
	大会議室	150	3,990	6,300	1,470																																																																																																																											
長井 地区公 民館	会議室	30	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	調理実習室	24	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	和室	30	1,575	2,625	735																																																																																																																											
	大会議室	100	3,990	6,300	1,470																																																																																																																											
余部 地区公 民館	和室	50	1,575	2,625	735																																																																																																																											
	講義室	20	2,100	3,465	735																																																																																																																											
	調理実習室	24	2,625	3,990	735																																																																																																																											
	大集会室	150	3,990	6,300	1,470																																																																																																																											

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																												
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																														
コミュニティセンター集会所等	美方町	村岡町																																																																																																																												
	美方町基幹集落センター	町民センター																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="4">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 8:30～ 12:30</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>夜間 18:00～ 22:00</th> <th>一日 8:30～ 17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>娯楽室(1室のみ)</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>娯楽室(2室とも)</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 追加使用料は、1時間を増す毎にその割合で徴収する。 (2) 冷暖房料金は、基本料金の20%に相当する額とする。</p> <p>[減免] 町長は、公益上特別の理由があるとき(認めた団体等)は、使用料の全額又は一部を免除することができる。</p>	種 類	金 額(円)				午前 8:30～ 12:30	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	一日 8:30～ 17:00	娯楽室(1室のみ)	1,200	1,200	1,500	2,000	娯楽室(2室とも)	2,000	2,000	2,500	3,500	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種 類</th> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="2">半日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>2階</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> <td>3,150円</td> <td>4,730円</td> <td>2,420円</td> <td>3,680円</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>2階</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> </tr> <tr> <td>農林業研修室</td> <td>2階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>2階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>生活改善実習</td> <td>1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>農林業指導セ</td> <td>1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>老人室</td> <td>1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>婦人室</td> <td>1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> </tr> <tr> <td>結構式場</td> <td>2階</td> <td colspan="2">町内</td> <td colspan="2">町外</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">5,250円</td> <td colspan="2">10,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1 使用料の時間区分は、次のとおりとする。 半日とは 8時30分から12時30分まで又は13時から17時まで 1日とは 8時30分から17時まで 夜間とは 18時から22時まで ※ 冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。</p> <p>[減免] 町長は、町民センターの使用が次の各号の一つに該当するときは、条例第4条に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 別表に掲げる産業関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が、その本来の目的を達成するために使用するとき。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体等が会議等に使用するとき。 (3) 前各号のほか、町長が特別の理由があると認めるとき。</p>	種 類	区 分	半日		1日		夜間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	大会議室	2階	1,580円	2,420円	3,150円	4,730円	2,420円	3,680円	中会議室	2階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円	農林業研修室	2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	娯楽室	2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	生活改善実習	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	農林業指導セ	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	相談室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	老人室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	婦人室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円	結構式場	2階	町内		町外								5,250円		10,500円				
	種 類		金 額(円)																																																																																																																											
午前 8:30～ 12:30		午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	一日 8:30～ 17:00																																																																																																																										
娯楽室(1室のみ)	1,200	1,200	1,500	2,000																																																																																																																										
娯楽室(2室とも)	2,000	2,000	2,500	3,500																																																																																																																										
種 類	区 分	半日		1日		夜間																																																																																																																								
		町内	町外	町内	町外	町内	町外																																																																																																																							
		大会議室	2階	1,580円	2,420円	3,150円	4,730円	2,420円	3,680円																																																																																																																					
中会議室	2階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																							
農林業研修室	2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
娯楽室	2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
生活改善実習	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
農林業指導セ	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
相談室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
老人室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
婦人室	1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																							
結構式場	2階	町内		町外																																																																																																																										
				5,250円		10,500円																																																																																																																								
美方町総合センター	文化会館																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="3">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 8:30～ 12:30</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>夜間 18:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>婦人研修室</td> <td>1,200</td> <td>1,200</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>青年研修室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 追加使用料は、1時間を増す毎にその割合で徴収する。 (2) 冷暖房料金は、基本料金の20%に相当する額とする。</p> <p>[減免] 管理者は、総合センターの使用許可を受けた者から使用料を徴収することができる。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りではない。</p>	種 類	金 額(円)			午前 8:30～ 12:30	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	大集会室	2,500	2,500	3,800	視聴覚室	1,500	1,500	2,300	婦人研修室	1,200	1,200	1,500	青年研修室	1,000	1,000	1,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室 名</th> <th rowspan="2">収容 人員</th> <th colspan="6">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>8:30～ 12:30</th> <th>13:00～ 17:00</th> <th>18:00～ 22:00</th> <th>8:30～ 17:00</th> <th>13:00～ 22:00</th> <th>8:30～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1会議室</td> <td>16</td> <td>2,415</td> <td>2,940</td> <td>3,045</td> <td>4,830</td> <td>5,670</td> <td>7,350</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>20</td> <td>2,625</td> <td>2,940</td> <td>3,360</td> <td>5,250</td> <td>5,670</td> <td>7,875</td> </tr> <tr> <td>第3会議室</td> <td>50</td> <td>3,990</td> <td>4,515</td> <td>4,620</td> <td>7,665</td> <td>8,400</td> <td>11,445</td> </tr> <tr> <td>紅梅</td> <td>6</td> <td>735</td> <td>945</td> <td>1,260</td> <td>1,575</td> <td>1,995</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>白梅</td> <td>6</td> <td>735</td> <td>945</td> <td>1,260</td> <td>1,575</td> <td>1,995</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>松</td> <td>15</td> <td>1,575</td> <td>1,890</td> <td>2,100</td> <td>3,045</td> <td>3,780</td> <td>4,830</td> </tr> <tr> <td>竹</td> <td>15</td> <td>1,575</td> <td>1,890</td> <td>2,100</td> <td>3,045</td> <td>3,780</td> <td>4,830</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>500</td> <td>13,335</td> <td>15,750</td> <td>18,270</td> <td>27,300</td> <td>29,715</td> <td>39,690</td> </tr> <tr> <td>結婚式関係</td> <td>1回(2時間以内につき)</td> <td colspan="6">7,350円</td> </tr> <tr> <td>講義室</td> <td>45</td> <td>2,835</td> <td>3,150</td> <td>3,360</td> <td>5,355</td> <td>6,195</td> <td>8,295</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>35</td> <td>2,520</td> <td>2,835</td> <td>2,940</td> <td>4,725</td> <td>5,460</td> <td>7,350</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 使用時間には、準備、後始末の時間を含むものとする。 (2) 許可を受けて使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するときは、超過又は繰上利用の当該使用区分にかかる基本使用料の時間割した額(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。)を直ちに納付するものとする。この場合において、時間割する額の基礎となる時間は1時間単位とし、30分未満は切り捨てるものとする。 (3) 冷房施設を使用した場合は、当該使用区分に係る基本使用料の10分の2の額を、暖房施設を使用した場合は、当該使用区分に係る基本使用料の10分の3の額の使用料を徴収する。 (4) 大集会室のステージのみを使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の10分の3の額とする。 (5) 条例第5条第3号ただし書によって使用する場合は、当該使用区分にかかる基本使用料の10分の2の額を加味する。 (6) 講義室及び調理実習室は、社会教育の用に供しない場合で、一般の利用に供するときに適用する。 (7) 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>[減免] 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	室 名	収容 人員	金 額(円)						8:30～ 12:30	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 17:00	13:00～ 22:00	8:30～ 22:00	第1会議室	16	2,415	2,940	3,045	4,830	5,670	7,350	第2会議室	20	2,625	2,940	3,360	5,250	5,670	7,875	第3会議室	50	3,990	4,515	4,620	7,665	8,400	11,445	紅梅	6	735	945	1,260	1,575	1,995	2,625	白梅	6	735	945	1,260	1,575	1,995	2,625	松	15	1,575	1,890	2,100	3,045	3,780	4,830	竹	15	1,575	1,890	2,100	3,045	3,780	4,830	大集会室	500	13,335	15,750	18,270	27,300	29,715	39,690	結婚式関係	1回(2時間以内につき)	7,350円						講義室	45	2,835	3,150	3,360	5,355	6,195	8,295	調理実習室	35	2,520	2,835	2,940	4,725	5,460	7,350
種 類		金 額(円)																																																																																																																												
	午前 8:30～ 12:30	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00																																																																																																																											
大集会室	2,500	2,500	3,800																																																																																																																											
視聴覚室	1,500	1,500	2,300																																																																																																																											
婦人研修室	1,200	1,200	1,500																																																																																																																											
青年研修室	1,000	1,000	1,200																																																																																																																											
室 名	収容 人員	金 額(円)																																																																																																																												
		8:30～ 12:30	13:00～ 17:00	18:00～ 22:00	8:30～ 17:00	13:00～ 22:00	8:30～ 22:00																																																																																																																							
第1会議室	16	2,415	2,940	3,045	4,830	5,670	7,350																																																																																																																							
第2会議室	20	2,625	2,940	3,360	5,250	5,670	7,875																																																																																																																							
第3会議室	50	3,990	4,515	4,620	7,665	8,400	11,445																																																																																																																							
紅梅	6	735	945	1,260	1,575	1,995	2,625																																																																																																																							
白梅	6	735	945	1,260	1,575	1,995	2,625																																																																																																																							
松	15	1,575	1,890	2,100	3,045	3,780	4,830																																																																																																																							
竹	15	1,575	1,890	2,100	3,045	3,780	4,830																																																																																																																							
大集会室	500	13,335	15,750	18,270	27,300	29,715	39,690																																																																																																																							
結婚式関係	1回(2時間以内につき)	7,350円																																																																																																																												
講義室	45	2,835	3,150	3,360	5,355	6,195	8,295																																																																																																																							
調理実習室	35	2,520	2,835	2,940	4,725	5,460	7,350																																																																																																																							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																																			
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																					
	美方町	村岡町																																																																																																																																																			
コミュニティセンター集会所等	<p>集会所施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新屋集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>神水集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>城山集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>熟田集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>忠宮集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>広井集会所</td><td>無料</td></tr> <tr><td>神場集会所</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table> <p>生活改善センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>貫田生活改善センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>東垣生活改善センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>石寺集落センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>茅野多目的集施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>野間谷構造改善センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>秋岡集落センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>水間集落センター</td><td>無料</td></tr> <tr><td>新屋活性化交流集施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>城山ふるさと交流センター</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	名 称	使用料(円)	新屋集会所	無料	神水集会所	無料	城山集会所	無料	熟田集会所	無料	忠宮集会所	無料	広井集会所	無料	神場集会所	無料	名 称	使用料(円)	貫田生活改善センター	無料	東垣生活改善センター	無料	石寺集落センター	無料	茅野多目的集施設	無料	野間谷構造改善センター	無料	秋岡集落センター	無料	水間集落センター	無料	新屋活性化交流集施設	無料	城山ふるさと交流センター	無料	<p>射添会館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">半 日</th> <th colspan="2">1 日</th> <th colspan="2">夜 間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用料</td> <td>教養・娯楽室2階</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室 2階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>更衣室兼休憩室1階</td> <td>530円</td> <td>840円</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>840円</td> <td>1,260円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室 1階</td> <td>1,050円</td> <td>1,580円</td> <td>2,100円</td> <td>3,150円</td> <td>1,580円</td> <td>2,420円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>3,680円</td> <td>5,250円</td> <td>7,350円</td> <td>10,500円</td> <td>4,730円</td> <td>6,300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 1 使用料の時間区分は、次のとおりとする。 半日とは 8時30分から12時まで又は13時から17時まで 1日とは 8時30分から17時まで 夜間とは 18時から22時まで ※ 冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。</p> <p>〔減免〕 町長は、会館の使用が次の各号の一つに該当するときは、集落センター条例第4条に規定する使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 別表に掲げる産業関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体等が、その本来の目的を達成するために使用するとき。 (2) 町域を超える前号各団体の連合体等が会議等に使用するとき。 (3) 前各号のほか、町長が特別の理由があると認めるとき。</p>	種 類	区 分		半 日		1 日		夜 間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外	使用料	教養・娯楽室2階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円		研修室 2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円		更衣室兼休憩室1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円		創作室 1階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円		多目的ホール	3,680円	5,250円	7,350円	10,500円	4,730円	6,300円		<p>文化会館(結婚式に付随して利用する場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室 名</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="2">金 額(円) (4時間以内)</th> </tr> <tr> <th>昼 間</th> <th>夜 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松・竹合同</td><td>30</td><td>4,095</td><td>4,830</td></tr> <tr><td>第2会議室</td><td>15</td><td>3,360</td><td>3,570</td></tr> <tr><td>第3会議室</td><td>50</td><td>5,775</td><td>6,300</td></tr> <tr><td>大集会室</td><td>100</td><td>13,335</td><td>15,750</td></tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 (1) 前述の備考の(1)、(3)及び(7)の項を準用する。 (2) 準備の都合等により、町長の許可を得て、4時間を超過して使用する場合は、当該基本使用料の10分の3の額を加味する。</p> <p>〔減免〕 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>文化会館(附属設備)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エレクトーン(ハモンドオルガン)</td> <td>1回につき 2,100</td> <td>(1) 最高の使用時間は、開館時間とする。</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備一式(テーブル付き)</td> <td>1回につき 2,100</td> <td>(2) 1回の使用時間が4時間を超えるときは左の料金の次の区分による金額を加算する。</td> </tr> <tr> <td>マイク設備一式</td> <td>1回につき 735</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスマイク一式</td> <td>1回につき 735</td> <td>①超過時間が1時間以内の場合 左の料金に3割を乗じて得た金額</td> </tr> <tr> <td>オーバーヘッド一式</td> <td>1回につき 105</td> <td>②超過時間が1時間を超え2時間以内の場合 左の料金に5割を乗じて得た金額</td> </tr> <tr> <td>持込電気器具</td> <td>1台につき 105</td> <td>③超過時間が2時間を超えた場合 左の料金に10割を乗じて得た金額</td> </tr> <tr> <td>金屏風一式</td> <td>1回につき 1,365</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示用パネル一式</td> <td>1回につき 105</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理実習設備</td> <td>1回につき 2,730</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>〔減免〕 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	室 名	収容人員	金 額(円) (4時間以内)		昼 間	夜 間	松・竹合同	30	4,095	4,830	第2会議室	15	3,360	3,570	第3会議室	50	5,775	6,300	大集会室	100	13,335	15,750	利用区分	使用料(円)	備 考	エレクトーン(ハモンドオルガン)	1回につき 2,100	(1) 最高の使用時間は、開館時間とする。	カラオケ設備一式(テーブル付き)	1回につき 2,100	(2) 1回の使用時間が4時間を超えるときは左の料金の次の区分による金額を加算する。	マイク設備一式	1回につき 735		ワイヤレスマイク一式	1回につき 735	①超過時間が1時間以内の場合 左の料金に3割を乗じて得た金額	オーバーヘッド一式	1回につき 105	②超過時間が1時間を超え2時間以内の場合 左の料金に5割を乗じて得た金額	持込電気器具	1台につき 105	③超過時間が2時間を超えた場合 左の料金に10割を乗じて得た金額	金屏風一式	1回につき 1,365		展示用パネル一式	1回につき 105		調理実習設備	1回につき 2,730	
	名 称	使用料(円)																																																																																																																																																			
新屋集会所	無料																																																																																																																																																				
神水集会所	無料																																																																																																																																																				
城山集会所	無料																																																																																																																																																				
熟田集会所	無料																																																																																																																																																				
忠宮集会所	無料																																																																																																																																																				
広井集会所	無料																																																																																																																																																				
神場集会所	無料																																																																																																																																																				
名 称	使用料(円)																																																																																																																																																				
貫田生活改善センター	無料																																																																																																																																																				
東垣生活改善センター	無料																																																																																																																																																				
石寺集落センター	無料																																																																																																																																																				
茅野多目的集施設	無料																																																																																																																																																				
野間谷構造改善センター	無料																																																																																																																																																				
秋岡集落センター	無料																																																																																																																																																				
水間集落センター	無料																																																																																																																																																				
新屋活性化交流集施設	無料																																																																																																																																																				
城山ふるさと交流センター	無料																																																																																																																																																				
種 類	区 分		半 日		1 日		夜 間																																																																																																																																														
	町内	町外	町内	町外	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																													
使用料	教養・娯楽室2階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																																														
	研修室 2階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																																														
	更衣室兼休憩室1階	530円	840円	1,050円	1,580円	840円	1,260円																																																																																																																																														
	創作室 1階	1,050円	1,580円	2,100円	3,150円	1,580円	2,420円																																																																																																																																														
	多目的ホール	3,680円	5,250円	7,350円	10,500円	4,730円	6,300円																																																																																																																																														
室 名	収容人員	金 額(円) (4時間以内)																																																																																																																																																			
		昼 間	夜 間																																																																																																																																																		
松・竹合同	30	4,095	4,830																																																																																																																																																		
第2会議室	15	3,360	3,570																																																																																																																																																		
第3会議室	50	5,775	6,300																																																																																																																																																		
大集会室	100	13,335	15,750																																																																																																																																																		
利用区分	使用料(円)	備 考																																																																																																																																																			
エレクトーン(ハモンドオルガン)	1回につき 2,100	(1) 最高の使用時間は、開館時間とする。																																																																																																																																																			
カラオケ設備一式(テーブル付き)	1回につき 2,100	(2) 1回の使用時間が4時間を超えるときは左の料金の次の区分による金額を加算する。																																																																																																																																																			
マイク設備一式	1回につき 735																																																																																																																																																				
ワイヤレスマイク一式	1回につき 735	①超過時間が1時間以内の場合 左の料金に3割を乗じて得た金額																																																																																																																																																			
オーバーヘッド一式	1回につき 105	②超過時間が1時間を超え2時間以内の場合 左の料金に5割を乗じて得た金額																																																																																																																																																			
持込電気器具	1台につき 105	③超過時間が2時間を超えた場合 左の料金に10割を乗じて得た金額																																																																																																																																																			
金屏風一式	1回につき 1,365																																																																																																																																																				
展示用パネル一式	1回につき 105																																																																																																																																																				
調理実習設備	1回につき 2,730																																																																																																																																																				

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																								
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																										
コミュニティセンター集会所等	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">各村岡町</th> </tr> <tr> <th colspan="2">各区集会施設</th> <th colspan="2">各区集会施設</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>和池区集会施設</td><td>無料</td><td>小城区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>日影区集会施設</td><td>無料</td><td>新町区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>耀山区集会施設</td><td>無料</td><td>神坂区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>大糠区集会施設</td><td>無料</td><td>川会区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>入江区集会施設</td><td>無料</td><td>鹿田区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>祖岡区集会施設</td><td>無料</td><td>八井谷区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>高井区集会施設</td><td>無料</td><td>水上区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>高津区集会施設</td><td>無料</td><td>中大夫区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>池ヶ平区集会施設</td><td>無料</td><td>萩山区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>境区集会施設</td><td>無料</td><td>和田区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>中西区集会施設</td><td>無料</td><td>殿町区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>相田区集会施設</td><td>無料</td><td>味取区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>坂仕野区集会施設</td><td>無料</td><td>原区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>守河内区集会施設</td><td>無料</td><td>光陽区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>大笹区集会施設</td><td>無料</td><td>大野区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>東中区集会施設</td><td>無料</td><td>宿区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>長瀬区集会施設</td><td>無料</td><td>山田区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>野々上区集会施設</td><td>無料</td><td>川上区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>市原区集会施設</td><td>無料</td><td>作山区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>西本町区集会施設</td><td>無料</td><td>用野区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>本町区集会施設</td><td>無料</td><td>熊波区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>高坂区集会施設</td><td>無料</td><td>黒田区集会施設</td><td>無料</td></tr> <tr><td>和佐父区集会施設</td><td>無料</td><td>長板区集会施設</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	各村岡町				各区集会施設		各区集会施設		名称	使用料	名称	使用料	和池区集会施設	無料	小城区集会施設	無料	日影区集会施設	無料	新町区集会施設	無料	耀山区集会施設	無料	神坂区集会施設	無料	大糠区集会施設	無料	川会区集会施設	無料	入江区集会施設	無料	鹿田区集会施設	無料	祖岡区集会施設	無料	八井谷区集会施設	無料	高井区集会施設	無料	水上区集会施設	無料	高津区集会施設	無料	中大夫区集会施設	無料	池ヶ平区集会施設	無料	萩山区集会施設	無料	境区集会施設	無料	和田区集会施設	無料	中西区集会施設	無料	殿町区集会施設	無料	相田区集会施設	無料	味取区集会施設	無料	坂仕野区集会施設	無料	原区集会施設	無料	守河内区集会施設	無料	光陽区集会施設	無料	大笹区集会施設	無料	大野区集会施設	無料	東中区集会施設	無料	宿区集会施設	無料	長瀬区集会施設	無料	山田区集会施設	無料	野々上区集会施設	無料	川上区集会施設	無料	市原区集会施設	無料	作山区集会施設	無料	西本町区集会施設	無料	用野区集会施設	無料	本町区集会施設	無料	熊波区集会施設	無料	高坂区集会施設	無料	黒田区集会施設	無料	和佐父区集会施設	無料	長板区集会施設	無料
	各村岡町																																																																																																									
各区集会施設		各区集会施設																																																																																																								
名称	使用料	名称	使用料																																																																																																							
和池区集会施設	無料	小城区集会施設	無料																																																																																																							
日影区集会施設	無料	新町区集会施設	無料																																																																																																							
耀山区集会施設	無料	神坂区集会施設	無料																																																																																																							
大糠区集会施設	無料	川会区集会施設	無料																																																																																																							
入江区集会施設	無料	鹿田区集会施設	無料																																																																																																							
祖岡区集会施設	無料	八井谷区集会施設	無料																																																																																																							
高井区集会施設	無料	水上区集会施設	無料																																																																																																							
高津区集会施設	無料	中大夫区集会施設	無料																																																																																																							
池ヶ平区集会施設	無料	萩山区集会施設	無料																																																																																																							
境区集会施設	無料	和田区集会施設	無料																																																																																																							
中西区集会施設	無料	殿町区集会施設	無料																																																																																																							
相田区集会施設	無料	味取区集会施設	無料																																																																																																							
坂仕野区集会施設	無料	原区集会施設	無料																																																																																																							
守河内区集会施設	無料	光陽区集会施設	無料																																																																																																							
大笹区集会施設	無料	大野区集会施設	無料																																																																																																							
東中区集会施設	無料	宿区集会施設	無料																																																																																																							
長瀬区集会施設	無料	山田区集会施設	無料																																																																																																							
野々上区集会施設	無料	川上区集会施設	無料																																																																																																							
市原区集会施設	無料	作山区集会施設	無料																																																																																																							
西本町区集会施設	無料	用野区集会施設	無料																																																																																																							
本町区集会施設	無料	熊波区集会施設	無料																																																																																																							
高坂区集会施設	無料	黒田区集会施設	無料																																																																																																							
和佐父区集会施設	無料	長板区集会施設	無料																																																																																																							
	香住町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">構造改善センター</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="2">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>昼(9~17時)</th> <th>夜(17~22時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">丹生地構造改善センター</td> <td>会議室</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">無南垣構造改善センター</td> <td>調理実習室</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>中会議室(一部屋使用)</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>中会議室(全部使用)</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">奥安木構造改善センター</td> <td>会議室</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> <tr> <td>藤農林漁家婦人活動促進施設</td> <td>研修室</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">御崎地区活性化施設</td> <td>会議室(1)</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>2,100</td> <td>3,150</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 使用料は無料とする。ただし、営利を目的とする興行等又は私的な行事のため使用する場合は、上記に定める使用料を徴収する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> <th rowspan="2">暖房料(円)</th> </tr> <tr> <th>昼(9時~17時まで)</th> <th>夜(17時~22時まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,575</td> <td>2,625</td> <td>735</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> <td>1,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 (1)センター等の名称は次のとおり ・余部生活改善センター ・奥佐津生活改善センター ・長井農林業経営管理センター (2)使用料は無料とする。ただし、営利を目的とする興業等又は私的な行事のため使用する場合は、上記に定める使用料を徴収する。 (3)暖房料は、暖房施設を使用した場合に徴収する。</p>	構造改善センター				施設名	室名	金額(円)		昼(9~17時)	夜(17~22時)	丹生地構造改善センター	会議室	1,575	2,625	研修室	2,100	3,150	無南垣構造改善センター	調理実習室	2,100	3,150	中会議室(一部屋使用)	2,100	3,150	中会議室(全部使用)	2,625	3,990	研修室	3,990	6,300	奥安木構造改善センター	会議室	1,575	2,625	研修室	2,100	3,150	藤農林漁家婦人活動促進施設	研修室	1,575	2,625	御崎地区活性化施設	会議室(1)	1,575	2,625	会議室(2)	1,575	2,625	調理実習室	2,100	3,150	室名	使用料(円)		暖房料(円)	昼(9時~17時まで)	夜(17時~22時まで)	会議室	2,100	3,465	735	調理実習室	2,625	3,990	735	和室	1,575	2,625	735	大会議室	3,990	6,300	1,470																															
構造改善センター																																																																																																										
施設名	室名	金額(円)																																																																																																								
		昼(9~17時)	夜(17~22時)																																																																																																							
丹生地構造改善センター	会議室	1,575	2,625																																																																																																							
	研修室	2,100	3,150																																																																																																							
無南垣構造改善センター	調理実習室	2,100	3,150																																																																																																							
	中会議室(一部屋使用)	2,100	3,150																																																																																																							
	中会議室(全部使用)	2,625	3,990																																																																																																							
	研修室	3,990	6,300																																																																																																							
奥安木構造改善センター	会議室	1,575	2,625																																																																																																							
	研修室	2,100	3,150																																																																																																							
藤農林漁家婦人活動促進施設	研修室	1,575	2,625																																																																																																							
御崎地区活性化施設	会議室(1)	1,575	2,625																																																																																																							
	会議室(2)	1,575	2,625																																																																																																							
	調理実習室	2,100	3,150																																																																																																							
室名	使用料(円)		暖房料(円)																																																																																																							
	昼(9時~17時まで)	夜(17時~22時まで)																																																																																																								
会議室	2,100	3,465	735																																																																																																							
調理実習室	2,625	3,990	735																																																																																																							
和室	1,575	2,625	735																																																																																																							
大会議室	3,990	6,300	1,470																																																																																																							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																											
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																													
	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">村岡町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各集落農業構造改善センター</td> </tr> <tr> <td>施設の名称</td> <td>金額(円)</td> </tr> <tr> <td>森脇集落農業構造改善センター</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>丸味集落農業構造改善センター</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>長板集落農業構造改善センター</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">教育集会所</td> </tr> <tr> <td>施設の名称</td> <td>金額(円)</td> </tr> <tr> <td>横町会館</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ゆぶね会館</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	村岡町		各集落農業構造改善センター		施設の名称	金額(円)	森脇集落農業構造改善センター	無料	丸味集落農業構造改善センター	無料	長板集落農業構造改善センター	無料	教育集会所		施設の名称	金額(円)	横町会館	無料	ゆぶね会館	無料																																																																																							
村岡町																																																																																																													
各集落農業構造改善センター																																																																																																													
施設の名称	金額(円)																																																																																																												
森脇集落農業構造改善センター	無料																																																																																																												
丸味集落農業構造改善センター	無料																																																																																																												
長板集落農業構造改善センター	無料																																																																																																												
教育集会所																																																																																																													
施設の名称	金額(円)																																																																																																												
横町会館	無料																																																																																																												
ゆぶね会館	無料																																																																																																												
コミュニティセンター集会所等		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">香住町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">コミュニティ消防センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設名</td> <td rowspan="2">室名</td> <td colspan="2">金額(円)</td> </tr> <tr> <td>昼 (9時～17時)</td> <td>夜 (17時～22時)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">若松コミュニティセンター</td> <td>第一会議室</td> <td>(2,835)</td> <td>(4,200)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> </tr> <tr> <td>第二会議室</td> <td>(3,360)</td> <td>(4,725)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> </tr> <tr> <td>第三会議室</td> <td>(2,835)</td> <td>(4,200)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,100</td> <td>3,465</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">駅前コミュニティセンター</td> <td>調理室</td> <td>(3,360)</td> <td>(4,725)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,625</td> <td>3,990</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>(5,460)</td> <td>(7,770)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,990</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">駅前コミュニティセンター</td> <td>研修室1 (和室)</td> <td>(1,680)</td> <td>(2,310)</td> </tr> <tr> <td>研修室2 (和室)</td> <td>(1,260)</td> <td>1,890</td> </tr> <tr> <td>研修室3 (和室)</td> <td>(1,260)</td> <td>(1,995)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>840</td> <td>1,575</td> </tr> <tr> <td>研修室3 (洋室)</td> <td>(3,150)</td> <td>(4,410)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,415</td> <td>3,675</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>(2,205)</td> <td>(2,835)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,470</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大集会室</td> <td>(3,255)</td> <td>(4,725)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2,520</td> <td>3,990</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <p>[備考]</p> <p>(1) 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町在住以外の者が利用するときは、上記に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>(2) 使用料のうち、上段( )の使用料は冷房又は暖房をした料金である。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">観光農業園地等管理施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設の名称</td> <td colspan="2">金額(円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光農業園地等管理施設</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">香住町西下岡公民館</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設の名称</td> <td colspan="2">金額(円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>香住町西下岡公民館</td> <td colspan="2">無料</td> </tr> </tbody> </table>	香住町				コミュニティ消防センター				施設名	室名	金額(円)		昼 (9時～17時)	夜 (17時～22時)	若松コミュニティセンター	第一会議室	(2,835)	(4,200)		2,100	3,465	第二会議室	(3,360)	(4,725)		2,625	3,990	第三会議室	(2,835)	(4,200)		2,100	3,465	駅前コミュニティセンター	調理室	(3,360)	(4,725)		2,625	3,990	ホール	(5,460)	(7,770)		3,990	6,300	駅前コミュニティセンター	研修室1 (和室)	(1,680)	(2,310)	研修室2 (和室)	(1,260)	1,890	研修室3 (和室)	(1,260)	(1,995)		840	1,575	研修室3 (洋室)	(3,150)	(4,410)		2,415	3,675	調理室	(2,205)	(2,835)		1,470	2,100		大集会室	(3,255)	(4,725)			2,520	3,990	<p>[備考]</p> <p>(1) 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町在住以外の者が利用するときは、上記に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>(2) 使用料のうち、上段( )の使用料は冷房又は暖房をした料金である。</p>				観光農業園地等管理施設					施設の名称	金額(円)			観光農業園地等管理施設	無料		香住町西下岡公民館					施設の名称	金額(円)			香住町西下岡公民館	無料	
香住町																																																																																																													
コミュニティ消防センター																																																																																																													
施設名	室名	金額(円)																																																																																																											
		昼 (9時～17時)	夜 (17時～22時)																																																																																																										
若松コミュニティセンター	第一会議室	(2,835)	(4,200)																																																																																																										
		2,100	3,465																																																																																																										
	第二会議室	(3,360)	(4,725)																																																																																																										
		2,625	3,990																																																																																																										
	第三会議室	(2,835)	(4,200)																																																																																																										
		2,100	3,465																																																																																																										
駅前コミュニティセンター	調理室	(3,360)	(4,725)																																																																																																										
		2,625	3,990																																																																																																										
	ホール	(5,460)	(7,770)																																																																																																										
		3,990	6,300																																																																																																										
駅前コミュニティセンター	研修室1 (和室)	(1,680)	(2,310)																																																																																																										
	研修室2 (和室)	(1,260)	1,890																																																																																																										
	研修室3 (和室)	(1,260)	(1,995)																																																																																																										
		840	1,575																																																																																																										
	研修室3 (洋室)	(3,150)	(4,410)																																																																																																										
		2,415	3,675																																																																																																										
	調理室	(2,205)	(2,835)																																																																																																										
	1,470	2,100																																																																																																											
	大集会室	(3,255)	(4,725)																																																																																																										
		2,520	3,990																																																																																																										
<p>[備考]</p> <p>(1) 使用料は無料とする。ただし、私的な行事のために利用するとき又は香住町在住以外の者が利用するときは、上記に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>(2) 使用料のうち、上段( )の使用料は冷房又は暖房をした料金である。</p>																																																																																																													
観光農業園地等管理施設																																																																																																													
	施設の名称	金額(円)																																																																																																											
	観光農業園地等管理施設	無料																																																																																																											
香住町西下岡公民館																																																																																																													
	施設の名称	金額(円)																																																																																																											
	香住町西下岡公民館	無料																																																																																																											

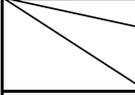
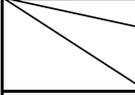
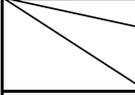
参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																																																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																																																
	美方町	村岡町																																																																																																																																																																														
保健福祉施設等	<p>美方町保健センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～ 12:00</th> <th>午後 13:00～ 17:00</th> <th>一日 9:00～ 17:00</th> <th>夜間 17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>3,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>栄養実習室</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td colspan="5">冷暖房及び料理実習室を使用する時は燃料費を加算することが出来る。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">〔減免〕 業務遂行上必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢者生活支援センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スタッフルーム</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>ボランティアルーム</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>作業室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>機能回復訓練室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>シニアプラザ室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>高齢者屋内運動室</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使用料(円)				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	一日 9:00～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00	トレーニング室	2,000	2,000	3,500	2,500	栄養実習室	1,500	1,500	2,000	2,000	冷暖房及び料理実習室を使用する時は燃料費を加算することが出来る。					〔減免〕 業務遂行上必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。					区 分	使用料(円)	スタッフルーム	無料	創作室	無料	ボランティアルーム	無料	作業室	無料	機能回復訓練室	無料	シニアプラザ室	無料	高齢者屋内運動室	無料	体育館	無料	広場	無料	テニスコート	無料	<p>老人福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階</th> <th rowspan="2">区分等 室名</th> <th colspan="2">日</th> <th colspan="2">1日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">3階</td> <td>大集会室</td> <td>1,530円</td> <td>2,340円</td> <td>3,060円</td> <td>4,590円</td> <td>2,340円</td> <td>3,570円</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td>図書室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>機能回復訓練室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>生活相談室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>510円</td> <td>820円</td> <td>1,020円</td> <td>1,530円</td> <td>820円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td rowspan="2">一般浴室</td> <td colspan="2">時間区分</td> <td colspan="2">町内</td> <td colspan="2">町外</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10:00～16:00</td> <td>大人 60円</td> <td>子供 40円</td> <td>大人 100円</td> <td>子供 70円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">割増料金</td> <td colspan="6">冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔減免〕</td> <td colspan="6">町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分等 室名	日		1日		夜間		町内	町外	町内	町外	町内	町外	3階	大集会室	1,530円	2,340円	3,060円	4,590円	2,340円	3,570円	教養娯楽室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	2階	図書室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	栄養指導室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	会議室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	機能回復訓練室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	1階	生活相談室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	健康相談室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円	2階	一般浴室	時間区分		町内		町外		10:00～16:00		大人 60円	子供 40円	大人 100円	子供 70円	割増料金		冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。						〔減免〕		町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。						<p>福祉村</p> <p>1. 地域福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室 名</th> <th colspan="3">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>午前 8:30～ 12:00</th> <th>午後 12:00～ 17:00</th> <th>夜間 17:00～ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階(和室) 研修室</td> <td>2,100</td> <td>2,205</td> <td>2,415</td> </tr> <tr> <td>2階 集会室</td> <td>3,570</td> <td>3,780</td> <td>3,990</td> </tr> <tr> <td>2階 多目的利用室兼日常生活訓練室</td> <td>7,560</td> <td>8,610</td> <td>9,030</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕</p> <p>(1) 使用料は、無料とする。ただし、規則で定める業務以外に使用するとき又は香住町在住の者以外の者が使用するとき、上記の使用料を前納しなければならない。</p> <p>(2) 使用時間には、準備、後始末の時間を含むものとする。</p> <p>(3) 許可を受けて使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するとき、超過又は繰上使用する当該使用区分に係る基本使用料の時間割した額を直ちに納入するものとする。この場合において、時間割する額の基礎となる時間は地域福祉センターにおいては1時間単位とし、30分未満は切り捨てる。</p> <p>(4) 冷房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本使用料の10分の2に相当する額を、暖房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本使用料の10分の3に相当する額を基本使用料に加算する。</p> <p>(5) 使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てるものとする。</p>	室 名	金 額(円)			午前 8:30～ 12:00	午後 12:00～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00	2階(和室) 研修室	2,100	2,205	2,415	2階 集会室	3,570	3,780	3,990	2階 多目的利用室兼日常生活訓練室	7,560	8,610	9,030
	区 分		使用料(円)																																																																																																																																																																													
午前 9:00～ 12:00		午後 13:00～ 17:00	一日 9:00～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00																																																																																																																																																																												
トレーニング室	2,000	2,000	3,500	2,500																																																																																																																																																																												
栄養実習室	1,500	1,500	2,000	2,000																																																																																																																																																																												
冷暖房及び料理実習室を使用する時は燃料費を加算することが出来る。																																																																																																																																																																																
〔減免〕 業務遂行上必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。																																																																																																																																																																																
区 分	使用料(円)																																																																																																																																																																															
スタッフルーム	無料																																																																																																																																																																															
創作室	無料																																																																																																																																																																															
ボランティアルーム	無料																																																																																																																																																																															
作業室	無料																																																																																																																																																																															
機能回復訓練室	無料																																																																																																																																																																															
シニアプラザ室	無料																																																																																																																																																																															
高齢者屋内運動室	無料																																																																																																																																																																															
体育館	無料																																																																																																																																																																															
広場	無料																																																																																																																																																																															
テニスコート	無料																																																																																																																																																																															
階	区分等 室名	日		1日		夜間																																																																																																																																																																										
		町内	町外	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																																																									
3階	大集会室	1,530円	2,340円	3,060円	4,590円	2,340円	3,570円																																																																																																																																																																									
	教養娯楽室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
2階	図書室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
	栄養指導室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
	会議室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
	機能回復訓練室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
1階	生活相談室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
	健康相談室	510円	820円	1,020円	1,530円	820円	1,220円																																																																																																																																																																									
2階	一般浴室	時間区分		町内		町外																																																																																																																																																																										
		10:00～16:00		大人 60円	子供 40円	大人 100円	子供 70円																																																																																																																																																																									
割増料金		冷暖房使用期間中は、使用料の3割増料金とする。																																																																																																																																																																														
〔減免〕		町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。																																																																																																																																																																														
室 名	金 額(円)																																																																																																																																																																															
	午前 8:30～ 12:00	午後 12:00～ 17:00	夜間 17:00～ 22:00																																																																																																																																																																													
2階(和室) 研修室	2,100	2,205	2,415																																																																																																																																																																													
2階 集会室	3,570	3,780	3,990																																																																																																																																																																													
2階 多目的利用室兼日常生活訓練室	7,560	8,610	9,030																																																																																																																																																																													

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																												
使用料等一覧表(平成15年度)																																														
	美方町	村岡町																																												
保健福祉施設等		つつじの里(高齢者支援ハウス)																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象収入による階層区分</th> <th>利用者負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>1,200,000円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,200,001円 ~ 1,300,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,300,001円 ~ 1,400,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1,400,001円 ~ 1,500,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>1,500,001円 ~ 1,600,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>1,600,001円 ~ 1,700,000円</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>1,700,001円 ~ 1,800,000円</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>1,800,001円 ~ 1,900,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>1,900,001円 ~ 2,000,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>J</td> <td>2,000,001円 ~ 2,100,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>K</td> <td>2,100,001円 ~ 2,200,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td>2,200,001円 ~ 2,300,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>2,300,001円 ~ 2,400,000円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>N</td> <td>2,400,001円以上</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]</p> <p>1 対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用者負担額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの利用者負担額(月額)とする。この場合100円未満は切捨てとする。</p> <p>3 月の途中で入居又は退居した場合におけるその月に係る利用者負担額は、次の算式により算定した額とする。この場合円未満は切捨てとする。</p> $\text{基準月額} \times \frac{\text{当該月の実利用日数}}{\text{当該月の実日数}}$ <p>[減免]</p> <p>1 町長は、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯であるときその他特に必要があると認めるときは、利用料及び光熱水費の全部又は一部を減免することができる。</p>	対象収入による階層区分		利用者負担額	A	1,200,000円以下	0円	B	1,200,001円 ~ 1,300,000円	4,000円	C	1,300,001円 ~ 1,400,000円	7,000円	D	1,400,001円 ~ 1,500,000円	10,000円	E	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円	F	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円	G	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円	H	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円	I	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円	J	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円	K	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円	L	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円	M	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円	N	2,400,001円以上
対象収入による階層区分		利用者負担額																																												
A	1,200,000円以下	0円																																												
B	1,200,001円 ~ 1,300,000円	4,000円																																												
C	1,300,001円 ~ 1,400,000円	7,000円																																												
D	1,400,001円 ~ 1,500,000円	10,000円																																												
E	1,500,001円 ~ 1,600,000円	13,000円																																												
F	1,600,001円 ~ 1,700,000円	16,000円																																												
G	1,700,001円 ~ 1,800,000円	19,000円																																												
H	1,800,001円 ~ 1,900,000円	22,000円																																												
I	1,900,001円 ~ 2,000,000円	25,000円																																												
J	2,000,001円 ~ 2,100,000円	30,000円																																												
K	2,100,001円 ~ 2,200,000円	35,000円																																												
L	2,200,001円 ~ 2,300,000円	40,000円																																												
M	2,300,001円 ~ 2,400,000円	45,000円																																												
N	2,400,001円以上	50,000円																																												
		香住町																																												
		2. 高齢者生産活動センター																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">金 額(円)</th> </tr> <tr> <th>午 前</th> <th>午 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8:30~ 12:00</td> <td>12:00~ 17:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人使用料</td> <td>小・中学生</td> <td>153</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td>306</td> <td>306</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考]</p> <p>(1)使用料は、無料とする。ただし、規則で定める業務以外に使用するとき又は香住町在住の者以外の者が使用するとき、上記の使用料を前納しなければならない。</p> <p>(2)使用時間には、準備、後始末の時間を含むものとする。</p> <p>(3)許可を受けて使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するとき、超過又は繰上利用の当該使用区分に係る基本使用料の時間割した額を直ちに納入するものとする。この場合において、時間割する額の基礎となる時間は高齢者生産活動センターにおいては午前、午後の単位とする。</p> <p>(4)冷房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本使用料の10分の2に相当する額を、暖房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本使用料の10分の3に相当する額を基本使用料に加算する。</p> <p>(5)使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てするものとする。</p>	使用区分	金 額(円)		午 前	午 後		8:30~ 12:00	12:00~ 17:00	個人使用料	小・中学生	153	153	高校生以上	306	306																													
使用区分	金 額(円)																																													
	午 前	午 後																																												
	8:30~ 12:00	12:00~ 17:00																																												
個人使用料	小・中学生	153	153																																											
	高校生以上	306	306																																											
		3. 児童館																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童館</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金 額(円)	児童館	無料																																								
施設の名称	金 額(円)																																													
児童館	無料																																													
		4. 知的障害者(児)共同生活ホーム																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知的障害者(児)共同生活ホーム</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金 額(円)	知的障害者(児)共同生活ホーム	無料																																								
施設の名称	金 額(円)																																													
知的障害者(児)共同生活ホーム	無料																																													
		5. 農園																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農園</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金 額(円)	農園	無料																																								
施設の名称	金 額(円)																																													
農園	無料																																													
		6. 心身障害者共同作業所																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害者共同作業所</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金 額(円)	心身障害者共同作業所	無料																																								
施設の名称	金 額(円)																																													
心身障害者共同作業所	無料																																													

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																		
使用料等一覧表(平成15年度)																																																				
	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">村岡町</th> </tr> <tr> <th></th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">  </td> <td>8:30~12:30</td> <td rowspan="2">8:30~17:00</td> <td rowspan="2">18:00~22:00</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>820円</td> <td>1,530円</td> <td>1,220円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">           [備考]            冷房又は暖房を使用する場合は、上記の金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。         </td> </tr> <tr> <td colspan="4">           [減免]            1 町民、町民で構成する団体又は町が構成体となる団体が使用する場合は使用料は無料とする。            2 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。         </td> </tr> <tr> <td colspan="4">           町立保育所           <table border="1" data-bbox="884 758 1377 821"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡保育所</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">           老人デイサービスセンター           <table border="1" data-bbox="884 885 1377 949"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人デイサービスセンター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">           母子健康センター           <table border="1" data-bbox="884 1013 1377 1077"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康センター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	村岡町					半日	1日	夜間		8:30~12:30	8:30~17:00	18:00~22:00	13:00~17:00	多目的ホール	820円	1,530円	1,220円	[備考] 冷房又は暖房を使用する場合は、上記の金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。				[減免] 1 町民、町民で構成する団体又は町が構成体となる団体が使用する場合は使用料は無料とする。 2 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。				町立保育所 <table border="1" data-bbox="884 758 1377 821"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡保育所</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	福岡保育所	無料	老人デイサービスセンター <table border="1" data-bbox="884 885 1377 949"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人デイサービスセンター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	老人デイサービスセンター	無料	母子健康センター <table border="1" data-bbox="884 1013 1377 1077"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康センター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	母子健康センター	無料	香住町
村岡町																																																				
	半日	1日	夜間																																																	
	8:30~12:30	8:30~17:00	18:00~22:00																																																	
	13:00~17:00																																																			
	多目的ホール	820円	1,530円	1,220円																																																
[備考] 冷房又は暖房を使用する場合は、上記の金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額とする。																																																				
[減免] 1 町民、町民で構成する団体又は町が構成体となる団体が使用する場合は使用料は無料とする。 2 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。																																																				
町立保育所 <table border="1" data-bbox="884 758 1377 821"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福岡保育所</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	福岡保育所	無料																																													
施設の名称	金額(円)																																																			
福岡保育所	無料																																																			
老人デイサービスセンター <table border="1" data-bbox="884 885 1377 949"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人デイサービスセンター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	老人デイサービスセンター	無料																																													
施設の名称	金額(円)																																																			
老人デイサービスセンター	無料																																																			
母子健康センター <table border="1" data-bbox="884 1013 1377 1077"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子健康センター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>				施設の名称	金額(円)	母子健康センター	無料																																													
施設の名称	金額(円)																																																			
母子健康センター	無料																																																			
保健福祉施設等		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">老人福祉センター</th> <th colspan="3">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>室名</th> <th>収容人員</th> <th>午前 4時間 8:30~ 12:30</th> <th>午後 4時間 13:00~ 17:00</th> <th>夜 4時間 18:00~ 22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階和室</td> <td>20</td> <td>2,625</td> <td>2,730</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>2階運動指導室(洋会議室)</td> <td>25</td> <td>3,360</td> <td>3,570</td> <td>3,780</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2階集会室</td> <td rowspan="2">150</td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>7,350</td> <td>8,400</td> <td>8,820</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>9,450</td> <td>10,500</td> <td>11,550</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考]            (1)使用時間には、準備、後始末の時間を含むものとする。            (2)許可を受けて使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するときは、超過又は繰上使用する当該使用区分に係る基本使用料の時間割した額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。)を直ちに納入するものとする。この場合において、時間割する額の基礎となる時間は1時間単位とし、30分未満は切り捨てるものとする。            (3)冷房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本使用料の10分の2の額を、暖房施設を使用した場合は当該使用区分に係る基本料の10分の3の額の使用料を徴収する。            (4)使用料に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。            (5)使用料の区分            ①次の場合は、使用料は無料とする。            ア 社会教育団体、社会福祉団体及び町が育成指導している団体が使用するとき。            イ 町及び町の機関又はこれらが加入している団体が使用するとき。            ウ 使用者の如何にかかわらず、不特定多数の町民を対象に文化、教養、娯楽、福祉等の事業に使用するとき。            エ 公共的団体が使用するとき。            オ 国若しくは他の地方公共団体又はその機関が、本町又は本町の住民を対象とする事業等に使用するとき。            カ その他これらに類する使用のとき。            ②次の場合は、その使用料の10分の5を徴収する。            ア 同業者組合又は結社等の代表者又は個人が、その構成員を対象に行う事業等に使用するとき。            イ 国若しくは他の地方公共団体又はその機関が使用するとき。            ウ その他これらに類する使用のとき。            ③次の場合は、上記に定める額を徴収する。            ア 営利的な展示会等に使用するとき。(町外者が使用するときは2割増とする。)            イ 町外の団体及び個人が使用するとき。            ウ その他これらに類する使用のとき。</p> <p>[減免]            町長は特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	老人福祉センター		金額(円)			室名	収容人員	午前 4時間 8:30~ 12:30	午後 4時間 13:00~ 17:00	夜 4時間 18:00~ 22:00	1階和室	20	2,625	2,730	2,940	2階運動指導室(洋会議室)	25	3,360	3,570	3,780	2階集会室	150	入場料を徴収しない場合	7,350	8,400	8,820	入場料を徴収する場合	9,450	10,500	11,550																				
老人福祉センター		金額(円)																																																		
室名	収容人員	午前 4時間 8:30~ 12:30	午後 4時間 13:00~ 17:00	夜 4時間 18:00~ 22:00																																																
1階和室	20	2,625	2,730	2,940																																																
2階運動指導室(洋会議室)	25	3,360	3,570	3,780																																																
2階集会室	150	入場料を徴収しない場合	7,350	8,400	8,820																																															
		入場料を徴収する場合	9,450	10,500	11,550																																															

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目		
使用料等一覧表(平成15年度)				
	美方町	村岡町	香住町	
保健福祉施設等			交流館	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者ふれあい交流館</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称
施設の名称	金 額(円)			
高齢者ふれあい交流館	無料			

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																																																																													
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																																																															
	美方町	村岡町																																																																																																																																																																																													
診療所	美方町国民健康保険診療所 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車使用料 (往診)</td> <td>美方町内</td> <td>一 律 300円</td> </tr> <tr> <td>美方町外</td> <td>1キロメートル当たり 200円 (1キロメートル未満の端数は切り上げ)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額 (円)	自動車使用料 (往診)	美方町内	一 律 300円	美方町外	1キロメートル当たり 200円 (1キロメートル未満の端数は切り上げ)	診療所自動車使用料 (免塚診療所起点) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>距離 (km)</th> <th>使用料 (円)</th> <th>区名</th> <th>距離 (km)</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東上</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>市原</td><td>3.3</td><td>700</td></tr> <tr><td>東中</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>福岡</td><td>-</td><td>300</td></tr> <tr><td>本町</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>八井谷</td><td>1.0</td><td>300</td></tr> <tr><td>野々上</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>大野</td><td>2.0</td><td>300</td></tr> <tr><td>殿町</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>口大谷</td><td>2.8</td><td>500</td></tr> <tr><td>水上</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>中大谷</td><td>3.5</td><td>700</td></tr> <tr><td>川上</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>大笹</td><td>4.6</td><td>900</td></tr> <tr><td>中西</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>高坂</td><td>3.3</td><td>700</td></tr> <tr><td>新町</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>池ヶ平</td><td>2.4</td><td>500</td></tr> <tr><td>西本町</td><td>6.7</td><td>1,300</td><td>和池</td><td>1.4</td><td>300</td></tr> <tr><td>用野</td><td>9.7</td><td>1,900</td><td>森脇</td><td>0.9</td><td>300</td></tr> <tr><td>鹿田</td><td>7.5</td><td>1,500</td><td>黒田</td><td>0.8</td><td>300</td></tr> <tr><td>相田</td><td>7.3</td><td>1,500</td><td>宿</td><td>2.3</td><td>500</td></tr> <tr><td>神坂</td><td>7.9</td><td>1,500</td><td>日影</td><td>2.4</td><td>500</td></tr> <tr><td>萩山</td><td>8.9</td><td>1,700</td><td>作山</td><td>5.9</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>板仕野</td><td>9.8</td><td>1,900</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>大糖</td><td>5.0</td><td>900</td><td>八鹿</td><td>21.0</td><td>4,100</td></tr> <tr><td>光陽</td><td>5.4</td><td>1,100</td><td>豊岡</td><td>43.6</td><td>8,700</td></tr> <tr><td>高井</td><td>4.0</td><td>700</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>寺河内</td><td>4.8</td><td>900</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>羅山</td><td>4.6</td><td>900</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (川会診療所起点) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区名</th> <th>距離 (km)</th> <th>使用料 (円)</th> <th>区名</th> <th>距離 (km)</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>入江</td><td>1.0</td><td>300</td><td>山田</td><td>11.4</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>和佐父</td><td>1.3</td><td>300</td><td>小城</td><td>15.4</td><td>3,100</td></tr> <tr><td>和田</td><td>1.4</td><td>300</td><td>境</td><td>11.5</td><td>2,300</td></tr> <tr><td>長板</td><td>3.0</td><td>500</td><td>石寺</td><td>4.8</td><td>900</td></tr> <tr><td>熊波</td><td>5.1</td><td>1,100</td><td>神水</td><td>6.0</td><td>1,100</td></tr> <tr><td>祖岡</td><td>7.8</td><td>1,500</td><td>水間</td><td>6.2</td><td>1,300</td></tr> </tbody> </table>	区名	距離 (km)	使用料 (円)	区名	距離 (km)	使用料 (円)	東上	6.7	1,300	市原	3.3	700	東中	6.7	1,300	福岡	-	300	本町	6.7	1,300	八井谷	1.0	300	野々上	6.7	1,300	大野	2.0	300	殿町	6.7	1,300	口大谷	2.8	500	水上	6.7	1,300	中大谷	3.5	700	川上	6.7	1,300	大笹	4.6	900	中西	6.7	1,300	高坂	3.3	700	新町	6.7	1,300	池ヶ平	2.4	500	西本町	6.7	1,300	和池	1.4	300	用野	9.7	1,900	森脇	0.9	300	鹿田	7.5	1,500	黒田	0.8	300	相田	7.3	1,500	宿	2.3	500	神坂	7.9	1,500	日影	2.4	500	萩山	8.9	1,700	作山	5.9	1,100	板仕野	9.8	1,900				大糖	5.0	900	八鹿	21.0	4,100	光陽	5.4	1,100	豊岡	43.6	8,700	高井	4.0	700				寺河内	4.8	900				羅山	4.6	900				区名	距離 (km)	使用料 (円)	区名	距離 (km)	使用料 (円)	入江	1.0	300	山田	11.4	2,300	和佐父	1.3	300	小城	15.4	3,100	和田	1.4	300	境	11.5	2,300	長板	3.0	500	石寺	4.8	900	熊波	5.1	1,100	神水	6.0	1,100	祖岡	7.8	1,500	水間	6.2	1,300	香住町 佐津診療所 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車使用料</td> <td>1キロメートルあたり</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> [備考] 往診等のため自動車を使用したとき(訪問看護・指導に使用したときを除く。)に徴収し、1キロメートル未満の端数は、1キロメートルとする。  [減免] 無医地区(これに準ずる地区を含む。)への往診等に使用したときは、使用料を減額又は免除することができる。	区 分		金 額 (円)	自動車使用料	1キロメートルあたり	175
	区 分		金 額 (円)																																																																																																																																																																																												
自動車使用料 (往診)	美方町内	一 律 300円																																																																																																																																																																																													
	美方町外	1キロメートル当たり 200円 (1キロメートル未満の端数は切り上げ)																																																																																																																																																																																													
区名	距離 (km)	使用料 (円)	区名	距離 (km)	使用料 (円)																																																																																																																																																																																										
東上	6.7	1,300	市原	3.3	700																																																																																																																																																																																										
東中	6.7	1,300	福岡	-	300																																																																																																																																																																																										
本町	6.7	1,300	八井谷	1.0	300																																																																																																																																																																																										
野々上	6.7	1,300	大野	2.0	300																																																																																																																																																																																										
殿町	6.7	1,300	口大谷	2.8	500																																																																																																																																																																																										
水上	6.7	1,300	中大谷	3.5	700																																																																																																																																																																																										
川上	6.7	1,300	大笹	4.6	900																																																																																																																																																																																										
中西	6.7	1,300	高坂	3.3	700																																																																																																																																																																																										
新町	6.7	1,300	池ヶ平	2.4	500																																																																																																																																																																																										
西本町	6.7	1,300	和池	1.4	300																																																																																																																																																																																										
用野	9.7	1,900	森脇	0.9	300																																																																																																																																																																																										
鹿田	7.5	1,500	黒田	0.8	300																																																																																																																																																																																										
相田	7.3	1,500	宿	2.3	500																																																																																																																																																																																										
神坂	7.9	1,500	日影	2.4	500																																																																																																																																																																																										
萩山	8.9	1,700	作山	5.9	1,100																																																																																																																																																																																										
板仕野	9.8	1,900																																																																																																																																																																																													
大糖	5.0	900	八鹿	21.0	4,100																																																																																																																																																																																										
光陽	5.4	1,100	豊岡	43.6	8,700																																																																																																																																																																																										
高井	4.0	700																																																																																																																																																																																													
寺河内	4.8	900																																																																																																																																																																																													
羅山	4.6	900																																																																																																																																																																																													
区名	距離 (km)	使用料 (円)	区名	距離 (km)	使用料 (円)																																																																																																																																																																																										
入江	1.0	300	山田	11.4	2,300																																																																																																																																																																																										
和佐父	1.3	300	小城	15.4	3,100																																																																																																																																																																																										
和田	1.4	300	境	11.5	2,300																																																																																																																																																																																										
長板	3.0	500	石寺	4.8	900																																																																																																																																																																																										
熊波	5.1	1,100	神水	6.0	1,100																																																																																																																																																																																										
祖岡	7.8	1,500	水間	6.2	1,300																																																																																																																																																																																										
区 分		金 額 (円)																																																																																																																																																																																													
自動車使用料	1キロメートルあたり	175																																																																																																																																																																																													

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																																																		
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																																																				
	美方町	村岡町																																																																																																																																																																		
診療所		香住町																																																																																																																																																																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>丸味</td> <td>3.2</td> <td>700</td> <td>大谷</td> <td>6.9</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>川会</td> <td>-</td> <td>300</td> <td>忠宮</td> <td>8.2</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>高津</td> <td>1.2</td> <td>300</td> <td>貫田</td> <td>9.0</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>長須</td> <td>3.3</td> <td>700</td> <td>春來</td> <td>9.8</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>味取</td> <td>5.7</td> <td>1,100</td> <td>村岡</td> <td>5.1</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>原</td> <td>6.3</td> <td>1,300</td> <td>香住</td> <td>22.3</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>長瀬</td> <td>8.1</td> <td>1,700</td> <td>八鹿</td> <td>32.8</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(原診療所起点)</td> </tr> <tr> <td>区名</td> <td>距離(km)</td> <td>使用料(円)</td> <td>区名</td> <td>距離(km)</td> <td>使用料(円)</td> </tr> <tr> <td>入江</td> <td>7.0</td> <td>1,300</td> <td>原</td> <td>0.3</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>和佐父</td> <td>7.3</td> <td>1,500</td> <td>長瀬</td> <td>2.1</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>和田</td> <td>7.4</td> <td>1,500</td> <td>山田</td> <td>5.4</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>長板</td> <td>9.0</td> <td>1,700</td> <td>小城</td> <td>9.4</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>熊波</td> <td>11.1</td> <td>2,300</td> <td>境</td> <td>5.5</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>祖岡</td> <td>13.8</td> <td>2,700</td> <td>香住</td> <td>16.3</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>丸味</td> <td>8.5</td> <td>1,700</td> <td>山田口</td> <td>3.8</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>川会</td> <td>6.3</td> <td>1,300</td> <td>石寺</td> <td>10.8</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>高津</td> <td>4.8</td> <td>900</td> <td>神水</td> <td>12.0</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>長須</td> <td>3.1</td> <td>700</td> <td>水間</td> <td>12.2</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>味取</td> <td>0.3</td> <td>300</td> <td>大谷</td> <td>12.9</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="6">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="6">1 時間外に自動車を使用した場合は、当該区間の使用料に300円を加えた額を使用料とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">2 満65歳以上の者のために自動車を使用した場合は、使用料が500円を超える区間については、500円を超える額の2分の1の額に500円を加えた額を当該区間の使用料とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(減免)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、使用料等を減額又は免除することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(免除)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">「村岡町国民健康保険診療所使用料の特定に関する要綱」に基づく計画的な往診を実施した場合は、使用料を免除する。</td> </tr> </tbody> </table>	丸味	3.2	700	大谷	6.9	1,300	川会	-	300	忠宮	8.2	1,700	高津	1.2	300	貫田	9.0	1,700	長須	3.3	700	春來	9.8	1,900	味取	5.7	1,100	村岡	5.1	1,100	原	6.3	1,300	香住	22.3	4,500	長瀬	8.1	1,700	八鹿	32.8	6,500	(原診療所起点)						区名	距離(km)	使用料(円)	区名	距離(km)	使用料(円)	入江	7.0	1,300	原	0.3	300	和佐父	7.3	1,500	長瀬	2.1	500	和田	7.4	1,500	山田	5.4	1,100	長板	9.0	1,700	小城	9.4	1,900	熊波	11.1	2,300	境	5.5	1,100	祖岡	13.8	2,700	香住	16.3	3,300	丸味	8.5	1,700	山田口	3.8	700	川会	6.3	1,300	石寺	10.8	2,100	高津	4.8	900	神水	12.0	2,300	長須	3.1	700	水間	12.2	2,500	味取	0.3	300	大谷	12.9	2,500	備考						1 時間外に自動車を使用した場合は、当該区間の使用料に300円を加えた額を使用料とする。						2 満65歳以上の者のために自動車を使用した場合は、使用料が500円を超える区間については、500円を超える額の2分の1の額に500円を加えた額を当該区間の使用料とする。						(減免)						町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、使用料等を減額又は免除することができる。						(免除)						「村岡町国民健康保険診療所使用料の特定に関する要綱」に基づく計画的な往診を実施した場合は、使用料を免除する。					
丸味	3.2	700	大谷	6.9	1,300																																																																																																																																																															
川会	-	300	忠宮	8.2	1,700																																																																																																																																																															
高津	1.2	300	貫田	9.0	1,700																																																																																																																																																															
長須	3.3	700	春來	9.8	1,900																																																																																																																																																															
味取	5.7	1,100	村岡	5.1	1,100																																																																																																																																																															
原	6.3	1,300	香住	22.3	4,500																																																																																																																																																															
長瀬	8.1	1,700	八鹿	32.8	6,500																																																																																																																																																															
(原診療所起点)																																																																																																																																																																				
区名	距離(km)	使用料(円)	区名	距離(km)	使用料(円)																																																																																																																																																															
入江	7.0	1,300	原	0.3	300																																																																																																																																																															
和佐父	7.3	1,500	長瀬	2.1	500																																																																																																																																																															
和田	7.4	1,500	山田	5.4	1,100																																																																																																																																																															
長板	9.0	1,700	小城	9.4	1,900																																																																																																																																																															
熊波	11.1	2,300	境	5.5	1,100																																																																																																																																																															
祖岡	13.8	2,700	香住	16.3	3,300																																																																																																																																																															
丸味	8.5	1,700	山田口	3.8	700																																																																																																																																																															
川会	6.3	1,300	石寺	10.8	2,100																																																																																																																																																															
高津	4.8	900	神水	12.0	2,300																																																																																																																																																															
長須	3.1	700	水間	12.2	2,500																																																																																																																																																															
味取	0.3	300	大谷	12.9	2,500																																																																																																																																																															
備考																																																																																																																																																																				
1 時間外に自動車を使用した場合は、当該区間の使用料に300円を加えた額を使用料とする。																																																																																																																																																																				
2 満65歳以上の者のために自動車を使用した場合は、使用料が500円を超える区間については、500円を超える額の2分の1の額に500円を加えた額を当該区間の使用料とする。																																																																																																																																																																				
(減免)																																																																																																																																																																				
町長は、使用料等の納付義務者に納付する資力がないと認めるとき、又は特別な事情があると認めるときは、使用料等を減額又は免除することができる。																																																																																																																																																																				
(免除)																																																																																																																																																																				
「村岡町国民健康保険診療所使用料の特定に関する要綱」に基づく計画的な往診を実施した場合は、使用料を免除する。																																																																																																																																																																				

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																								
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																										
	美方町	村岡町																																																																																								
その他の施設に関するもの  野外活動施設	吉滝キャンプ場施設	村岡高原青少年旅行村																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料(円)</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">テントサイト施設 (1人1日につき)</td> <td>中学生以下</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管 理 棟</td> <td>半 日</td> <td>0</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>0</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山村広場施設</td> <td>半 日</td> <td>0</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>0</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コテージ (定員5名)</td> <td>1泊1棟 (16時～翌日10時まで)</td> <td>14,000</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>休憩1棟 (16時まで1時間につき)</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)</td> <td>1,000</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>・コテージ宿泊の場合定員超過1名につき1,000円加算</p> <p>[減免] 町長が公益上、その他必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p>	施設の名称	区分	利用料(円)		町内	町外	テントサイト施設 (1人1日につき)	中学生以下	200	200	高校生以上	300	300	管 理 棟	半 日	0	1,500	1 日	0	3,000	山村広場施設	半 日	0	2,500	1 日	0	5,000	コテージ (定員5名)	1泊1棟 (16時～翌日10時まで)	14,000	17,000	休憩1棟 (16時まで1時間につき)	800	1,000	休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)	1,000	1,200	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境整備料</td> <td>1 人</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>貸テント使用料</td> <td>1 張 1 日</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>貸毛布使用料</td> <td>1 枚</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>すい事危器具</td> <td>1 式</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール</td> <td>1 個</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>テニス道具</td> <td>1 式</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料は原則として1日(24時間)単位とする。</p> <p>グリーンパークハチ北</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>1日</th> <th>半日</th> <th>宿泊</th> <th>駐車料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">キャンプ場施設 (1人につき)</td> <td>中学生以下</td> <td>200円</td> <td>—</td> <td>100円</td> <td rowspan="2">1台につき810円 (オートキャンプのみ)</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td>310円</td> <td>—</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>球技施設(1団体につき)</td> <td>町外</td> <td>10,190円</td> <td>5,100円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 使用時間 (1) 1日の場合 9時から17時まで (2) 半日の場合 9時から12時まで 13時から17時まで (3) 宿泊の場合 17時から翌日の9時まで</p> <p>2 町内使用者の使用料は、半額とする。</p> <p>[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区 分	単 位	金 額 (円)	環境整備料	1 人	200円	貸テント使用料	1 張 1 日	700円	貸毛布使用料	1 枚	100円	すい事危器具	1 式	200円	バレーボール	1 個	100円	テニス道具	1 式	100円	施設名	区分	使 用 料				1日	半日	宿泊	駐車料	キャンプ場施設 (1人につき)	中学生以下	200円	—	100円	1台につき810円 (オートキャンプのみ)	高校生以上	310円	—	100円	球技施設(1団体につき)	町外	10,190円	5,100円	—	—	<p>野外緑地広場施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野外緑地広場施設</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	金 額 (円)	野外緑地広場施設
施設の名称	区分			利用料(円)																																																																																						
		町内	町外																																																																																							
テントサイト施設 (1人1日につき)	中学生以下	200	200																																																																																							
	高校生以上	300	300																																																																																							
管 理 棟	半 日	0	1,500																																																																																							
	1 日	0	3,000																																																																																							
山村広場施設	半 日	0	2,500																																																																																							
	1 日	0	5,000																																																																																							
コテージ (定員5名)	1泊1棟 (16時～翌日10時まで)	14,000	17,000																																																																																							
	休憩1棟 (16時まで1時間につき)	800	1,000																																																																																							
	休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)	1,000	1,200																																																																																							
区 分	単 位	金 額 (円)																																																																																								
環境整備料	1 人	200円																																																																																								
貸テント使用料	1 張 1 日	700円																																																																																								
貸毛布使用料	1 枚	100円																																																																																								
すい事危器具	1 式	200円																																																																																								
バレーボール	1 個	100円																																																																																								
テニス道具	1 式	100円																																																																																								
施設名	区分	使 用 料																																																																																								
		1日	半日	宿泊	駐車料																																																																																					
キャンプ場施設 (1人につき)	中学生以下	200円	—	100円	1台につき810円 (オートキャンプのみ)																																																																																					
	高校生以上	310円	—	100円																																																																																						
球技施設(1団体につき)	町外	10,190円	5,100円	—	—																																																																																					
名 称	金 額 (円)																																																																																									
野外緑地広場施設	無料																																																																																									

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																						
使用料等一覧表(平成15年度)																																								
	美方町	村岡町	香住町																																					
野外活動施設	美方町南部健康高原施設																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設の名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">利用料(円)</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">南部健康高原広場</td> <td>半 日</td> <td>0</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>0</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">コテージ (定員6名)</td> <td>1泊1棟 (16時～翌日10時まで)</td> <td>12,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>休憩1棟 (16時まで1時間につき)</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理棟 研修室(大)</td> <td>半 日</td> <td>0</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>0</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理棟 研修室(小)</td> <td>半 日</td> <td>0</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>1 日</td> <td>0</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	区分	利用料(円)		町内	町外	南部健康高原広場	半 日	0	2,500	1 日	0	5,000	コテージ (定員6名)	1泊1棟 (16時～翌日10時まで)	12,000	14,000	休憩1棟 (16時まで1時間につき)	500	600	休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)	800	1,000	管理棟 研修室(大)	半 日	0	1,500	1 日	0	3,000	管理棟 研修室(小)	半 日	0	1,000	1 日	0	2,000
	施設の名称	区分	利用料(円)																																					
			町内	町外																																				
	南部健康高原広場	半 日	0	2,500																																				
		1 日	0	5,000																																				
	コテージ (定員6名)	1泊1棟 (16時～翌日10時まで)	12,000	14,000																																				
		休憩1棟 (16時まで1時間につき)	500	600																																				
		休憩1棟 (16時～22時まで1時間につき)	800	1,000																																				
	管理棟 研修室(大)	半 日	0	1,500																																				
		1 日	0	3,000																																				
	管理棟 研修室(小)	半 日	0	1,000																																				
		1 日	0	2,000																																				
	・コテージ宿泊の場合定員超過1名につき1,000円加算																																							
	[減免] 町長が公益上、その他必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。																																							
古代体験の森																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下</td> <td>一日につき 100</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td>一日につき 200</td> </tr> </tbody> </table>			区分	使用料(円)	中学生以下	一日につき 100	高校生以上	一日につき 200																																
区分	使用料(円)																																							
中学生以下	一日につき 100																																							
高校生以上	一日につき 200																																							
[減免] 町長が公益上その他必要と認めるときは、使用料の一部又は、全部をを免除することができる。																																								
おじろ高原管理センター																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おじろ高原管理センター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	金 額(円)	おじろ高原管理センター	無料																																		
施設の名称	金 額(円)																																							
おじろ高原管理センター	無料																																							
美方高原休憩棟																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方高原休憩棟</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>			施設の名称	金 額(円)	美方高原休憩棟	無料																																		
施設の名称	金 額(円)																																							
美方高原休憩棟	無料																																							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																																
農林業漁業体験実習施設	美方町	村岡町																																														
	<p>美方町地域活性センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実習コーナー</td> <td>大人(高校生以下)</td> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小人(中学生以下)</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区 分	使用料(円)		個人	団体	実習コーナー	大人(高校生以下)	200	150	小人(中学生以下)	100	80	<p>都市と農村交流センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農林業体験研修室</td> <td>2階 村岡町門真市住民</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> <td>2,300円</td> <td rowspan="6">半日とは、8時30分から12時30分まで又は13時から17時までの使用をいう。 1日とは、8時30分から17時までの使用をいう。 夜間とは、18時から22時までの使用をいう。</td> </tr> <tr> <td>2階 その他の住民</td> <td>2,300円</td> <td>4,600円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林業体験実習室</td> <td>2階 村岡町門真市住民</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>2階 その他の住民</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> <td>2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農山村文化交流室</td> <td>1階 村岡町門真市住民</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1階 その他の住民</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区分		半日	1日	夜間	備考	農林業体験研修室	2階 村岡町門真市住民	1,500円	3,000円	2,300円	半日とは、8時30分から12時30分まで又は13時から17時までの使用をいう。 1日とは、8時30分から17時までの使用をいう。 夜間とは、18時から22時までの使用をいう。	2階 その他の住民	2,300円	4,600円	3,500円	農林業体験実習室	2階 村岡町門真市住民	1,000円	2,000円	1,500円	2階 その他の住民	1,500円	3,000円	2,300円	農山村文化交流室	1階 村岡町門真市住民	2,000円	4,000円	3,000円	1階 その他の住民	3,000円	6,000円	4,500円
	区 分		使用料(円)																																													
		個人	団体																																													
実習コーナー	大人(高校生以下)	200	150																																													
	小人(中学生以下)	100	80																																													
区分		半日	1日	夜間	備考																																											
農林業体験研修室	2階 村岡町門真市住民	1,500円	3,000円	2,300円	半日とは、8時30分から12時30分まで又は13時から17時までの使用をいう。 1日とは、8時30分から17時までの使用をいう。 夜間とは、18時から22時までの使用をいう。																																											
	2階 その他の住民	2,300円	4,600円	3,500円																																												
農林業体験実習室	2階 村岡町門真市住民	1,000円	2,000円	1,500円																																												
	2階 その他の住民	1,500円	3,000円	2,300円																																												
農山村文化交流室	1階 村岡町門真市住民	2,000円	4,000円	3,000円																																												
	1階 その他の住民	3,000円	6,000円	4,500円																																												
香住町	<p>海の文化館(施設使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室 名</th> <th colspan="2">基本使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>8:30~12:00</td> <td>12:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>海洋学習室</td> <td>3,570</td> <td>5,090</td> </tr> <tr> <td>海洋体験者交流室</td> <td>1,520</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>海洋体験者交流室</td> <td>シャワー・浴室利用の場合 1人1回につき</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>水産加工品体験実習室</td> <td>1人1回につき</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1)使用時間には、準備、後始末の時間を含むものとする。 (2)許可を受けて使用許可時間を超過し、又は繰上げて使用するとき、超過又は繰上げ使用の当該使用区分に係る基本使用料の額を直ちに納入するものとする。この場合において、超過又は繰上げ使用の額の基礎となる基本使用料は、午前、午後の単位とする。</p> <p>[減免] 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	室 名	基本使用料(円)		午前	午後		8:30~12:00	12:00~17:00	海洋学習室	3,570	5,090	海洋体験者交流室	1,520	2,040	海洋体験者交流室	シャワー・浴室利用の場合 1人1回につき	510	水産加工品体験実習室	1人1回につき	102																											
室 名	基本使用料(円)																																															
	午前	午後																																														
	8:30~12:00	12:00~17:00																																														
海洋学習室	3,570	5,090																																														
海洋体験者交流室	1,520	2,040																																														
海洋体験者交流室	シャワー・浴室利用の場合 1人1回につき	510																																														
水産加工品体験実習室	1人1回につき	102																																														
		<p>海の文化館(附属設備使用料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>使用単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類乾燥機</td> <td>1団体1回につき</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ちくわ焼機</td> <td>1団体1回につき 50人以下</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>1団体1回につき 50人を超える場合の加算 15人又はその端数を増すごとに</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	使用単位	使用料(円)	魚類乾燥機	1団体1回につき	1,050	ちくわ焼機	1団体1回につき 50人以下	315	1団体1回につき 50人を超える場合の加算 15人又はその端数を増すごとに	105																																			
設備名	使用単位	使用料(円)																																														
魚類乾燥機	1団体1回につき	1,050																																														
ちくわ焼機	1団体1回につき 50人以下	315																																														
	1団体1回につき 50人を超える場合の加算 15人又はその端数を増すごとに	105																																														

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																						
使用料等一覧表(平成15年度)																								
	美方町	村岡町																						
農林施設	美方町堆肥センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堆肥センター利用料(年間)</td> <td>1頭あたり</td> <td>3000</td> </tr> <tr> <td>堆肥運搬車</td> <td>1回あたり</td> <td>1000</td> </tr> </tbody> </table> <p>・堆肥センター利用料の単位は前年度2月1日現在飼育頭数とする。 ・堆肥運搬車の利用は1回2時間以内とする。</p>	区分	単位	金額(円)	堆肥センター利用料(年間)	1頭あたり	3000	堆肥運搬車	1回あたり	1000	有機センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>畜産農家年間利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">糞尿収集</td> <td>一般</td> <td>7,000円×1頭×飼養頭数</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>6,000円×1頭×飼養頭数</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">糞尿持込み</td> <td>一般</td> <td>3,500円×1頭×飼養頭数</td> </tr> <tr> <td>組合員</td> <td>3,000円×1頭×飼養頭数</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1 「飼養頭数」とは、毎年2月1日(以下「基準日」という。)現在の飼養頭数によるものとし、基準日以後の増減は行わないものとする。 2 「一般」とは、町内在住者で有機センター利用組合に加入していない者をいう。 3 「組合員」とは、町内在住者で有機センター利用組合に加入している者をいう。</p>	区分	畜産農家年間利用料金	糞尿収集	一般	7,000円×1頭×飼養頭数	組合員	6,000円×1頭×飼養頭数	糞尿持込み	一般	3,500円×1頭×飼養頭数	組合員	3,000円×1頭×飼養頭数	香住町
	区分	単位	金額(円)																					
	堆肥センター利用料(年間)	1頭あたり	3000																					
	堆肥運搬車	1回あたり	1000																					
	区分	畜産農家年間利用料金																						
	糞尿収集	一般	7,000円×1頭×飼養頭数																					
組合員		6,000円×1頭×飼養頭数																						
糞尿持込み	一般	3,500円×1頭×飼養頭数																						
	組合員	3,000円×1頭×飼養頭数																						
美方町和牛センター <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町和牛センター</td> <td>別に定める利用料</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 減免できる場合は次のとおりとし、利用料減免申請書を提出しなければならない。 (1) 町の定める計画に基づいて増頭する期間であるとき。 (2) 災害等によりセンターの利用が著しく困難なとき。 (3) 家畜伝染病等の不測の事態が生じたとき。 (4) その他特別な事由により、町長が認めたとき。</p>	施設の名称	金額(円)	美方町和牛センター	別に定める利用料	繁殖和牛放牧場 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝照町営牧場</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用料を減免することができる。 (1) 災害により農家の所得が著しく減少したとき。 (2) 病虫害等により牧場内の草生が著しく退化したとき。 (3) その他特に減免する必要があるとき。</p>	施設の名称	年額	朝照町営牧場	400,000円															
施設の名称	金額(円)																							
美方町和牛センター	別に定める利用料																							
施設の名称	年額																							
朝照町営牧場	400,000円																							
農産物等加工施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物等加工施設</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	金額(円)	農産物等加工施設	無料																				
名 称	金額(円)																							
農産物等加工施設	無料																							
ワサビ生産施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワサビ生産施設</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	金額(円)	ワサビ生産施設	無料																				
名 称	金額(円)																							
ワサビ生産施設	無料																							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																						
使用料等一覧表(平成15年度)																																								
	美方町	村岡町																																						
水産施設		香住町																																						
		<p>水産加工排水処理場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">施設の名称</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水産加工排水処理場</td> <td>排水汚水 1トンにつき</td> <td style="text-align: right;">380</td> </tr> </tbody> </table> <p>魚類残さい等処理場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>魚類の内臓 (20リットル缶1缶につき)</td> <td style="text-align: right;">473</td> </tr> <tr> <td>魚類のアラ (15キログラム1箱につき)</td> <td style="text-align: right;">368</td> </tr> <tr> <td>廃発泡スチロール (廃発泡スチロールを積載した車両の最大積載量10キログラムにつき)</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> </tbody> </table> <p>町立地方卸売市場</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">月 額</th> <th style="width: 15%;">金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷捌せり場</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">1,080,000</td> </tr> <tr> <td>卸売人現場事務所</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">49,900</td> </tr> <tr> <td>買受人現場事務所</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">33,600</td> </tr> <tr> <td>買受人控室 (2階)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">20,300</td> </tr> <tr> <td>配車室 (2階)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">20,300</td> </tr> <tr> <td>船主控室 (2階)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">20,300</td> </tr> <tr> <td>作業員控室 (2階)</td> <td style="text-align: center;">月額</td> <td style="text-align: right;">60,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、公益上その他の特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p>	施設の名称	区 分	金 額(円)	水産加工排水処理場	排水汚水 1トンにつき	380	区 分	金 額(円)	魚類の内臓 (20リットル缶1缶につき)	473	魚類のアラ (15キログラム1箱につき)	368	廃発泡スチロール (廃発泡スチロールを積載した車両の最大積載量10キログラムにつき)	52	区 分	月 額	金 額(円)	荷捌せり場	月額	1,080,000	卸売人現場事務所	月額	49,900	買受人現場事務所	月額	33,600	買受人控室 (2階)	月額	20,300	配車室 (2階)	月額	20,300	船主控室 (2階)	月額	20,300	作業員控室 (2階)	月額	60,100
施設の名称	区 分	金 額(円)																																						
水産加工排水処理場	排水汚水 1トンにつき	380																																						
区 分	金 額(円)																																							
魚類の内臓 (20リットル缶1缶につき)	473																																							
魚類のアラ (15キログラム1箱につき)	368																																							
廃発泡スチロール (廃発泡スチロールを積載した車両の最大積載量10キログラムにつき)	52																																							
区 分	月 額	金 額(円)																																						
荷捌せり場	月額	1,080,000																																						
卸売人現場事務所	月額	49,900																																						
買受人現場事務所	月額	33,600																																						
買受人控室 (2階)	月額	20,300																																						
配車室 (2階)	月額	20,300																																						
船主控室 (2階)	月額	20,300																																						
作業員控室 (2階)	月額	60,100																																						

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																												
使用料等一覧表(平成15年度)																																														
	美方町	村岡町																																												
	香住町																																													
温泉施設	美方町温泉保養館 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入館料</td> <td>町内</td> <td>300</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>町外</td> <td>600</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、特別の理由があるときは、入館料の全部又は一部を免除することができる。</p>	区分	金額(円)		大人	小人	入館料	町内	300	150	町外	600	300	ふれあい交流浴室利用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">一人1回当たり</th> </tr> <tr> <th>町内者</th> <th>町外者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>300円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1 町内者とは村岡町内に居住する者をいい、町外者とは町内者以外の者をいう。 2 大人とは年齢16歳以上の者をいい、小人とは年齢16歳未満の者をいう。(ただし、3歳未満は無料とする。)</p> <p>[減免] (1) センターの利用促進のため、管理受託者が必要と認めるとき 利用料の5割以内の額 (2) その他管理受託者が特に必要と認めるとき 利用料の全額</p>	区 分	一人1回当たり		町内者	町外者	大人	300円	500円	小人	200円	300円	かすみ・矢田川温泉 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金額(円) (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>回数券利用</th> <th>回数券利用以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>350</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>こども</td> <td>200</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) この表において「こども」とは、小学生及び小学校に就学するまでの3歳以上の者をいう。 (2) 回数券は、1冊10枚綴とし、大人は3,500円、こどもは2,000円とする。</p> <p>[減免] 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条の利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>あまるべ温泉  <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用量区分</th> <th>単位</th> <th>月額料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10㎡まで</td> <td>基本料金</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>11㎡以上</td> <td>1㎡につき</td> <td>41円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金又は手数料の減免をすることができる。</p> </p>	区 分	金額(円) (1人1回につき)		回数券利用	回数券利用以外	大人	350	500	こども	200	350	利用量区分	単位	月額料金	10㎡まで	基本料金	410円	11㎡以上	1㎡につき	41円
	区分		金額(円)																																											
大人		小人																																												
入館料	町内	300	150																																											
	町外	600	300																																											
区 分	一人1回当たり																																													
	町内者	町外者																																												
大人	300円	500円																																												
小人	200円	300円																																												
区 分	金額(円) (1人1回につき)																																													
	回数券利用	回数券利用以外																																												
大人	350	500																																												
こども	200	350																																												
利用量区分	単位	月額料金																																												
10㎡まで	基本料金	410円																																												
11㎡以上	1㎡につき	41円																																												
資料館		民族資料館(まほろば) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">観覧料</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(1人当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td>100円</td> <td>80円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>150円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 本町住民で、研究発表のための観覧等、館長において本町教育上必要と認められるときは、観覧料を免除するものとする。</p>	区 分	観覧料		個人	団体(1人当り)	高等学校の生徒	100円	80円	その他	150円	120円	海の文化館(海洋資料等観覧料) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">観覧料(円) (1人につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">海洋資料 展示室</td> <td>大人</td> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>小中学生</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] (1) 町民は無料とする。 (2) 小学生・中学生は、第2土曜日及び第4土曜日に限り無料とする。 (3) 6歳未満の幼児は、保護者同伴を原則とする。 (4) 町長が特に必要と認めるときは、割引又は無料とする。 (5) 団体は20人以上とする。</p>	区 分	観覧料(円) (1人につき)		個人	団体	海洋資料 展示室	大人	300	200	高校生	200	150	小中学生	100	50																	
	区 分	観覧料																																												
個人		団体(1人当り)																																												
高等学校の生徒	100円	80円																																												
その他	150円	120円																																												
区 分	観覧料(円) (1人につき)																																													
	個人	団体																																												
海洋資料 展示室	大人	300	200																																											
	高校生	200	150																																											
	小中学生	100	50																																											

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																		
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																				
	美方町	村岡町																																																																		
公園	<p>新屋農村公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新屋農村公園</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>美方町ふれあい歴史公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町ふれあい歴史公園</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウォーターガーデン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>散策道</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>花公園</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金額(円)	新屋農村公園	無料	施設の名称	金額(円)	美方町ふれあい歴史公園	無料	区 分	金額(円)	管理棟	無料	散策道	無料	花公園	無料	<p>瀨川溪谷憩いの森</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th rowspan="2">使用者区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>基本料</th> <th>1人当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理 休憩棟</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td>大人</td> <td rowspan="2">1棟</td> <td rowspan="2">6,120円</td> <td>1,530円</td> <td rowspan="2">16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日中</td> <td>大人</td> <td rowspan="2">1棟</td> <td rowspan="2">無料</td> <td>無料</td> <td rowspan="2">10時から16時まで</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">休憩棟</td> <td rowspan="2">夜間</td> <td>大人</td> <td rowspan="2">1棟</td> <td rowspan="2">6,120円</td> <td>1,530円</td> <td rowspan="2">16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日中</td> <td>大人</td> <td rowspan="2">1棟</td> <td rowspan="2">3,060円</td> <td>820円</td> <td rowspan="2">10時から16時まで</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>410円</td> </tr> </tbody> </table> <p>摘要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各施設の使用料は、使用者区分による一人当たりの使用料にそれぞれ施設使用人数を乗じて得た額に基本料を加えた額とする。</li> <li>大人とは、高校生以上とする。</li> <li>小人とは、中学生以下とする。</li> </ol> <p>[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>御殿山公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ゴーカート</td> <td>1回</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料を免除することができる。</p>	施設名	使用区分	使用者区分	単位	使用料		備考	基本料	1人当	管理 休憩棟	夜間	大人	1棟	6,120円	1,530円	16時から翌日10時まで	小人	820円	日中	大人	1棟	無料	無料	10時から16時まで	小人		休憩棟	夜間	大人	1棟	6,120円	1,530円	16時から翌日10時まで	小人	820円	日中	大人	1棟	3,060円	820円	10時から16時まで	小人	410円	名称	単位	使用料	ゴーカート	1回	100円	香住町
施設の名称	金額(円)																																																																			
新屋農村公園	無料																																																																			
施設の名称	金額(円)																																																																			
美方町ふれあい歴史公園	無料																																																																			
区 分	金額(円)																																																																			
管理棟	無料																																																																			
散策道	無料																																																																			
花公園	無料																																																																			
施設名	使用区分	使用者区分	単位	使用料		備考																																																														
				基本料	1人当																																																															
管理 休憩棟	夜間	大人	1棟	6,120円	1,530円	16時から翌日10時まで																																																														
		小人			820円																																																															
	日中	大人	1棟	無料	無料	10時から16時まで																																																														
		小人																																																																		
休憩棟	夜間	大人	1棟	6,120円	1,530円	16時から翌日10時まで																																																														
		小人			820円																																																															
	日中	大人	1棟	3,060円	820円	10時から16時まで																																																														
		小人			410円																																																															
名称	単位	使用料																																																																		
ゴーカート	1回	100円																																																																		

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																																																						
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																																																								
	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>町内利用者</th> <th>町外利用者</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>租大池公園</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>区分</td> <td>単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td></td> <td>1コート</td> <td>510円</td> <td>510円</td> <td>1時間につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー(コテージ'2階建)</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>13,250円</td> <td>15,290円</td> <td>16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟</td> <td>710円</td> <td>820円</td> <td>10時から16時までの間、1時間につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー(コテージ'平屋建)</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>11,210円</td> <td>13,250円</td> <td>16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟</td> <td>610円</td> <td>710円</td> <td>10時から16時までの間、1時間につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー(コテージ'大)</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>16,310円</td> <td>18,350円</td> <td>16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟</td> <td>920円</td> <td>1,020円</td> <td>10時から16時までの間、1時間につき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バンガロー(コテージ'小)</td> <td>宿泊</td> <td>1棟</td> <td>14,270円</td> <td>16,310円</td> <td>16時から翌日10時まで</td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>1棟</td> <td>820円</td> <td>920円</td> <td>10時から16時までの間、1時間につき</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</td> </tr> <tr> <td colspan="5">八幡山公園</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設の名称</td> <td colspan="3">金額(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">八幡山公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="5">大平公園</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設の名称</td> <td colspan="3">金額(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大平公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="5">農村公園</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施設の名称</td> <td colspan="3">金額(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">神坂農村公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">森脇農村公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日影農村公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山田農村公園</td> <td colspan="3">無料</td> </tr> </tbody> </table>			使用料		備考	町内利用者	町外利用者			租大池公園					種類	区分	単位			テニスコート		1コート	510円	510円	1時間につき	バンガロー(コテージ'2階建)	宿泊	1棟	13,250円	15,290円	16時から翌日10時まで	休憩	1棟	710円	820円	10時から16時までの間、1時間につき	バンガロー(コテージ'平屋建)	宿泊	1棟	11,210円	13,250円	16時から翌日10時まで	休憩	1棟	610円	710円	10時から16時までの間、1時間につき	バンガロー(コテージ'大)	宿泊	1棟	16,310円	18,350円	16時から翌日10時まで	休憩	1棟	920円	1,020円	10時から16時までの間、1時間につき	バンガロー(コテージ'小)	宿泊	1棟	14,270円	16,310円	16時から翌日10時まで	休憩	1棟	820円	920円	10時から16時までの間、1時間につき	[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。					八幡山公園					施設の名称		金額(円)			八幡山公園		無料			大平公園					施設の名称		金額(円)			大平公園		無料			農村公園					施設の名称		金額(円)			神坂農村公園		無料			森脇農村公園		無料			日影農村公園		無料			山田農村公園		無料		
		使用料		備考																																																																																																																																				
町内利用者	町外利用者																																																																																																																																							
租大池公園																																																																																																																																								
種類	区分	単位																																																																																																																																						
テニスコート		1コート	510円	510円	1時間につき																																																																																																																																			
バンガロー(コテージ'2階建)	宿泊	1棟	13,250円	15,290円	16時から翌日10時まで																																																																																																																																			
	休憩	1棟	710円	820円	10時から16時までの間、1時間につき																																																																																																																																			
バンガロー(コテージ'平屋建)	宿泊	1棟	11,210円	13,250円	16時から翌日10時まで																																																																																																																																			
	休憩	1棟	610円	710円	10時から16時までの間、1時間につき																																																																																																																																			
バンガロー(コテージ'大)	宿泊	1棟	16,310円	18,350円	16時から翌日10時まで																																																																																																																																			
	休憩	1棟	920円	1,020円	10時から16時までの間、1時間につき																																																																																																																																			
バンガロー(コテージ'小)	宿泊	1棟	14,270円	16,310円	16時から翌日10時まで																																																																																																																																			
	休憩	1棟	820円	920円	10時から16時までの間、1時間につき																																																																																																																																			
[減免] 町長が特に必要と認めた場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。																																																																																																																																								
八幡山公園																																																																																																																																								
施設の名称		金額(円)																																																																																																																																						
八幡山公園		無料																																																																																																																																						
大平公園																																																																																																																																								
施設の名称		金額(円)																																																																																																																																						
大平公園		無料																																																																																																																																						
農村公園																																																																																																																																								
施設の名称		金額(円)																																																																																																																																						
神坂農村公園		無料																																																																																																																																						
森脇農村公園		無料																																																																																																																																						
日影農村公園		無料																																																																																																																																						
山田農村公園		無料																																																																																																																																						
公園		香住町																																																																																																																																						

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																											
使用料等一覧表(平成15年度)																													
	美方町	村岡町	香住町																										
公園		<p>瀬川平ガーデンパレイ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">入園料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">入園料金額(1人1回当たり)</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童及び中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>大人</td> <td style="text-align: center;">500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【備考】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     1 「小学校の児童」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。                      2 「中学校の児童」とは、中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。                      3 「高等学校の生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">自然水料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">数量</td> <td style="text-align: center;">料金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20リットル</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【減免】</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     村岡町民の植物園の入園に係る料金は、無料とする。                      管理受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、植物園の入園に係る料金又は自然水活用施設の利用に係る料金の全部又は一部を免除することができる。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     (1) 植物園の利用促進のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の5割以内の額)                      (2) 植物園の宣伝周知のため、管理受託者が関係者を招待するとき(入園料金等の全額)                      (3) 自然水活用施設の利用促進及び宣伝周知のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の全額)                      (4) その他、管理受託者が特に必要と認めるとき(入園料金等の全額)                 </td> </tr> </table>	入園料		区分	入園料金額(1人1回当たり)	小学校の児童及び中学校の生徒	100	高等学校の生徒	400	大人	500	【備考】		1 「小学校の児童」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。 2 「中学校の児童」とは、中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「高等学校の生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。		自然水料金		数量	料金	20リットル	100円	【減免】		村岡町民の植物園の入園に係る料金は、無料とする。 管理受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、植物園の入園に係る料金又は自然水活用施設の利用に係る料金の全部又は一部を免除することができる。		(1) 植物園の利用促進のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の5割以内の額) (2) 植物園の宣伝周知のため、管理受託者が関係者を招待するとき(入園料金等の全額) (3) 自然水活用施設の利用促進及び宣伝周知のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の全額) (4) その他、管理受託者が特に必要と認めるとき(入園料金等の全額)		
入園料																													
区分	入園料金額(1人1回当たり)																												
小学校の児童及び中学校の生徒	100																												
高等学校の生徒	400																												
大人	500																												
【備考】																													
1 「小学校の児童」とは、小学校及びこれに準ずる学校の児童をいう。 2 「中学校の児童」とは、中学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。 3 「高等学校の生徒」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。																													
自然水料金																													
数量	料金																												
20リットル	100円																												
【減免】																													
村岡町民の植物園の入園に係る料金は、無料とする。 管理受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、植物園の入園に係る料金又は自然水活用施設の利用に係る料金の全部又は一部を免除することができる。																													
(1) 植物園の利用促進のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の5割以内の額) (2) 植物園の宣伝周知のため、管理受託者が関係者を招待するとき(入園料金等の全額) (3) 自然水活用施設の利用促進及び宣伝周知のため、管理受託者が必要と認めるとき(入園料金等の全額) (4) その他、管理受託者が特に必要と認めるとき(入園料金等の全額)																													

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																	
使用料等一覧表(平成15年度)																			
	美方町	村岡町	香住町																
観光案内、地場産品販売等施設		<p>ハチ北高原休憩棟兼バトロールセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハチ北高原休憩棟兼バトロールセンター</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>地場産品販売施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地場産品販売施設</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>観光案内所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光案内所</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>農産物展示直売施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物展示直売施設</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金 額 (円)	ハチ北高原休憩棟兼バトロールセンター	無料	施設の名称	金 額 (円)	地場産品販売施設	無料	施設の名称	金 額 (円)	観光案内所	無料	施設の名称	金 額 (円)	農産物展示直売施設	無料	
施設の名称	金 額 (円)																		
ハチ北高原休憩棟兼バトロールセンター	無料																		
施設の名称	金 額 (円)																		
地場産品販売施設	無料																		
施設の名称	金 額 (円)																		
観光案内所	無料																		
施設の名称	金 額 (円)																		
農産物展示直売施設	無料																		
登行リフト	<p>美方町ゴンドラリフト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町ゴンドラリフト</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長が必要と認めるときは、使用料の全部又は、一部を免除することができる。</p> <p>美方町小代登行リフト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>使用料 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町小代登行リフト</td> <td>片道</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>[減免] 町長は、使用料の納付についての特別の理由があると認めるときは、使用料を免除することができる。</p>	施設の名称	使用料 (円)	美方町ゴンドラリフト	1,200	名称	単位	使用料 (円)	美方町小代登行リフト	片道	250								
施設の名称	使用料 (円)																		
美方町ゴンドラリフト	1,200																		
名称	単位	使用料 (円)																	
美方町小代登行リフト	片道	250																	
天文館			<p>町立天文館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生以上</td> <td>315</td> </tr> <tr> <td>中学生以下</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 使用料は、無料とする。ただし、香住町在住以外のものが利用するときは上記に定める使用料を納めなければならない。</p>	区 分	金 額 (円)	高校生以上	315	中学生以下	157										
区 分	金 額 (円)																		
高校生以上	315																		
中学生以下	157																		

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																					
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																							
	美方町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">村岡町</th> <th colspan="2">香住町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">国民宿舎(宿泊基本料金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 分</td> <td colspan="2">宿泊料(円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大人</td> <td colspan="2">3,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小学生児童</td> <td colspan="2">2,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼児</td> <td colspan="2">1,900</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[備考]                      (1)利用時間は、午後3時から午前10時までとする。                      (2)利用時間を超過して使用する場合は、休憩料を徴収する。ただし、引続き2泊以上宿泊する場合には、到着日及び出発日に限り徴収する。                      (3)バス、トイレ付和室及び洋室(ツイン室)の宿泊料は、上記の表に規定する額の50パーセントを超えない範囲で町長が定める額を加算することができる。                      (4)団体又は旅行あっせん業者のあっせんする者及び特別の事情があると町長が認めた場合の者の宿泊料は、この表の規定する額の50パーセントを超えない範囲内で町長が定める額を割引くことができる。                      (5)この表において「幼児」とは、小学校に就学するまでの3歳以上の者をいう。                      (6)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得る額とする。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民宿舎(休憩料)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">施 設 名</td> <td colspan="2">料金(1室につき)</td> </tr> <tr> <td>室 名</td> <td>畳数又は面積</td> <td>基本料金(円)</td> <td>追加料金(円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">普通客室</td> <td>8畳</td> <td>1,500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>10畳</td> <td>1,900</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>12畳</td> <td>2,200</td> <td>733</td> </tr> <tr> <td>洋室ツイン</td> <td>23㎡</td> <td>1,900</td> <td>633</td> </tr> <tr> <td>洋室シングル</td> <td>10㎡</td> <td>1,000</td> <td>333</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広間</td> <td>22.5畳</td> <td>3,300</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>42畳</td> <td>7,500</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>227㎡</td> <td>15,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td>40㎡</td> <td>3,500</td> <td>1,166</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>35㎡</td> <td>3,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>105㎡</td> <td>5,000</td> <td>1,666</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[備考]                      (1)基本料金は、最初の3時間までの使用とし、追加料金は、3時間を超える使用について1時間ごとに徴収する。                      (2)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。                 </td> </tr> </tbody> </table>	村岡町		香住町		国民宿舎(宿泊基本料金)				区 分		宿泊料(円)		大人		3,500		小学生児童		2,800		幼児		1,900		[備考] (1)利用時間は、午後3時から午前10時までとする。 (2)利用時間を超過して使用する場合は、休憩料を徴収する。ただし、引続き2泊以上宿泊する場合には、到着日及び出発日に限り徴収する。 (3)バス、トイレ付和室及び洋室(ツイン室)の宿泊料は、上記の表に規定する額の50パーセントを超えない範囲で町長が定める額を加算することができる。 (4)団体又は旅行あっせん業者のあっせんする者及び特別の事情があると町長が認めた場合の者の宿泊料は、この表の規定する額の50パーセントを超えない範囲内で町長が定める額を割引くことができる。 (5)この表において「幼児」とは、小学校に就学するまでの3歳以上の者をいう。 (6)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得る額とする。				国民宿舎(休憩料)				施 設 名		料金(1室につき)		室 名	畳数又は面積	基本料金(円)	追加料金(円)	普通客室	8畳	1,500	500	10畳	1,900	633	12畳	2,200	733	洋室ツイン	23㎡	1,900	633	洋室シングル	10㎡	1,000	333	広間	22.5畳	3,300	1,100	42畳	7,500	2,500	大会議室	227㎡	15,000	5,000	中会議室	40㎡	3,500	1,166	小会議室	35㎡	3,000	1,000	食堂	105㎡	5,000	1,666	[備考] (1)基本料金は、最初の3時間までの使用とし、追加料金は、3時間を超える使用について1時間ごとに徴収する。 (2)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。			
村岡町		香住町																																																																																					
国民宿舎(宿泊基本料金)																																																																																							
区 分		宿泊料(円)																																																																																					
大人		3,500																																																																																					
小学生児童		2,800																																																																																					
幼児		1,900																																																																																					
[備考] (1)利用時間は、午後3時から午前10時までとする。 (2)利用時間を超過して使用する場合は、休憩料を徴収する。ただし、引続き2泊以上宿泊する場合には、到着日及び出発日に限り徴収する。 (3)バス、トイレ付和室及び洋室(ツイン室)の宿泊料は、上記の表に規定する額の50パーセントを超えない範囲で町長が定める額を加算することができる。 (4)団体又は旅行あっせん業者のあっせんする者及び特別の事情があると町長が認めた場合の者の宿泊料は、この表の規定する額の50パーセントを超えない範囲内で町長が定める額を割引くことができる。 (5)この表において「幼児」とは、小学校に就学するまでの3歳以上の者をいう。 (6)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得る額とする。																																																																																							
国民宿舎(休憩料)																																																																																							
施 設 名		料金(1室につき)																																																																																					
室 名	畳数又は面積	基本料金(円)	追加料金(円)																																																																																				
普通客室	8畳	1,500	500																																																																																				
	10畳	1,900	633																																																																																				
	12畳	2,200	733																																																																																				
洋室ツイン	23㎡	1,900	633																																																																																				
洋室シングル	10㎡	1,000	333																																																																																				
広間	22.5畳	3,300	1,100																																																																																				
	42畳	7,500	2,500																																																																																				
大会議室	227㎡	15,000	5,000																																																																																				
中会議室	40㎡	3,500	1,166																																																																																				
小会議室	35㎡	3,000	1,000																																																																																				
食堂	105㎡	5,000	1,666																																																																																				
[備考] (1)基本料金は、最初の3時間までの使用とし、追加料金は、3時間を超える使用について1時間ごとに徴収する。 (2)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。																																																																																							
国民宿舎・ユース ホステル																																																																																							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																		
使用料等一覧表(平成15年度)																																				
	美方町	村岡町	香住町																																	
国民宿舎・ユース ホテル			国民宿舎(結婚式会場使用料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 25%;">部屋名</th> <th style="width: 20%;">畳数又は面積</th> <th style="width: 40%;">料金(円) (4時間以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">結婚式</td> <td>香寿殿</td> <td style="text-align: center;">35㎡</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">50,000</td> </tr> <tr> <td>香寿の間</td> <td style="text-align: center;">227㎡</td> </tr> <tr> <td>201・202</td> <td style="text-align: center;">22.5畳</td> </tr> <tr> <td>203</td> <td style="text-align: center;">10畳</td> </tr> <tr> <td>205</td> <td style="text-align: center;">10畳</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">[備考]                      (1)4時間を超過して使用する場合、1時間につき当該基本料金の10分の1を加算する。                      (2)使用料は上記に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。</p>	区分	部屋名	畳数又は面積	料金(円) (4時間以内)	結婚式	香寿殿	35㎡	50,000	香寿の間	227㎡	201・202	22.5畳	203	10畳	205	10畳																	
			区分	部屋名	畳数又は面積	料金(円) (4時間以内)																														
結婚式	香寿殿	35㎡	50,000																																	
	香寿の間	227㎡																																		
	201・202	22.5畳																																		
	203	10畳																																		
	205	10畳																																		
		ユースホテル <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">使用料の種類</th> <th style="width: 15%;">単 位 (1人につき)</th> <th style="width: 15%;">金額(円)</th> <th style="width: 45%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">宿泊料</td> <td>中学生以下</td> <td style="text-align: center;">1泊</td> <td rowspan="2" style="font-size: small;">6歳未満の者で、寝台を占有しない者を除く。</td> </tr> <tr> <td>高校生以上</td> <td style="text-align: center;">1泊</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">食事料</td> <td>朝食</td> <td style="text-align: center;">515</td> <td rowspan="3" style="font-size: small;">弁当の場合も同じ。</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td style="text-align: center;">824</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td style="text-align: center;">515</td> </tr> <tr> <td>スリーピングシート 使用料</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td></td> </tr> <tr> <td>集会室使用料</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td style="font-size: small;">集会施設使用者で6歳以上の者</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自炊料</td> <td style="text-align: center;">1回</td> <td style="text-align: center;">103</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">[減免]                      町長は、特別の必要があると認める場合においては、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p>	使用料の種類	単 位 (1人につき)	金額(円)	摘 要	宿泊料	中学生以下	1泊	6歳未満の者で、寝台を占有しない者を除く。	高校生以上	1泊	食事料	朝食	515	弁当の場合も同じ。	夕食	824	昼食	515	スリーピングシート 使用料	1回	154		集会室使用料	1回	103	集会施設使用者で6歳以上の者	暖房料	1回	154		自炊料	1回	103	
使用料の種類	単 位 (1人につき)	金額(円)	摘 要																																	
宿泊料	中学生以下	1泊	6歳未満の者で、寝台を占有しない者を除く。																																	
	高校生以上	1泊																																		
食事料	朝食	515	弁当の場合も同じ。																																	
	夕食	824																																		
	昼食	515																																		
スリーピングシート 使用料	1回	154																																		
集会室使用料	1回	103	集会施設使用者で6歳以上の者																																	
暖房料	1回	154																																		
自炊料	1回	103																																		

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目															
使用料等一覧表(平成15年度)																	
	美方町	香住町															
駐車場	美方町営駐車場 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">施設の名称</th> <th style="width: 30%;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町営駐車場</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金額(円)	美方町営駐車場	無料	町立駐車場 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">駐車料金の区分</th> <th style="width: 30%;">適用駐車場</th> <th style="width: 45%;">駐車料金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通駐車料金</td> <td>香住駅前駐車場</td> <td>最初の1時間まで 無料 1時間を超えた場合には、最初から30分までごとに 50円 ただし、1日の最高限度額は、700円とする。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定期駐車料金</td> <td>香住駅前駐車場</td> <td>1か月 5,000</td> </tr> <tr> <td>柴山駐車場</td> <td>1か月 3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 次のいずれかに該当する場合は、料金の全部又は一部を徴収しない。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車の駐車 (2) その他町長が必要と認めた駐車</p>	駐車料金の区分	適用駐車場	駐車料金(円)	普通駐車料金	香住駅前駐車場	最初の1時間まで 無料 1時間を超えた場合には、最初から30分までごとに 50円 ただし、1日の最高限度額は、700円とする。	定期駐車料金	香住駅前駐車場	1か月 5,000	柴山駐車場	1か月 3,000
施設の名称	金額(円)																
美方町営駐車場	無料																
駐車料金の区分	適用駐車場	駐車料金(円)															
普通駐車料金	香住駅前駐車場	最初の1時間まで 無料 1時間を超えた場合には、最初から30分までごとに 50円 ただし、1日の最高限度額は、700円とする。															
定期駐車料金	香住駅前駐車場	1か月 5,000															
	柴山駐車場	1か月 3,000															

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																
火葬場及び霊柩車 (一部事務組合との関連)	美方町	村岡町																														
	広域美方苑	広域美方苑																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(12歳以上とする)</td> <td>1 体</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳以下とする)</td> <td>1 体</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)</td> <td>1 胎</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>汚物(胎衣、産褥汚物の類)</td> <td>1個</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料(円)	大人(12歳以上とする)	1 体	40,000	小人(12歳以下とする)	1 体	24,000	死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)	1 胎	16,000	汚物(胎衣、産褥汚物の類)	1個	12,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人(12歳以上とする)</td> <td>1 体</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳以下とする)</td> <td>1 体</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)</td> <td>1 胎</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>汚物(胎衣、産褥汚物の類)</td> <td>1個</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料(円)	大人(12歳以上とする)	1 体	40,000	小人(12歳以下とする)	1 体	24,000	死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)	1 胎	16,000	汚物(胎衣、産褥汚物の類)	1個	12,000
	区 分	単 位	使用料(円)																													
	大人(12歳以上とする)	1 体	40,000																													
	小人(12歳以下とする)	1 体	24,000																													
	死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)	1 胎	16,000																													
	汚物(胎衣、産褥汚物の類)	1個	12,000																													
	区 分	単 位	使用料(円)																													
	大人(12歳以上とする)	1 体	40,000																													
小人(12歳以下とする)	1 体	24,000																														
死産児(妊娠4か月以上の死亡胎)	1 胎	16,000																														
汚物(胎衣、産褥汚物の類)	1個	12,000																														
香住町																																
火葬場																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">遣がい</td> <td>大人(満15歳以上)</td> <td>1死体</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>小人(満15歳未満)</td> <td>1死体</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>乳(満2歳未満)死産児</td> <td>1死体</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>汚物</td> <td>胎衣、産じよく・医療汚物</td> <td>1個</td> <td>11,000</td> </tr> </tbody> </table>		種別	区 分	単 位	金 額 (円)	遣がい	大人(満15歳以上)	1死体	17,000	小人(満15歳未満)	1死体	13,000	乳(満2歳未満)死産児	1死体	11,000	汚物	胎衣、産じよく・医療汚物	1個	11,000													
種別	区 分	単 位	金 額 (円)																													
遣がい	大人(満15歳以上)	1死体	17,000																													
	小人(満15歳未満)	1死体	13,000																													
	乳(満2歳未満)死産児	1死体	11,000																													
汚物	胎衣、産じよく・医療汚物	1個	11,000																													
<p>【備考】 町の住民でない者の使用料は、上記区分の10割増のほか、時間外については従事職員等の超過勤務手当を加算する。</p>																																
霊柩車																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基 本 額</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">加算額</td> <td>10キロメートルまで</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>20キロメートルまで</td> <td>3,180</td> </tr> <tr> <td>30キロメートルまで</td> <td>5,170</td> </tr> <tr> <td>40キロメートルまで</td> <td>7,160</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルまで</td> <td>9,150</td> </tr> <tr> <td>50キロメートルを超え150キロメートルまでの場合20キロメートルを増すごとの加算額</td> <td>3,180</td> </tr> <tr> <td>150キロメートルを超え500キロメートルまでの場合30キロメートルまでを増すごとの加算額</td> <td>5,170</td> </tr> <tr> <td>500キロメートルを超える場合50キロメートルまでを増すごとの加算額</td> <td>9,150</td> </tr> <tr> <td>作業時間が1時間30分を超える場合30分までを増すごとの加算額</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>乗車定員6名を超える場合3名までを増すごとの加算額</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		金 額 (円)	基 本 額		6,300	加算額	10キロメートルまで	1,790	20キロメートルまで	3,180	30キロメートルまで	5,170	40キロメートルまで	7,160	50キロメートルまで	9,150	50キロメートルを超え150キロメートルまでの場合20キロメートルを増すごとの加算額	3,180	150キロメートルを超え500キロメートルまでの場合30キロメートルまでを増すごとの加算額	5,170	500キロメートルを超える場合50キロメートルまでを増すごとの加算額	9,150	作業時間が1時間30分を超える場合30分までを増すごとの加算額	500	乗車定員6名を超える場合3名までを増すごとの加算額	760				
区 分		金 額 (円)																														
基 本 額		6,300																														
加算額	10キロメートルまで	1,790																														
	20キロメートルまで	3,180																														
	30キロメートルまで	5,170																														
	40キロメートルまで	7,160																														
	50キロメートルまで	9,150																														
	50キロメートルを超え150キロメートルまでの場合20キロメートルを増すごとの加算額	3,180																														
	150キロメートルを超え500キロメートルまでの場合30キロメートルまでを増すごとの加算額	5,170																														
	500キロメートルを超える場合50キロメートルまでを増すごとの加算額	9,150																														
	作業時間が1時間30分を超える場合30分までを増すごとの加算額	500																														
	乗車定員6名を超える場合3名までを増すごとの加算額	760																														
<p>【備考】 (1)割増率 午後10時から午前5時までの深夜早朝作業 1作業につき 1,400円 30分までごとに 710円 (2)割引料 生活保護法に基づく葬祭扶助料の給付を受けて葬儀を営む遺体基本額に限り 免除 (3)運賃料金適用方法 運賃及び料金は、当該運送に従事する車両の車庫から起算し、依頼人の指定する遺体取卸場所までのキロ程とする。 (4)その他 上記以外の細部については、随運局の認可によるものとする。</p> <p>【減免】 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者その他特別の事情があると町長が認めた者については、第5条に定める使用料を減額又は免除することができる。</p>																																

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																														
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																
	美方町	村岡町																																																																														
病院 (一部事務組合との関連)	公立村岡病院	公立村岡病院	公立香住総合病院																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1人室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2人室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車使用料</td> <td>2キロメートルまで</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額 (円)	特別室	1日につき (構成町内者)	6,000	1日につき (構成町外者)	6,500	1人室	1日につき (構成町内者)	2,500	1日につき (構成町外者)	2,800	2人室	1日につき (構成町内者)	1,500	1日につき (構成町外者)	1,800	自動車使用料	2キロメートルまで	500	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	150	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1人室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2人室</td> <td>1日につき (構成町内者)</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>1日につき (構成町外者)</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車使用料</td> <td>2キロメートルまで</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額 (円)	特別室	1日につき (構成町内者)	6,000	1日につき (構成町外者)	6,500	1人室	1日につき (構成町内者)	2,500	1日につき (構成町外者)	2,800	2人室	1日につき (構成町内者)	1,500	1日につき (構成町外者)	1,800	自動車使用料	2キロメートルまで	500	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	150	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別室</td> <td>1日につき (町内者)</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>1日につき (町外者)</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1人室</td> <td>1日につき (町内者)</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>1日につき (町外者)</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2人室</td> <td>1日につき (町内者)</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>1日につき (町外者)</td> <td>3,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自由診療料</td> <td rowspan="3">正常分べん介助料</td> <td>時間内</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>時間外</td> <td>75,000</td> </tr> <tr> <td>深夜</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動車使用料</td> <td>2キロメートルまで</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>【備考】 自由診療料の正常分べん介助料について (1) 時間内とは、午前8時30分から午後5時15分までをいう。 (2) 時間外とは、午後5時16分から午後10時まで及び午前6時から午前8時29分までをいう。 (3) 深夜とは、午後10時01分から翌朝午前5時59分までをいう。</p>	区 分		金 額 (円)	特別室	1日につき (町内者)	6,000	1日につき (町外者)	7,000	1人室	1日につき (町内者)	4,500	1日につき (町外者)	5,300	2人室	1日につき (町内者)	2,300	1日につき (町外者)	3,200	自由診療料	正常分べん介助料	時間内	60,000	時間外	75,000	深夜	90,000	自動車使用料	2キロメートルまで	500	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	200
	区 分		金 額 (円)																																																																													
	特別室	1日につき (構成町内者)	6,000																																																																													
1日につき (構成町外者)		6,500																																																																														
1人室	1日につき (構成町内者)	2,500																																																																														
	1日につき (構成町外者)	2,800																																																																														
2人室	1日につき (構成町内者)	1,500																																																																														
	1日につき (構成町外者)	1,800																																																																														
自動車使用料	2キロメートルまで	500																																																																														
	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	150																																																																														
区 分		金 額 (円)																																																																														
特別室	1日につき (構成町内者)	6,000																																																																														
	1日につき (構成町外者)	6,500																																																																														
1人室	1日につき (構成町内者)	2,500																																																																														
	1日につき (構成町外者)	2,800																																																																														
2人室	1日につき (構成町内者)	1,500																																																																														
	1日につき (構成町外者)	1,800																																																																														
自動車使用料	2キロメートルまで	500																																																																														
	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	150																																																																														
区 分		金 額 (円)																																																																														
特別室	1日につき (町内者)	6,000																																																																														
	1日につき (町外者)	7,000																																																																														
1人室	1日につき (町内者)	4,500																																																																														
	1日につき (町外者)	5,300																																																																														
2人室	1日につき (町内者)	2,300																																																																														
	1日につき (町外者)	3,200																																																																														
自由診療料	正常分べん介助料	時間内	60,000																																																																													
		時間外	75,000																																																																													
		深夜	90,000																																																																													
自動車使用料	2キロメートルまで	500																																																																														
	1キロメートル増すごとに1キロメートル当たり (ただし、1キロメートル未満の端数は1キロメートルとする)	200																																																																														

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																						
使用料等一覧表(平成15年度)																																																								
	美方町	村岡町																																																						
	香住町																																																							
道路占用料	道路占用料	道路占用料	道路占用料																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占 用 物 件</th> <th>単 位</th> <th>占用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物</td> <td>第1種電柱</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年 690円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空 に設ける線類</td> <td>長さ1メートルにつき1 年</td> <td>7円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下 に設ける線類</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>路上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1平方メートル につき1年</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1平方メートル につき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占有面積1平方メートル につき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件</td> <td>外径が0.1メートル未 満のもの</td> <td>36円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの</td> <td>長さ1メートルにつき1 年 71円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満のもの</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以 上1メートル未 満のもの</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以 上のもの</td> <td>710円</td> </tr> </tbody> </table>	占 用 物 件	単 位	占用料	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	770円	第2種電柱	1,200円	第3種電柱	1,600円	第1種電話柱	1本につき1年 690円	第2種電話柱	1,100円	第3種電話柱	1,500円	その他の柱類	53円	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルにつき1 年	7円	地下電線その他地下 に設ける線類	4円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき1年	360円	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	1,100円	郵便差出箱	450円	広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	1,100円	その他のもの	占有面積1平方メートル につき1年	1,100円	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未 満のもの	36円	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの	53円	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの	長さ1メートルにつき1 年 71円	外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満のもの	140円	外径が0.4メートル以 上1メートル未 満のもの	360円	外径が1メートル以 上のもの	710円	同左	同左
	占 用 物 件	単 位	占用料																																																					
	法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第1種電柱	770円																																																					
		第2種電柱	1,200円																																																					
		第3種電柱	1,600円																																																					
		第1種電話柱	1本につき1年 690円																																																					
		第2種電話柱	1,100円																																																					
		第3種電話柱	1,500円																																																					
		その他の柱類	53円																																																					
		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルにつき1 年	7円																																																				
		地下電線その他地下 に設ける線類	4円																																																					
		路上に設ける変圧器	1個につき1年	520円																																																				
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル につき1年	360円																																																					
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	1,100円																																																					
	郵便差出箱	450円																																																						
	広告塔	表示面積1平方メートル につき1年	1,100円																																																					
	その他のもの	占有面積1平方メートル につき1年	1,100円																																																					
	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未 満のもの	36円																																																					
		外径が0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの	53円																																																					
外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの		長さ1メートルにつき1 年 71円																																																						
外径が0.2メートル以 上0.4メートル未 満のもの		140円																																																						
外径が0.4メートル以 上1メートル未 満のもの		360円																																																						
外径が1メートル以 上のもの		710円																																																						

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い			協議細目					
使用料等一覧表(平成15年度)									
	美方町			村岡町					
				香住町					
道路占用料	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	同左	同左		
	法第32条第1項第5号に掲げる施設		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額				
			階数が3のもの		Aに0.005を乗じて得た額				
					Aに0.006を乗じて得た額				
		上空に設ける通路			占用面積1平方メートルにつき1年			710円	
		地下に設ける通路			占用面積1平方メートルにつき1年			360円	
		その他のもの						1,100円	
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの			占用面積1平方メートルにつき1月			11円	
			その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1日			110円	
	政令第7条第1号に掲げる物件	看板(7-チであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月			110円	
			その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年			1,100円	
		標識			一本につき1年			850円	
		旗さお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの					一本につき1日	11円
			その他のもの					一本につき1月	110円
	幕(政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの			その面積1平方メートルにつき1日			11円	
その他のもの				その面積1平方メートルにつき1月	110円				
7-チ		車道を横断するもの			1基につき1月	1,100円			
	その他のもの				540円				
政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料				占用面積1平方メートルにつき1月	110円				

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目	
使用料等一覧表(平成15年度)			
	美方町	村岡町	香住町
道路占用料	<p>(備考)</p> <p>1 政令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。</p> <p>2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置すものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置すものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち、4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>6 Aとは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p>	同左	同左
	<p>(減免)</p> <p>次に掲げる占用物件に係る占用料については、前項の規定にかかわらずこれを徴収しないものとする。</p> <p>(1) 国の行う事業で国有林野事業、官行造林事業、県の行う県有林野事業、地方財政法(昭和22年法律第109号)第6条に規定する公営企業事業に係るもの</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のため使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(3) 道路に出入するための通路として占用するもの</p> <p>(4) 街灯(広告物を添加しないもの)カーブミラー、くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に寄与する物件</p> <p>(5) かんがい排水施設、その他の農地の保全上又は利用上必要な施設</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、前項に規定する占用料を徴収することが公益上適当でないと認めるもの</p>		

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																					
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																							
	美方町	村岡町	香住町																																																																				
法定外公共物占用料	法定外公共物占用料	法定外公共物占用料	法定外公共物占用料																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>占 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">電柱その他これに類するもの</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>送電塔</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td>1本につき1年</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">索道、電線その他これらに類するもの</td> <td>索道その他これに類するもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>170円</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>7円</td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水管、下水管、ガス管その他これらに類するもの</td> <td>外径が0.1メートル未満のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>36円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>53円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>71円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>360円</td> </tr> <tr> <td>外径が1メートル以上のもの</td> <td>1メートルにつき1年</td> <td>710円</td> </tr> <tr> <td>足場その他これに類するもの</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>1,060円</td> </tr> <tr> <td>広告物その他これに類するもの</td> <td>表示面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>橋梁、通路等これらに類するもの及び建築物その他工作物を設置しないもの</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>その他の工作物</td> <td>1平方メートルにつき1年</td> <td>1,100円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	占 用 料	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	770円	第2種電柱	1本につき1年	1,200円	第3種電柱	1本につき1年	1,600円	第1種電話柱	1本につき1年	690円	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円	第3種電話柱	1本につき1年	1,500円	送電塔	1平方メートルにつき1年	1,100円	その他の柱類	1本につき1年	53円	索道、電線その他これらに類するもの	索道その他これに類するもの	1メートルにつき1年	170円	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	7円	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	4円	水管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	36円	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	53円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	71円	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	140円	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	360円	外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	710円	足場その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1,060円	広告物その他これに類するもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円	橋梁、通路等これらに類するもの及び建築物その他工作物を設置しないもの	1平方メートルにつき1年	40円	その他の工作物	1平方メートルにつき1年	1,100円	同左
区 分	単 位	占 用 料																																																																					
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	770円																																																																				
	第2種電柱	1本につき1年	1,200円																																																																				
	第3種電柱	1本につき1年	1,600円																																																																				
	第1種電話柱	1本につき1年	690円																																																																				
	第2種電話柱	1本につき1年	1,100円																																																																				
	第3種電話柱	1本につき1年	1,500円																																																																				
	送電塔	1平方メートルにつき1年	1,100円																																																																				
	その他の柱類	1本につき1年	53円																																																																				
索道、電線その他これらに類するもの	索道その他これに類するもの	1メートルにつき1年	170円																																																																				
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	7円																																																																				
	地下電線その他地下に設ける線類	1メートルにつき1年	4円																																																																				
水管、下水管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	36円																																																																				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	53円																																																																				
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	71円																																																																				
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	140円																																																																				
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	360円																																																																				
	外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	710円																																																																				
足場その他これに類するもの	1平方メートルにつき1年	1,060円																																																																					
広告物その他これに類するもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100円																																																																					
橋梁、通路等これらに類するもの及び建築物その他工作物を設置しないもの	1平方メートルにつき1年	40円																																																																					
その他の工作物	1平方メートルにつき1年	1,100円																																																																					
	<p>(備考)</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち、4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告物その他これに類するものの表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>[減免]</p> <p>町長は、次の各号に該当するときは、占用者の申請に基づき、占用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1) 公用又は公共の用に供するための占用のとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特別の理由があると認めるとき。</p>																																																																						

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																							
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																									
	美方町	村岡町																																																																							
漁港占用料		香住町																																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">漁港占用料</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>占用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物及びその附属施設</td> <td>1㎡につき1年</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">電柱その他これに類するもの</td> <td>第1種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>第2種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>第3種電柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>第1種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>690</td> </tr> <tr> <td>第2種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>第3種電話柱</td> <td>1本につき1年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に架ける線類</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>送電塔</td> <td>占用面積1㎡につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1m未満のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1m以上のもの</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>公衆電話所</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>看板その他これに類するもの</td> <td>1㎡につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>標識、係留杭その他これらに類するもの</td> <td>1本につき1年</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1㎡につき1年</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>工作物その他の物件を設けない場合</td> <td>1㎡につき1年</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>【備考】</p> <p>(1)第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(2)第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(3)共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>【減免】</p> <p>町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	漁港占用料			区 分	単 位	占用料(円)	建築物及びその附属施設	1㎡につき1年	370	電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	770	第2種電柱	1本につき1年	1,200	第3種電柱	1本につき1年	1,600	第1種電話柱	1本につき1年	690	第2種電話柱	1本につき1年	1,100	第3種電話柱	1本につき1年	1,500	共架電線その他上空に架ける線類	長さ1mにつき1年	7	送電塔	占用面積1㎡につき1年	1,100	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	53	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	71	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	140	外径が0.4m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	360	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	710	公衆電話所	1個につき1年	1,100	看板その他これに類するもの	1㎡につき1年	1,100	標識、係留杭その他これらに類するもの	1本につき1年	850	その他のもの	1㎡につき1年	370	工作物その他の物件を設けない場合	1㎡につき1年	40	<p>【備考】</p> <p>(1)第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(2)第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(3)共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>【減免】</p> <p>町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。</p>		
漁港占用料																																																																									
区 分	単 位	占用料(円)																																																																							
建築物及びその附属施設	1㎡につき1年	370																																																																							
電柱その他これに類するもの	第1種電柱	1本につき1年	770																																																																						
	第2種電柱	1本につき1年	1,200																																																																						
	第3種電柱	1本につき1年	1,600																																																																						
	第1種電話柱	1本につき1年	690																																																																						
	第2種電話柱	1本につき1年	1,100																																																																						
	第3種電話柱	1本につき1年	1,500																																																																						
	共架電線その他上空に架ける線類	長さ1mにつき1年	7																																																																						
	送電塔	占用面積1㎡につき1年	1,100																																																																						
	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	36																																																																					
外径が0.1m以上0.15m未満のもの		長さ1mにつき1年	53																																																																						
外径が0.15m以上0.2m未満のもの		長さ1mにつき1年	71																																																																						
外径が0.2m以上0.4m未満のもの		長さ1mにつき1年	140																																																																						
外径が0.4m以上1m未満のもの		長さ1mにつき1年	360																																																																						
外径が1m以上のもの		長さ1mにつき1年	710																																																																						
公衆電話所	1個につき1年	1,100																																																																							
看板その他これに類するもの	1㎡につき1年	1,100																																																																							
標識、係留杭その他これらに類するもの	1本につき1年	850																																																																							
その他のもの	1㎡につき1年	370																																																																							
工作物その他の物件を設けない場合	1㎡につき1年	40																																																																							
<p>【備考】</p> <p>(1)第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち当該電柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち当該電柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(2)第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち当該電話柱を設置する者が設置する3条以下の電線を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち当該電話柱を設置する者が設置する6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>(3)共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>【減免】</p> <p>町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。</p>																																																																									

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		協議細目							
使用料等一覧表(平成15年度)										
	美方町	村岡町	香住町							
残土処分地	美方町残土処分地 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美方町残土処分地</td> <td>1立方メートルあたり</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> </tbody> </table> [減免] 町長は特に必要があると認めた場合は、使用料を免除することができる。		名称	単位	使用料(円)	美方町残土処分地	1立方メートルあたり	1,500		
名称	単位	使用料(円)								
美方町残土処分地	1立方メートルあたり	1,500								

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目																																																																																																				
使用料等一覧表(平成15年度)																																																																																																						
	美方町	村岡町																																																																																																				
幼稚園	該当なし	幼稚園授業料 月額 5,700円(平成16年度は5,900円)  [減免] (1)町長が生活保護法による扶助を受ける者との同一の生計内にある園児等、特別の事由により授業料の減免を必要と認めた者については、これを免除することができる。 (2)前項の減免に関し必要と認めるときは、教育委員会は町長に意見を述べ、又は町長は教育委員会の意見を求めることができる。																																																																																																				
	香住町	幼稚園保育料 月額 5,700円  [減免] (1)生活保護法の規定による保護を受ける者若しくはこれに準ずる者と教育委員会が認めた場合又は町長が特別の事由があると認めた者に対しては、保育料を減額又は免除することができる。 (2)前項の減免に関し必要と認めるときは、教育委員会は町長に意見を述べ、又は町長は教育委員会の意見を求めることができる。																																																																																																				
住 宅	町営住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> <th>家賃算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大谷第1団地</td> <td>S55</td> <td>6</td> <td rowspan="5">入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。</td> </tr> <tr> <td>水間団地</td> <td>H4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>石町団地</td> <td>H7</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>石町第2団地</td> <td>H14</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [減免又は猶予] 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1)入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2)入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3)入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4)その他、前各号に準ずる特別の事情があるとき。	住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法	大谷第1団地	S55	6	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。	水間団地	H4	12	石町団地	H7	6	石町第2団地	H14	4				普通町営住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> <th>家賃算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町団地</td> <td>S47</td> <td>10</td> <td rowspan="10">入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。</td> </tr> <tr> <td>西本団地</td> <td>S55</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>西本団地</td> <td>S60</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>西本団地</td> <td>S61</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>西本団地</td> <td>S62</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>福岡団地</td> <td>S51</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>川会団地</td> <td>S49</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [減免又は猶予] 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1)入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2)入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3)入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4)その他、前各号に準ずる特別の事情があるとき。	住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法	新町団地	S47	10	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。	西本団地	S55	10	西本団地	S60	10	西本団地	S61	8	西本団地	S62	5	福岡団地	S51	10	川会団地	S49	8										町営住宅 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅名</th> <th>建設年度</th> <th>戸数</th> <th>家賃算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖浦団地</td> <td>S40</td> <td>26</td> <td rowspan="11">入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。</td> </tr> <tr> <td>境団地</td> <td>S42</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>七日市</td> <td>S49</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>境団地</td> <td>S53</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>若松団地</td> <td>H1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>長井団地</td> <td>H7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H9</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H10</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>森団地</td> <td>H11</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> [減免又は猶予] 町長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1)入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2)入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3)入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4)その他、前各号に準ずる特別の事情があるとき。	住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法	沖浦団地	S40	26	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。	境団地	S42	24	七日市	S49	6	境団地	S53	15	若松団地	H1	4	森団地	H6	14	長井団地	H7	4	森団地	H8	6	森団地	H9	4	森団地	H9	2	森団地	H10	6	森団地	H10	3	森団地	H11	8
住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法																																																																																																			
大谷第1団地	S55	6	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。																																																																																																			
水間団地	H4	12																																																																																																				
石町団地	H7	6																																																																																																				
石町第2団地	H14	4																																																																																																				
住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法																																																																																																			
新町団地	S47	10	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。																																																																																																			
西本団地	S55	10																																																																																																				
西本団地	S60	10																																																																																																				
西本団地	S61	8																																																																																																				
西本団地	S62	5																																																																																																				
福岡団地	S51	10																																																																																																				
川会団地	S49	8																																																																																																				
住宅名	建設年度	戸数	家賃算出方法																																																																																																			
沖浦団地	S40	26	入居者の所得に応じて決められる家賃算定基礎額に、市町村立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数の各係数を乗じて算出する。 これにより算出した家賃が、近隣地域における同種の民間住宅の家賃(近傍同種の住宅家賃)に比べて高くなる場合は、これと同じ額とする。																																																																																																			
境団地	S42	24																																																																																																				
七日市	S49	6																																																																																																				
境団地	S53	15																																																																																																				
若松団地	H1	4																																																																																																				
森団地	H6	14																																																																																																				
長井団地	H7	4																																																																																																				
森団地	H8	6																																																																																																				
森団地	H9	4																																																																																																				
森団地	H9	2																																																																																																				
森団地	H10	6																																																																																																				
森団地	H10	3																																																																																																				
森団地	H11	8																																																																																																				

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い				協議細目			
住 宅	美方町				村岡町	香住町		
	特定町営住宅				特定町営住宅	町職員住宅		
	住宅名	建設年度	戸数	収入区分	入居者負担額	所在地等		
	石町団地	H7	4	収入分位25%以上 50%以下	45,000円	香住町香住1852-5		
				収入分位50%以上 65%以下	65,000円		香住町香住102-2	
				収入分位65%以上 80%以下	87,000円	H10		1
				収入分位80%を 超えるもの	100,000円			
	住宅名	建設年度	戸数	収入区分	入居者負担額	町教員住宅		
	新町団地	H11	2	200千円以上 ～238千円以下	57,000円	所在地等		
				238千円超 ～268千円以下	70,000円		建設年度	戸数
268千円超 ～322千円以下				83,000円	S58	2		
322千円超 ～445千円以下				99,300円				
445千円超 ～601千円以下	124,000円							

参 考 資 料

協議項目	使用料、手数料等の取扱い（その2）	協議細目
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	1 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なるため、現行のまま新市へ引き継ぐ。ただし、法定外公共物使用物件については、八鹿町の例によるものとし、その使用料の額は道路占用料に準じる。 2 別表等に定める基本使用料以外の冷暖房費、附属設備等の使用料については、設備・内容等を考慮し、合併時まで調整する。 3 表中附記で、「町内在住・在勤」等の条件が付いているものについては、新市を対象範囲とする。
	朝来市	使用料等に関すること 1 施設使用料については、施設内容及び建設年度が異なり、また、その使用料額が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併後、可能な限り統一する方向で調整する。 また、新市において、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平性の原則から、適正な料金のあり方等について検討する。 2 住宅使用料については、公営住宅法等に基づき、新市に引き継ぐ。
	丹波市	公共施設使用料 1 施設等の使用料 施設内容及び建設年度が異なり、又、その使用料がすでに各町で定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。 但し、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原理から、適正な料金のあり方等について、新市において、引き続き検討する。 2 施設目的外使用料 施設目的外使用料については基準を定め統一する。 3 公有地貸付料 貸付料については基準を定め統一する 4 駅前駐車場等の使用料 有料化を図るとともに無人化に努める。 幼稚園保育料 1 幼稚園保育料 6町の平均ベースで合併時に調整するものとする。 2 預かり保育料 合併時に統一するものとする。

協議第35号

総務関係事務事業の取扱い（その1）について

総務関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ②	各種事務事業の取扱い 総務関係事務事業の取扱い
<p>1. 行政区に関すること 行政区については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。ただし、同一の行政区名については、合併時まで新町の名称、字名の取扱いと合わせて調整する。</p> <p>2. 自治会活動補助金等に関すること 区長協議会等への補助金は、合併時に統一する方向で調整する。区への交付金等の制度は合併後に再編する。</p> <p>3. 区会館建設等に係る補助金に関すること 区会館建設等に係る補助金の補助率、要件等は合併後に再編する。</p> <p>4. 地縁団体に関すること 地縁団体については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>5. 情報公開制度に関すること 情報公開制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。ただし、手数料については、美方町、村岡町の例により無料とし、複製費などの実費は徴収する。</p> <p>6. 個人情報保護制度に関すること 個人情報保護制度については、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>7. 指定金融機関等の指定に関すること 指定金融機関等の指定については、合併時に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	行政区	美方町	村岡町	香住町
	自治会活動補助金	<p>1. 組織数 ・21区</p> <p>1. 美方町区長協議会補助金 ①目的 ・全区長で組織する区長協議会活動費補助</p> <p>②補助金額 平成16年度 300,000円</p> <p>③事務局等 ・区長協議会の事務局は総務課が担当 ・区長協議会の活動は、総会、視察研修会（1泊2日）、町内視察、区長だより発行、必要に応じ役員会。</p> <p>2. 美方町地区運営活性化奨励金 ①目的 ・自治組織の充実、活性化を促進する為に奨励金を交付し、区の円滑な運営を図ることを目的とする。 ②補助金額 平成16年度 3,500,000円 ③内容 ・全区に交付 ・戸数割、税の徴収率割、高齢化率割から算出 ・戸数割は1戸当たり1,300円 ・税の徴収率割は、前年度の個人町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税に係る徴収率を基礎として算出 ・高齢化率割は、各区の高齢化率に応じて算出 ④事務手続き ・毎年、各区から区予算書を添付した交付申請書を提出してもらい、補助金交付決定後、支払う。</p>	<p>1. 組織数 ・52区</p> <p>1. 村岡町区長協議会補助金 ①目的 ・区長で組織する区長協議会運営費補助</p> <p>②補助金 平成16年度 1,250,000円</p> <p>③事務局等 ・区長協議会の事務局は総務課が担当 ・区長協議会の活動は、総会、視察研修会（1泊2日）、町内視察、門真市との交流会、役員会。</p> <p>2. 村岡町自治振興交付金 ①目的 ・自治組織の充実、活性化を促進する為に奨励金を交付し、区の円滑な運営を図ることを目的とする。 ②補助金額 平成16年度 4,312,000円 ③内容 ・全区に交付 ・均等割、戸数割から算出 ・均等割は30%、戸数割は70% ④事務手続 ・総務課の積算事務により計算し、2期に分けて振り込みを行う。</p> <p>3. 自治会活動保険補助金 ・平成16年度271,000円 ・保険加入の補助金 ・町⇒区長協議会⇒保険会社</p> <p>4. 門真市交流事業補助金 ・平成14年度180,000円 ・門真市との交流事業実施の経費に対する補助</p>	<p>1. 組織数 ・47区</p> <p>1. 香住町区長会補助金 ①目的 ・香住町各区長相互の親睦を密にし、各区の協調を図り、常に町政に関心を高め、もって町民生活の向上発展を期する。 ②補助金額 平成16年度 1,645,000円 ③事務局等 ・区長会の事務局は総務課が担当 ・区長会の活動は、総会年に2回、町民号旅行、ふるさとまつり、視察研修会（日帰り）、親睦研修旅行（1泊2日）、必要に応じ役員会。</p> <p>2. 行政連絡事務委託料 ①目的 ・行政事務を円滑に遂行するため文書配布等を依頼する委託料。</p> <p>②委託金額 平成16年度 10,966,000円 ③内容 ・全区に交付 ・平均割、世帯割から算出 ・平均割は50世帯まで70,000円、50から100世帯80,000円、100から200世帯90,000円、200世帯以上100,000円 ・世帯割は1戸当たり1,500円 ④事務手続き ・毎年、1月1日現在の世帯数を基準として算出し11月末に支払う。</p>

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	区会館建設等補助	<p>美方町</p> <p>1. 目的 行政地区が行う集会所の新築又は改築につき町が助成することにより、その地区の行政の円満なる発展を促進し、もって明るい豊かな町の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>2. 申請方法 助成を受けようとするときは、事業計画書等を添えて、町長に申請し、承認を受けなければならない。</p> <p>3. 補助率 本工事費、附帯工事費の70%以内(国・県等の補助金があった場合、それらを含めて70%以内)</p>	<p>村岡町</p> <p>1. 目的 地域の住民が集落自治のためのコミュニティの場として使用することにより、その地域の振興を促進すると共に、明るい豊かな町づくりに寄与する。</p> <p>2. 申請方法等 事業は町が行い分担金を徴収する。</p> <p>3. 補助率 分担金は対象事業費の30%(辺地地区は15%)</p>	<p>香住町</p> <p>1. 目的 町民がコミュニティーづくりの場として利用する町内各区の集会所を、町又は区が事業主体となり整備促進することを目的とする。</p> <p>2. 申請方法 助成を受けようとするときは、事業計画書等を添えて、町長に申請し、承認を受けなければならない。</p> <p>3. 補助率 対象事業費の2分の1補助。 ただし、下水道普及に伴うトイレ改修は3分の1を補助(運用)</p>
	地縁団体	該当なし	該当なし	<p>1. 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2第1項の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成等</p> <p>2. 認可の告示等 地方自治法第260条の2第10項の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調製、保存。告示事項の証明</p> <p>3. 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更</p> <p>4. 規約変更申請の受付、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理</p> <p>5. その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務</p> <p>6. 認可地縁団体の印鑑登録 認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、印鑑証明等を行う。</p> <p>7. 証明手数料 香住町手数料条例に基づく、告示事項の証明、印鑑証明は、手数料(1通250円)を徴収する。(住民課で徴収)</p> <p>8. 法人化の手引 法人化の手引を作成し、相談者等に配布する。</p> <p>9. 香住町地縁団体概要 香住町余部967番地 市午区 146名 平成9年2月14日認可 香住町油良293番地 油良区 79名 平成16年3月17日認可</p>



参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目
現況比較表	指定金融機関等の指定	美方町 該当なし	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 指定金融機関 ・株式会社 但馬銀行(昭和63年6月14日)</p> <p>2. 指定代理金融機関 ・たじま農業協同組合</p> <p>3. 収納代理金融機関 ・但馬信用金庫村岡支店 ・みなと銀行村岡支店</p> <p>4. 収納代理郵便官署 ・村岡郵便局、福岡郵便局、射添郵便局、原郵便局</p> <p>5. 手数料 (1) 公金収納取扱手数料 ① 現金収納取扱手数料 1件 5円 ② 口座振替手数料 1件 5円 ③ 経費年額 30,000円 ①～③+消費税</p> <p>6. 指定・変更・解除の方法 (1) 30日以内に書面をもって予告 (2) 契約条項に違背いたときは、予告期間をおかないで契約</p>
			<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 指定金融機関 ・株式会社 但馬銀行(昭和40年4月1日)</p> <p>2. 指定代理金融機関 指定なし</p> <p>3. 収納代理金融機関 ・(株)三井住友銀行豊岡支店 ・たじま農業協同組合 ・(株)みなと銀行香住支店 ・兵庫県信用漁業協同組合連合会 ・但馬信用金庫</p> <p>4. 収納代理郵便官署 指定なし</p> <p>5. 手数料 (1) 公金収納の取扱い手数料 ① 現金収納取扱手数料 1件 5円 ② 口座振替手数料 1件 5円 ③ 経費年額 30,000円 ①～③+消費税</p> <p>6. 指定・変更・解除の方法 ① 指定金融機関 議会の議決を経て行う 告示しなければならない ② 指定代理金融機関, 収納代理金融機関, 収納代理郵便官署 あらかじめ指定金融機関の意見を聴いて 行う告示しなければならない</p>

参 考 資 料

協議項目	総務関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目	
先進事例	新市町名	調 整 内 容	
	養父市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政区の集会施設の助成については、各行政区の整備計画等を考慮し、合併後3年間は現行のまま引き継ぎ、新市において、養父町の補助限度基準を参考とし、新たな制度を設ける。</li> <li>2. 指定金融機関については、合併時に統一する。</li> <li>3. 公金管理対策（ペイオフ対策）については、新市に移行後、速やかに調整する。</li> </ol>	
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政区について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 4町の行政区については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、同一若しくは類似する行政区名については、合併時までに関係町間において住民の意向を踏まえ調整する。</li> </ol> </li> <li>2. 区長会組織について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市の区長会組織については、合併時まで4町の区長会の意向を踏まえ調整する。</li> </ol> </li> <li>3. 指定金融機関等に関すること               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新市の指定金融機関及び収納代理金融機関を合併時に設置する。設置にあたっては、住民の利便性に配慮して調整する。</li> <li>(2) 指定金融機関が提供すべき担保については、指定時に調整する。</li> </ol> </li> </ol>	
京丹後市	<p>単位行政区 単位行政区の組織については現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たな連絡組織を設置する。</p> <p>情報公開の取扱い            (1) 情報公開制度            現行の各町の制度をもとに調整し、新市において条例を制定する。            (2) 個人情報保護条例            新市において個人情報保護条例を制定する。            ただし、住民基本台帳ネットワークの運用に伴う電子計算機情報保護条例については、合併までに調整を行い、合併日から施行する。</p>		

企画関係事務事業の取扱い（その1）について

企画関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ③	各種事務事業の取扱い 企画関係事務事業の取扱い
<p>1. 広報・広聴に関すること</p> <p>(1) 広報紙について</p> <p>① 広報紙は月一回発行し、全戸配布する。</p> <p>② 広報紙の名称は合併時に新町名を参考に決定する。</p> <p>(2) 広聴については、村岡町及び香住町で行っている取り組みをもとに合併後に再編する。</p> <p>(3) 行政放送については、既存の設備を利用して現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 地域情報化対策に関すること</p> <p>(1) ホームページについては、新町発足時に立ち上げる。</p> <p>(2) 地域情報化計画については、合併後の住民生活の利便性向上、難視聴地域解消、情報格差の是正、行財政運営の効率化を図るため、合併後に速やかに策定する。</p> <p>3. 交通対策に関すること</p> <p>(1) 美方町域及び香住町域の自主運行バスの既存路線については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。村岡町域については現行の福祉タクシー制度を含めて合併後に検討する。</p> <p>(2) 村岡町地方バス路線維持対策事業(町単) 及び香住町地方バス維持確保対策事業(町単)については、補助制度を現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(3) 鉄道・空港利用促進事業について</p> <p>① 3町での取り組みを基に新町においてもJRの利用促進を図る。</p> <p>② 但馬空港利用に係る助成内容と利用促進事業については、合併時に再編する。</p> <p>4. 若者定住対策に関すること</p> <p>若者定住対策については、若者定住奨励金制度と空き家情報提供の現行制度を見直し、合併後に再編する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>広報紙</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報紙の名称 『広報みかた』</li> <li>2. 発行回数 月1回発行 毎月20日</li> <li>3. 配布方法 各区長を通じて全戸配布</li> <li>4. 発行部数 1,700部 (年1回残酷マラソン参加者へ1,100部増)</li> <li>5. 様式 A4版黒1色刷り 平均10ページ (年1回表紙をカラー印刷)</li> <li>6. その他 ①号外なし  ②広報紙をPDF型式で町ホームページに掲載。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>広報紙</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報紙の名称 『むらおかの窓』</li> <li>2. 発行回数 月1回発行 毎月20日</li> <li>3. 配布方法 各区長を通じて全戸配布</li> <li>4. 発行部数 2,700部 (冬季就労先へ100部増)</li> <li>5. 様式 A4版黒1色刷り 平均14ページ (年1回表紙をカラー印刷)</li> <li>6. その他 ①号外なし  ②広報紙をPDF型式で町ホームページに掲載。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>広報紙</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報紙の名称 『広報かすみ』</li> <li>2. 発行回数 月1回発行 毎月第2木曜日</li> <li>3. 配布方法 区長会(自治会)を通じて全戸配布</li> <li>4. 発行部数 4,700部</li> <li>5. 様式 A4版2色刷り 平均16ページ</li> <li>6. その他 ①号外必要により発行、年1～2回程度 (平均4～8ページ) ②広報紙のホームページ掲載なし。</li> </ol>	
	<p>広聴</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広聴会 特になし</li> <li>2. 方法 特になし</li> <li>3. その他 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広聴会 数年に一度、旧小学校区(10地区)ごとに「町行政懇談会」を実施。予算は無し。</li> <li>2. 方法 ホームページ上などで特に募集はしていないが、eメールによって住民からの意見を受け付けることは可能。</li> <li>3. その他 特になし</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広聴会 ・町政懇談会の開催 毎年4～5月頃、町内6地区(小学校区単位)に出向いていってる。町長・教育長がその年の主要施策を説明、参加者と意見交換を行う。町幹部(課長)は原則、全会場出席。参加者からの質問には、できるだけその場で回答する。</li> <li>2. 方法 町政に関する疑問や苦情を受け付けるため、広聴用のハガキを広報7月号、11月号、3月号の年3回、広報紙に折り込んで全戸に配布している。あて先は「広報かすみ行」になっているため、企画課で一括して受け付け、担当課に回答させ、回答書という形で企画課から差出人に回答します。(電話での回答の場合は、担当課が直接差出人に回答する場合もある)</li> <li>3. その他 ・最近では、Eメールでの問い合わせも増加傾向 ・行政相談委員(総務省から委嘱)と月1回意見交換している。</li> </ol>	

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目
現況比較表			
	<p style="text-align: center;">美方町</p> <p>行政放送</p> <p>1. 施設 トークみかたオフトークセンターに収録設備・オフトークセンター装置・録音用デッキ等の備品を設置</p> <p>2. 管理 町が施設管理・宅内装置を管理しており、宅内装置の故障については随時町が対応。NTTに修繕を依頼する</p> <p>3. 放送回数 1日3回・・・1チャンネルで定時放送 (朝6時40分・昼12時20分・夜7時30分)</p> <p>4. 内容 ①1チャンネル 定時放送は役場からのお知らせ、催しもの情報、町内行事予定、暮らしに関する知識 ②2チャンネル 定時放送の再放送・議会中継録音放送など ③3チャンネル 歌謡曲・演歌 ④4チャンネル ニューミュージック (地区放送や災害時における緊急放送も可能)</p> <p>5. 経費 近畿オフトーク通信協議会 会費20千円 15年度加入数 4センター(16年度より2センターは脱会予定) 現在協議会として事業はほとんど行っていないので加入の必要性は少ない</p> <p>6. その他 オフトーク放送利用料(営利を目的とするもの等民間の利用) 1回につき400円 オフトーク使用料 500円/月</p>	<p style="text-align: center;">村岡町</p> <p>1. 施設 防災行政無線施設 ※基地局(役場)－中継局－簡易中継局－各集落一個別受信機</p> <p>2. 管理 全町対象の音声告知放送として村岡町農事放送施設運営協議会が放送している。町・農協・加入者(町民)の3者で昭和54年4月に発足。それぞれ3分の1ずつ経費を負担し運営。事務局は農協</p> <p>3. 放送回数 ①緊急放送・・・災害時など ②定時放送・・・午前6時45分(毎日) 午後0時30分(依頼があるとき) 午後7時30分(基本的に毎日) ③集落放送・・・各区長が随時</p> <p>4. 内容 全町放送。役場内各課からの放送と民間団体等からの放送がある。放送依頼については役場内各課からのものは、企画振興課へ、民間団体等からのものについては直接農協へ依頼</p> <p>5. 経費 ・村岡町 5,450千円 ・農協 5,000千円 ・加入者 5,432千円</p> <p>6. その他 放送施設維持加入者負担金 230円/月</p>	<p style="text-align: center;">香住町</p> <p>1. 施設 防災行政無線施設 ※親局－中継局－屋外拡声子局－地区遠隔制御装置一個別受信機</p> <p>2. 管理 機械の保守点検は、住民課消防交通係が行う。</p> <p>3. 放送回数 行政放送を行う。 (火・木・土曜日のそれぞれ6時30分、12時30分、19時30分)</p> <p>4. 内容 ①緊急放送 災害時など緊急に市民に情報を伝達する必要がある場合に行う。 ②定時放送 定時に音楽(4～9月:午後6時、10～3月:午後5時)を流し、チャイム機能を持たせている。 ③随時放送 多数の住民に伝達し、または協力を求める必要のある公共的放送を行う。 ※定時放送、随時放送は企画課が担当し、緊急放送(火災時)は美方広域消防事務組合が行う。</p> <p>5. 経費 ・業務委託料(480千円)・・・放送の録音・設定を町内の2名の方をお願いしている。 ・ほかにも、設置業者への点検委託料や回線使用料などがある。</p> <p>6. その他 使用料等町民の負担金はなし</p>

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	美方町	村岡町	香住町	
ホームページ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称 兵庫県 美方町</li> <li>2. 開設主体 町</li> <li>3. 開設年月 平成11年4月 平成15年12月リニューアル</li> <li>4. 新規作成 町独自</li> <li>5. 運営方法 更新：直営 原稿：担当課</li> <li>6. 運営管理に関する要領（ルール） 規則・要領とも無</li> <li>7. 更新頻度 1ヶ月1回（広報発行時）</li> <li>8. 掲載内容 広報・行事予定・観光情報・特産品</li> <li>9. ダウンロード 入札審査様式のみ</li> <li>10. 主なリンク先 他市町、各種団体（但馬、町内）</li> <li>11. その他特徴 特に無し</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称 村岡町</li> <li>2. 開設主体 町</li> <li>3. 開設年月 平成11年6月</li> <li>4. 新規作成 町独自</li> <li>5. 運営方法 更新：委託（一部担当課で更新） 原稿：担当課</li> <li>6. 運営管理に関する要領（ルール） 運営管理に関する要領はないが、リンク依頼に関しては、「官公庁、各種団体（営利目的のものは除く）」のみとしている。</li> <li>7. 更新頻度 直営：「最新情報コーナー」については毎日、その他は随時 委託：年4回（ただし軽微な更新については随時）</li> <li>8. 掲載内容 町概要、合併情報、観光情報、役場行政情報一般、広報（連載もの）</li> <li>9. ダウンロード なし</li> <li>10. 主なリンク先 他市町、各種団体（但馬、町内）</li> <li>11. その他特徴 特に無し</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称 香住ワールド</li> <li>2. 開設主体 町</li> <li>3. 開設年月 平成9年7月 平成15年9月リニューアル</li> <li>4. 新規作成 町独自</li> <li>5. 運営方法 更新：直営 原稿：担当課</li> <li>6. 運営管理に関する要領（ルール） 運営管理に関する要領はないが、リンク依頼に関しては、「官公庁、各種団体（営利目的のものは除く）」のみとしている。</li> <li>7. 更新頻度 月1～2回</li> <li>8. 掲載内容 町概要、観光情報、福祉（母子事業）、広報（連載もの）</li> <li>9. ダウンロード なし</li> <li>10. 主なリンク先 他市町、各種団体（但馬、町内）</li> <li>11. その他特徴 香住弁口座</li> </ol>	
地域情報化計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の有無 なし</li> <li>2. IT化推進庁内体制 なし</li> <li>3. 基本方針・プログラム なし</li> <li>4. 策定方法・体制 なし</li> <li>5. 情報提供設備関係 NTTオプトーク(防災、行政広報に使用)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の有無 なし</li> <li>2. IT化推進庁内体制 なし</li> <li>3. 基本方針・プログラム なし</li> <li>4. 策定方法・体制 なし</li> <li>5. 情報提供設備関係 防災無線(防災、行政広報に使用) ※各家庭への接続は、農協の有線放送回線を利用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 計画の有無 なし</li> <li>2. IT化推進庁内体制 香住町OA化推進委員会により、庁内のIT化を協議中</li> <li>3. 基本方針・プログラム なし</li> <li>4. 策定方法 なし</li> <li>5. 情報提供設備関係 防災無線(防災、行政広報に使用)</li> </ol>	

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	香住町
自主運行バス	<p>1. 町民バスの運行 路線バス未運行地域における住民の足を確保し生活の利便性を向上させるため、町でバス購入をし、(株)全但バスに運行委託をしている</p> <p>(1) 開設日 平成15年8月4日 (2) 車 両 事業用乗合バス (15人乗り) (3) 運行地域 町内の路線バス未運行地域11地区と役場、診療所、商店街との間を巡回している (4) 便 数 1日3便 (5) 運行日 週5日(月～金)運行で、祝日は休み (6) 運 賃 全但バスの料金体系に準じる(距離加算) (7) 町維持費 バス運行委託料のみ (8) 委託料 経常費用－経常収益＋適性利潤(1km当たりの走行費用×町民バスの年間走行距離)</p>	<p>1. 高齢者福祉タクシー事業 路線バスが運行されていない交通手段の乏しい地域に居住する世帯の医療機関等支援のため、福祉タクシー事業を実施することにより、地域住民の福祉の向上を図る。</p> <p>(1) 運行対象地域及び世帯 定期バス路線の最寄の停留所からおよそ1キロメートル以上に居住するひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等(世帯主65歳以上) 該当地区 13地区 (2) 利用者負担 個人負担なし (3) 利用券の交付 96枚/年(月8枚×12月) (4) 町維持費 社協補助金に、福祉タクシー事業費として、平成15年度は190万円補助している。</p>	<p>1. 町民バス・御崎線の運行 路線バス未運行地域における住民の足を確保し生活の利便性を向上させるため、町でバス購入をし、(株)全但バスに運行委託をしている。</p> <p>(1) 開設日 平成13年9月1日 (2) 車 両 事業用乗合バス (15人乗り) (3) 運行地域 あまるべ～余部小学校～御崎 (4) 便 数 1日3.5往復 (5) 運行日 週6日(月～土)運行で、祝日も運行している。 (6) 運 賃 大人220円、小人110円(いずれも定額) (7) 町維持費 ・車両保険料(強制、任意) ・車庫維持費(電気代、借地代) ・バス運行委託料 (8) 委託料 経常費用－経常収益＋適性利潤(1km当たりの走行費用×町民バスの年間走行距離)</p>	
バス対策事業	<p>1. 美方町地方バス等公共交通維持確保対策事業(県単) 対象者 乗合バス事業者(全但バス) 対象路線 ①八鹿秋岡線 ②村岡病院秋岡線 ③秋岡線 補助割合 経常損失額の100%(うち、兵庫県 50%)</p>	<p>1. 村岡町地方バス等公共交通維持確保対策事業(県単) 対象者 乗合バス事業者(全但バス) 対象路線 ①八鹿駅和田線 ②村岡病院香住駅線 ③村岡香住駅線 ④村岡香住駅線(山田経由) ⑤八鹿駅秋岡線(村岡病院経由) ⑥八鹿駅秋岡 ⑦村岡岡見公園線 ⑧秋岡八鹿駅線 ⑨村岡八鹿駅線 ⑩八鹿駅湯村温泉線 補助割合 経常損失額の100%(うち、兵庫県 50%)</p> <p>2. 村岡町地方バス路線維持対策事業(町単) 対象者 乗合バス事業者(全但バス) 対象路線 ①粗岡、山田スクール ②村岡板仕野線 ③村岡ハチ北線 補助割合 経常損失額の6/8</p>	<p>1. 香住町地方バス等公共交通維持確保対策事業(県単) 対象者 乗合バス事業者(全但バス) 対象路線 ①香住線 ②村岡山田香住線 ③村岡病院山田香住線 ④村岡山田香住町内線 ⑤香住竹野線 補助割合 経常損失額の100%(うち、兵庫県 50%)</p> <p>2. 香住町地方バス維持確保対策事業(町単) 対象者 乗合バス事業者(全但バス) 対象路線 ①香住駅余部線 ②畑線 ③三川線 ④土生線 補助割合 経常損失額の6/8</p>	

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	美方町	村岡町	香住町	
鉄道対策事業	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 山陰本線・福知山線複線電化促進期成同盟会(事務局：兵庫県)</p> <p>(2) 余部鉄橋対策協議会(事務局：兵庫県)</p> <p>(3) 日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会(事務局：姫路市)</p> <p>(4) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会(事務局：但馬広域行政組合)</p> <p>(5) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会山陰本線城崎・浜坂間電化促進部会(事務局：香住町)</p> <p>(6) 但馬地域鉄道利用促進会議(事務局：但馬県民局)</p>	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 山陰本線・福知山線複線電化促進期成同盟会(事務局：兵庫県)</p> <p>(2) 余部鉄橋対策協議会(事務局：兵庫県)</p> <p>(3) 日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会(事務局：姫路市)</p> <p>(4) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会(事務局：但馬広域行政組合)</p> <p>(5) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会山陰本線城崎・浜坂間電化促進部会(事務局：香住町)</p> <p>(6) 但馬地域鉄道利用促進会議(事務局：但馬県民局)</p>	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 山陰本線・福知山線複線電化促進期成同盟会(事務局：兵庫県)</p> <p>(2) 余部鉄橋対策協議会(事務局：兵庫県)</p> <p>(3) 日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会(事務局：姫路市)</p> <p>(4) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会(事務局：但馬広域行政組合)</p> <p>(5) 北近畿鉄道複線電化促進期成同盟会山陰本線城崎・浜坂間電化促進部会(事務局：香住町)</p> <p>(6) 但馬地域鉄道利用促進会議(事務局：但馬県民局)</p> <p>2. 鉄道利用促進対策</p> <p>(1) J R 合理化に対する補完的業務</p> <p>(2) 香住町民号旅行の実施</p> <p>3. 余部鉄橋架替関連業務</p> <p>4. 余部鉄橋メモリアル事業</p> <p>(1) 平成16年度から新鉄橋完成までの間、四季を通じイベントを開催</p>	
空港利用促進	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 但馬空港推進協議会 負担金180千円</p> <p>(2) 鳥取空港の利用を促進する懇話会 会費70千円</p> <p>2. 美方町但馬空港利用促進協議会 委託料 450千円 委員報償費 81千円</p> <p>(1) 助成内容</p> <p>但馬空港と大阪伊丹空港の間の航空運賃を対象に助成</p> <p>・対象者</p> <p>町民及び但馬地域外からの来町者（国又は地方公共団体の職員の公務出張は除外）</p> <p>・助成額 大人(12歳以上)片道@4,000円</p> <p>小人(3歳以上12歳未満)片道@2,000円</p> <p>(2) 利用促進事業</p> <p>・但馬空港の利用促進のため、大阪への観劇、歌謡ショー等のツアーを実施</p> <p>・小学校4年生を対象にした但馬空港を利用した1日社会体験</p> <p>・利用助成の手続き</p> <p>・但馬空港利用促進のためのPR活動</p> <p>(3) 平成15年度利用目標人員 123人</p>	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 但馬空港推進協議会 負担金287千円</p> <p>(2) 鳥取空港の利用を促進する懇話会 会費70千円</p> <p>2. 村岡町但馬空港利用促進協議会 補助金30千円</p> <p>(1) 助成内容</p> <p>但馬空港と大阪伊丹空港の間の航空運賃を対象に助成</p> <p>・対象者 村岡町に住所を有する者</p> <p>村岡町内に所在する事務所、事業所等の勤務者（国又は地方公共団体の職員の公務出張は除外）</p> <p>・助成額 大人(12歳以上)片道@4,000円</p> <p>小人(3歳以上12歳未満)片道@2,000円</p> <p>(2) 利用促進事業</p> <p>・小学校4年生を対象にした但馬空港を利用した1日社会体験</p> <p>・利用助成の手続き</p> <p>・但馬空港利用促進のためのPR活動</p> <p>(3) 平成15年度利用目標人員 200人</p>	<p>1. 加盟団体</p> <p>(1) 但馬空港推進協議会 負担金451千円</p> <p>2. 香住町但馬空港利用促進協議会 補助金1,545千円(利用見込515人×3,000円)</p> <p>(1) 助成内容</p> <p>但馬空港と大阪伊丹空港の間の航空運賃を対象に助成</p> <p>・対象者</p> <p>町民及び町出身の学生並びに町内の事業所に勤務する人（国又は地方公共団体の職員の公務出張は除外）</p> <p>・助成額 大人(12歳以上)片道@3,000円</p> <p>小人(3歳以上12歳未満)片道@2,000円</p> <p>※但し、幼稚園児及び小学生が子供会活動等で利用した場合は3,000円、小学生が学校教育の一環で利用した場合は4,000円</p> <p>(2) 利用促進事業</p> <p>・利用助成の手続き</p> <p>・但馬空港利用促進のためのPR活動</p> <p>(3) 平成15年度利用目標人員 315人</p>	

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
現況比較表	美方町		村岡町	
	若者定住対策	<p>1. 美方町若者定住促進奨励金交付制度</p> <p>(1) 事業目的 若者定住を促進し、活力に満ちた地域づくりを行うとともに、若者が町勢振興の担い手として寄与することを目的とする</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①対象 町の住民基本台帳に登録し、3年以上定住する16歳以上39歳以下の者</p> <p>②奨励金の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者就労奨励金 (定住している新規卒業者が就職又は自営業に従事した場合) 10万円</li> <li>・若者Uターン奨励金(単身者) 10万円 " (家族) 20万円</li> <li>・若者転入奨励金(単身者) 10万円 " (家族) 20万円</li> <li>・若者住宅奨励金 (世帯分離による住宅取得) 20万円</li> </ul> <p>2. 空き家情報の提供 該当なし</p>	<p>1. 村岡町若者定住及び雇用促進奨励金交付制度</p> <p>(1) 事業目的 村岡町内に定住する若者の増大を図り、あわせて町内事業所の雇用を促進するとともに、産業の振興と活力に満ちた町づくりを推進する</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①対象 15歳以上40歳未満の人で町内に5年以上住み続ける意思のある人と、その人を雇用した庁内の事業者。ただし、公共団体及びこれに準ずる団体または組織に就職した人(及び事業者)は適用除外</p> <p>②奨励金の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者(町内就職) 15万円</li> <li>" (町外就職) 7万円</li> <li>・町内に就職した転入者(単身) 15万円 " (家族) 20万円</li> <li>・町外に就職した転入者(単身) 7万円 " (家族) 10万円</li> <li>・若者を雇用した町内事業主 7万円/人</li> </ul> <p>2. 空き家情報の提供 概ね5年に一度、区長を通じ空き家を調査。建物所有者に貸借・売買の意向を確認し、定住等の希望者に資料提供している。契約等は、家主と借主との直接交渉</p>	<p>1. 若者定住関係制度 該当なし</p> <p>2. 空き家情報の提供 毎年区長を通じて空き家を調査。また町内の民間アパートの空き部屋情報を調査。定住等の希望者に資料提供している。契約等は、家主と借主との直接交渉</p>

参 考 資 料

協議項目	企画関係事務事業の取扱い（その1）	協議細目	
先進事例	新市町名 養父市	調 整 内 容 広報事業 1. 広報誌については、新市移行時に調整する。 2. 市勢要覧については、新市に移行後、速やかに調整する。 公聴事業 1. 行政懇談会、区長会、区要望については、新市に移行後、速やかに調整する。 2. 町政モニター制度、町への要望、町長への便り等については、新市に移行後、速やかに調整する。 地域情報化事業 1. やぶぐんふれあいネットとSYTを統合して1局体制とする。 2. チャンネルプラン、自主放送番組は、合併時までに調整する。 若者定住対策事業については、各町の定住対策を尊重しながら、1町のみ施策は廃止し、対象者、金額（限度額）等財政面を考慮しながら合併時までに調整する。 生活路線バス確保対策 1. 現行制度については、住民生活に密着しており、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 合併時までに検討会を立ち上げ、新市において、受益者（利用者）負担の原則、サービス公平の原則を基本に新市の生活福祉サービスに有効な新たな制度として整備する。	
	朝来市	広報・広聴事業 1. 広報事業について (1) 新市の広報紙の発行は月1回とし、サイズはA4判とする。広報紙の名称は新市名等を参考に決定する。 (2) 新市において、新たにホームページを開設する。4町のホームページは、新市移行への周知を図るため、合併後1年間は残し、新市のホームページへ連動させる。 2. 広聴事業について (1) 4町で行っている取り組みをもとに、新市においてより良い広聴システムを構築する。 地域情報化事業 1. ケーブルテレビに関する事 (1) 生野町及び山東町の整備状況を踏まえ、合併後、新市において統一化したケーブルテレビ網による情報通信基盤を構築する。 (2) ケーブルテレビの局舎については、円滑な管理運営が行えるよう和田山町及び朝来町の局舎の位置付けや活用方法を合併時までに調整する。 2. オフトーク通信に関する事 (1) 生野町で平成15年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。オフトーク通信はケーブルテレビの整備、運用状況を踏まえ、合併後に廃止する。 3. 防災行政無線（固定系）に関する事 (1) 山東町で平成15年度末を目途に整備されるケーブルテレビ網により、新市で統一化した情報通信基盤の構築を図る。固定系の防災行政無線は、災害時の緊急通報手段として有効であるため存続させる。 1. バスの運行について (1) 地方バス補助路線については、現行のまま存続させる。 (2) 合併後、新市において住民の利便性の向上を図るため、総合的・体系的な地域巡回バス等の検討を行う。 2. 鉄道の利用促進について (1) 4町での取り組みを基に新市においてもJRの利用促進を図る。 (2) 鉄道の利便性の向上を図るため、現在加入している団体に引き続き加入し、鉄道路線電化等の働きかけを行う。 (3) 播但線電化高速化整備費負担事業基金は新市に引き継ぎ、播但線の高速度電化を推進する。	
	丹波市	1. 市広報誌の発行回数、配布日及び配布方法については、合併時に統一する。 2. その他の広報誌（教育委員会だより、公民館だより等）は、原則本誌（市広報誌）の中に記事として掲載する。 3. 防災行政無線については、合併時に統合する。	

学校教育関係事務事業の取扱い（その1）について

学校教育関係事務事業の取扱い（その1）について提出する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12) ⑬	各種事務事業の取扱い 学校教育関係事務事業の取扱い（その1）
<p>1. 就学区域に関すること</p> <p>(1) 就学区域については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>2. 通学支援に関すること</p> <p>(1) スクールバスの運行業務については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 通学、通園に係る補助・助成については、新町において調整する。</p> <p>3. 学校給食に関すること</p> <p>(1) 学校給食共同調理所等の施設運営については、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p> <p>(2) 給食費については、合併後に統一する方向で調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																																																																																						
現況比較表	美 方 町		村 岡 町																																																																																																																						
	<b>■小・中・幼の設置状況（H15.5.1）</b> <b>1. 小学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>6クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>1クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>136人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>3人</td> </tr> </table> <b>2. 中学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>3クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>－クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>2人</td> </tr> </table> <b>3. 幼稚園</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>－校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>－クラス</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>－人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>－人</td> </tr> </table>		学 校 数	1校	学 級 数	普 通	6クラス	特 殊	1クラス	児 童 数	136人	教 員 数	12人	職 員 数	3人	学 校 数	1校	学 級 数	普 通	3クラス	特 殊	－クラス	児 童 数	56人	教 員 数	12人	職 員 数	2人	学 校 数	－校	学 級 数	普 通	－クラス			児 童 数	－人	教 員 数	－人	職 員 数	－人	<b>■小・中・幼の設置状況（H15.5.1）</b> <b>1. 小学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>18クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>4クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>383人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>39人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>8人</td> </tr> </table> <b>2. 中学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>9クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>－クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>221人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>6人</td> </tr> </table> <b>3. 幼稚園</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>6クラス</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>教 育 補 助 員</td> <td>1人</td> </tr> </table>	学 校 数	3校	学 級 数	普 通	18クラス	特 殊	4クラス	児 童 数	383人	教 員 数	39人	職 員 数	8人	学 校 数	3校	学 級 数	普 通	9クラス	特 殊	－クラス	児 童 数	221人	教 員 数	34人	職 員 数	6人	学 校 数	3校	学 級 数	普 通	6クラス			児 童 数	35人	教 員 数	7人	教 育 補 助 員	1人	<b>■小・中・幼の設置状況（H15.5.1）</b> <b>1. 小学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>8校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>46クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>5クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>937人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>89人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>19人</td> </tr> </table> <b>2. 中学校</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>2校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>15クラス</td> </tr> <tr> <td>特 殊</td> <td>1クラス</td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>486人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>7人</td> </tr> </table> <b>3. 幼稚園</b> <table border="1"> <tr> <td>学 校 数</td> <td>6校</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 級 数</td> <td>普 通</td> <td>13クラス</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>児 童 数</td> <td>181人</td> </tr> <tr> <td>教 員 数</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>職 員 数</td> <td>3人</td> </tr> </table>	学 校 数	8校	学 級 数	普 通	46クラス	特 殊	5クラス	児 童 数	937人	教 員 数	89人	職 員 数	19人	学 校 数	2校	学 級 数	普 通	15クラス	特 殊	1クラス	児 童 数	486人	教 員 数	36人	職 員 数	7人	学 校 数	6校	学 級 数	普 通	13クラス			児 童 数	181人	教 員 数	15人	職 員 数	3人
学 校 数	1校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	6クラス																																																																																																																							
	特 殊	1クラス																																																																																																																							
児 童 数	136人																																																																																																																								
教 員 数	12人																																																																																																																								
職 員 数	3人																																																																																																																								
学 校 数	1校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	3クラス																																																																																																																							
	特 殊	－クラス																																																																																																																							
児 童 数	56人																																																																																																																								
教 員 数	12人																																																																																																																								
職 員 数	2人																																																																																																																								
学 校 数	－校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	－クラス																																																																																																																							
児 童 数	－人																																																																																																																								
教 員 数	－人																																																																																																																								
職 員 数	－人																																																																																																																								
学 校 数	3校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	18クラス																																																																																																																							
	特 殊	4クラス																																																																																																																							
児 童 数	383人																																																																																																																								
教 員 数	39人																																																																																																																								
職 員 数	8人																																																																																																																								
学 校 数	3校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	9クラス																																																																																																																							
	特 殊	－クラス																																																																																																																							
児 童 数	221人																																																																																																																								
教 員 数	34人																																																																																																																								
職 員 数	6人																																																																																																																								
学 校 数	3校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	6クラス																																																																																																																							
児 童 数	35人																																																																																																																								
教 員 数	7人																																																																																																																								
教 育 補 助 員	1人																																																																																																																								
学 校 数	8校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	46クラス																																																																																																																							
	特 殊	5クラス																																																																																																																							
児 童 数	937人																																																																																																																								
教 員 数	89人																																																																																																																								
職 員 数	19人																																																																																																																								
学 校 数	2校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	15クラス																																																																																																																							
	特 殊	1クラス																																																																																																																							
児 童 数	486人																																																																																																																								
教 員 数	36人																																																																																																																								
職 員 数	7人																																																																																																																								
学 校 数	6校																																																																																																																								
学 級 数	普 通	13クラス																																																																																																																							
児 童 数	181人																																																																																																																								
教 員 数	15人																																																																																																																								
職 員 数	3人																																																																																																																								

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目	
<p>現況比較表</p> <p>就学区域</p>	<p>美方町</p> <p>1. 小学校 ①小代小学校 町内全域</p> <p>2. 中学校 ①小代中学校 町内全域</p> <p>3. 幼稚園 設置なし</p> <p>4. その他</p>	<p>村岡町</p> <p>1. 小学校 ①村岡小学校 東上、東中、本町、野々上、殿町、水上、川上、中西、新町、西本町、用野、鹿田、相田、神坂、萩山、板仕野、大糠、光陽、高井、寺河内、耀山、市原 ②兔塚小学校 福岡、八井谷、大野、口大谷、中大谷、大笹、高坂、池ヶ平、和池、森脇、黒田、宿、日影、作山 ③射添小学校 入江、和佐父、和田、長板、熊波、粗岡、丸味、川会、高津、長須、味取、原、長瀬、山田、小城、境</p> <p>2. 中学校 ①村岡中学校 村岡小学校区と同じ ②兔塚中学校 兔塚小学校区と同じ ③射添中学校 射添小学校区と同じ</p> <p>3. 幼稚園 小学校区と同じ</p> <p>4. その他 区域内に他の区のもの混在し、住所の認定が困難な場合又は特別な事情がある者については、教育委員会が就学区域を決定する。</p>	<p>香住町</p> <p>1. 小学校 ①香住小学校 境、一日市、若松、香住、西香住、七日市、駅前、森、間室、油良、矢田、下浜、守柄、加鹿野、鎧 ②奥佐津小学校 九斗、丹生地、西下岡、下岡、上岡、隼人、畑、大梶、三川、土生、本見塚 ③佐津小学校 相谷、安木、訓谷、無南垣、米地 ④柴山小学校 浦上、上計、沖浦 ⑤長井小学校 三谷、大谷、大野、小原、中野、藤、八原 ⑥余部小学校 市午、梶原、浜、西、御崎</p> <p>2. 中学校 ①香住第一中学校 境、一日市、若松、香住、西香住、七日市、駅前、森、間室、油良、矢田、下浜、守柄、加鹿野、三谷、大谷、大野、小原、中野、藤、八原 浦上、上計、沖浦、鎧、市午、梶原、浜、西、御崎 ②香住第二中学校 九斗、丹生地、西下岡、下岡、上岡、隼人、畑、大梶、三川、土生、本見塚</p> <p>3. 幼稚園 小学校区と同じ</p> <p>4. その他 余部小学校区の御崎地区は、通学が困難なため御崎分校を設置し、3年生までは分校に通学。冬期間は、冬季分校となり、4年生までが通学。幼稚園児は通年、余部幼稚園に通園している。</p>	

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																													
現況比較表  スクールバス	美方町	村岡町	香住町																													
	該当なし ※全但バス利用	該当なし ※全但バス利用	1. 運営形態 直営 マイクロバス 1台 / (26人乗り)  2. 運行状況 ■奥佐津小学校 <table border="1" data-bbox="1473 547 1946 780"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>学年等</th> <th>乗車児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土生 本見塚 大梶</td> <td>幼稚園児</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小学生全学年</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑 九斗</td> <td>幼稚園児</td> <td>5 (8)</td> </tr> <tr> <td>小学1・2年生</td> <td>0 (1)</td> </tr> <tr> <td>丹生地</td> <td>(登下校) 幼稚園児 (登 校) 小1年生</td> <td>1 (3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※九斗、丹生地については、1、2月は                      幼・小全員登校のみ乗車（積雪を考慮）                      ( ) 書きは、冬期間のみ乗車する児童数</p> ■佐津小学校 <table border="1" data-bbox="1473 895 1946 1011"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>学年等</th> <th>乗車児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相谷 浜安木 奥安木</td> <td>幼稚園児</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>小学生全学年</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保護者負担なし</p> 3. 運営経費 スクールバス運行費 3,605千円 ※ H16年度予算			地区名	学年等	乗車児童数	土生 本見塚 大梶	幼稚園児	0	小学生全学年	0		4	畑 九斗	幼稚園児	5 (8)	小学1・2年生	0 (1)	丹生地	(登下校) 幼稚園児 (登 校) 小1年生	1 (3)	地区名	学年等	乗車児童数	相谷 浜安木 奥安木	幼稚園児	15	小学生全学年	9	
地区名	学年等	乗車児童数																														
土生 本見塚 大梶	幼稚園児	0																														
	小学生全学年	0																														
		4																														
畑 九斗	幼稚園児	5 (8)																														
	小学1・2年生	0 (1)																														
丹生地	(登下校) 幼稚園児 (登 校) 小1年生	1 (3)																														
地区名	学年等	乗車児童数																														
相谷 浜安木 奥安木	幼稚園児	15																														
	小学生全学年	9																														
		5																														

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																										
現況比較表	美 方 町		村 岡 町		香 住 町																																								
	<p>1. 小学校児童の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象</p> <p>①通学遠距離片道低学年（1、2年）2km・高学年（3～6年）3km以上通学することを常態とする児童生徒。</p> <p>②徒歩通学の要件に該当する児童で、身体的・精神的に障害をもち徒歩通学によることが困難であり、路線バスによる通学が適当と認められる児童。</p> <p>③自然災害等により通学路の全部又は一部の区間において通行不能、若しくは危険な状態となり、通学路が変更され路線バスによる通学方法の要件に該当することとなった児童。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上記①低学年片道2km以上</td> <td>徒 歩</td> <td>予算の範囲内で助成金を交付（年1回）</td> </tr> <tr> <td>バ ス</td> <td>通学定期乗車券交付（年2回）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記①高学年片道3km以上</td> <td>徒 歩</td> <td>予算の範囲内で助成金を交付（年1回）</td> </tr> <tr> <td>バ ス</td> <td>通学定期乗車券交付（年2回）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> <td>バ ス</td> <td>通学定期乗車券交付（協議要）</td> </tr> <tr> <td>上記③に該当</td> <td>バ ス</td> <td>通学定期乗車券交付（協議要）</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①低学年片道2km以上	徒 歩	予算の範囲内で助成金を交付（年1回）	バ ス	通学定期乗車券交付（年2回）	上記①高学年片道3km以上	徒 歩	予算の範囲内で助成金を交付（年1回）	バ ス	通学定期乗車券交付（年2回）	上記②に該当	バ ス	通学定期乗車券交付（協議要）	上記③に該当	バ ス	通学定期乗車券交付（協議要）	<p>1. 小学校児童の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象</p> <p>①通学距離が2.5km以上（冬期間2.0km）の地区に居住する者。</p> <p>②身体障害により歩行が困難で定期バスを利用して通学する者。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①に該当</td> <td rowspan="2">バ ス</td> <td rowspan="2">通学定期乗車券の交付（年2回）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> </tr> <tr> <td>上記①に該当</td> <td>徒 歩</td> <td>月額1,000円を交付</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）	上記②に該当	上記①に該当	徒 歩	月額1,000円を交付	<p>1. 小学校児童の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象</p> <p>①学校の統合により通学距離が6.0km以上となった児童生徒及び汽車で通学する児童生徒のうち教育委員会が指定する地域の者。</p> <p>②汽車で通学する児童生徒のうち、災害等で汽車の運休又は遅延により、通常の通学が困難な場合で、学校長が臨時に通学方法の変更を指示した者。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上記①に該当</td> <td>汽 車</td> <td>6ヶ月定期代の倍額50%を補助（年2回）</td> </tr> <tr> <td>バ ス</td> <td>乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額50%以内を補助（年2回）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> <td>バ ス</td> <td>乗車賃の実費50%以内を補助（随時）</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額50%を補助（年2回）	バ ス	乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額50%以内を補助（年2回）	上記②に該当	バ ス	乗車賃の実費50%以内を補助（随時）
対 象	通学方法	補 助 金 額																																											
上記①低学年片道2km以上	徒 歩	予算の範囲内で助成金を交付（年1回）																																											
	バ ス	通学定期乗車券交付（年2回）																																											
上記①高学年片道3km以上	徒 歩	予算の範囲内で助成金を交付（年1回）																																											
	バ ス	通学定期乗車券交付（年2回）																																											
上記②に該当	バ ス	通学定期乗車券交付（協議要）																																											
上記③に該当	バ ス	通学定期乗車券交付（協議要）																																											
対 象	通学方法	補 助 金 額																																											
上記①に該当	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）																																											
上記②に該当																																													
上記①に該当	徒 歩	月額1,000円を交付																																											
対 象	通学方法	補 助 金 額																																											
上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額50%を補助（年2回）																																											
	バ ス	乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額50%以内を補助（年2回）																																											
上記②に該当	バ ス	乗車賃の実費50%以内を補助（随時）																																											

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																									
現況比較表	美 方 町		村 岡 町		香 住 町																																							
	1. 中学校生徒の通学費等の補助 <b>■補助の対象</b> ①自転車通学生ヘルメット購入補助		1. 中学校生徒の通学費等の補助 <b>■補助の対象</b> ①通学距離が3.0 km以上の地区に居住する者。 ②身体障害により歩行が困難で定期バスを利用して通学する者。 ③自転車通学生ヘルメット購入費補助		1. 中学校生徒の通学費等の補助 <b>■補助の対象</b> ①学校の統合により通学距離が6.0 km以上となった児童生徒及び車で通学する児童生徒のうち教育委員会が指定する地域の者。 ②車で通学する児童生徒のうち、災害等で汽車の運休又は遅延により、通常の通学が困難な場合で、学校長が臨時に通学方法の変更を指示した者。 ③自転車通学生ヘルメット購入助成																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①に該当</td> <td>自転車</td> <td>ヘルメット購入費の50%を補助（1回限り）</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	自転車	ヘルメット購入費の50%を補助（1回限り）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①に該当 6 km以上（冬は3 km以上）</td> <td rowspan="2">バ ス</td> <td rowspan="2">通学定期乗車券の交付（年2回）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> </tr> <tr> <td>上記①に該当 6 km以上 4 km以上 3 km以上</td> <td>自 転 車</td> <td>〔自転車購入費補助〕年1回 年額 20,000 円を交付 年額 14,000 円を交付 年額 10,000 円を交付</td> </tr> <tr> <td>上記①に該当</td> <td>徒 歩</td> <td>〔徒歩通学補助〕 月額 1,000 円を交付</td> </tr> <tr> <td>上記③に該当</td> <td>自 転 車</td> <td>1人1,200 円を交付（1回限り）</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当 6 km以上（冬は3 km以上）	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）	上記②に該当	上記①に該当 6 km以上 4 km以上 3 km以上	自 転 車	〔自転車購入費補助〕年1回 年額 20,000 円を交付 年額 14,000 円を交付 年額 10,000 円を交付	上記①に該当	徒 歩	〔徒歩通学補助〕 月額 1,000 円を交付	上記③に該当	自 転 車	1人1,200 円を交付（1回限り）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上記①に該当</td> <td>汽 車</td> <td>6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）</td> </tr> <tr> <td>バ ス</td> <td>乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額 50%以内を補助（年2回）</td> </tr> <tr> <td>自 転 車</td> <td>〔自転車購入費補助〕 補助の基本 45,000 円 30%を補助（1回限り）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> <td>バ ス</td> <td>乗車賃の実費 50%以内を補助（随時）</td> </tr> <tr> <td>上記③に該当</td> <td>自 転 車</td> <td>1人1,000 円を助成（1回限り）</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）	バ ス	乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額 50%以内を補助（年2回）	自 転 車	〔自転車購入費補助〕 補助の基本 45,000 円 30%を補助（1回限り）	上記②に該当	バ ス	乗車賃の実費 50%以内を補助（随時）	上記③に該当	自 転 車	1人1,000 円を助成（1回限り）
対 象	通学方法	補 助 金 額																																										
上記①に該当	自転車	ヘルメット購入費の50%を補助（1回限り）																																										
対 象	通学方法	補 助 金 額																																										
上記①に該当 6 km以上（冬は3 km以上）	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）																																										
上記②に該当																																												
上記①に該当 6 km以上 4 km以上 3 km以上	自 転 車	〔自転車購入費補助〕年1回 年額 20,000 円を交付 年額 14,000 円を交付 年額 10,000 円を交付																																										
上記①に該当	徒 歩	〔徒歩通学補助〕 月額 1,000 円を交付																																										
上記③に該当	自 転 車	1人1,200 円を交付（1回限り）																																										
対 象	通学方法	補 助 金 額																																										
上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）																																										
	バ ス	乗車賃の実費又は6ヶ月定期代の倍額 50%以内を補助（年2回）																																										
	自 転 車	〔自転車購入費補助〕 補助の基本 45,000 円 30%を補助（1回限り）																																										
上記②に該当	バ ス	乗車賃の実費 50%以内を補助（随時）																																										
上記③に該当	自 転 車	1人1,000 円を助成（1回限り）																																										

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																	
現況比較表	美 方 町		村 岡 町		香 住 町															
	<p>1. 幼稚園児の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象 該当なし</p>	<p>1. 幼稚園児の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象</p> <p>①通学距離が2.5 km以上（冬期間2.0 km）の地区に居住する者。</p> <p>②身体障害により歩行が困難で定期バスを利用して通学する者。</p> <table border="1" data-bbox="900 545 1498 703"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上記①に該当</td> <td rowspan="2">バ ス</td> <td rowspan="2">通学定期乗車券の交付（年2回）</td> </tr> <tr> <td>上記②に該当</td> </tr> <tr> <td>上記①に該当</td> <td>徒 歩</td> <td>月額1,000円を交付</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）	上記②に該当	上記①に該当	徒 歩	月額1,000円を交付	<p>1. 幼稚園児の通学費等の補助</p> <p>■補助の対象</p> <p>①通園距離が3.0 km以遠の園児及び汽車又はバスで通園する園児のうち教育委員会が指定する地域の者。</p> <table border="1" data-bbox="1534 512 2134 670"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>通学方法</th> <th>補 助 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上記①に該当</td> <td>汽 車</td> <td rowspan="2">6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）</td> </tr> <tr> <td>バ ス</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	通学方法	補 助 金 額	上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）	バ ス
対 象	通学方法	補 助 金 額																		
上記①に該当	バ ス	通学定期乗車券の交付（年2回）																		
上記②に該当																				
上記①に該当	徒 歩	月額1,000円を交付																		
対 象	通学方法	補 助 金 額																		
上記①に該当	汽 車	6ヶ月定期代の倍額 50%を補助（年2回）																		
	バ ス																			

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）			協議細目								
現況比較表	美 方 町			村 岡 町			香 住 町					
<p>■幼稚園、小学校、中学校遠距離通学補助の状況（平成14年度実績） <span style="float:right">〔単位：対象児童数 人、補助金額等 円〕</span></p>												
区 分	美 方 町			村 岡 町			香 住 町			合 計		
	対象児童	補助金額等	備 考	対象児童	補助金額等	備 考	対象児童	補助金額等	備 考	対象児童	補助金額等	
小学校遠距離通学補助	バス通学補助	44	1,632,400		185	8,972,800		5	43,030		234	10,648,230
	徒歩通学補助	3	30,000		16	127,000					19	157,000
	汽車通学補助							19	121,389		19	121,389
	障害児通学補助										0	0
	災害等の補助										0	0
	小 計	47	1,662,400		201	9,099,800		24	164,419		272	10,926,619
中学校遠距離通学補助	バス通学補助				78	4,660,900		25	7,620		103	4,668,520
	徒歩通学補助				3	23,000					3	23,000
	汽車通学補助							98	1,322,645		98	1,322,645
	障害児通学補助										0	0
	自転車購入補助				73	870,110		7	94,500		80	964,610
	ヘルメット補助	2	2,100		41	41,550		31	31,000		74	74,650
	災害等の補助										0	0
小 計	2	2,100		195	5,595,560		161	1,455,765		358	7,053,425	
幼稚園遠距離通学補助	バス通学補助				22	1,079,030		8	130,280		30	1,209,310
	徒歩通学補助				1	12,000					1	12,000
	汽車通学補助							2	19,180		2	19,180
	障害児通学補助										0	0
	小 計	0	0		23	1,091,030		10	149,460		33	1,240,490
合 計	49	1,664,500		419	15,786,390		195	1,769,644		663	19,220,534	

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目																																																						
現況比較表	美 方 町	村 岡 町	香 住 町																																																						
	<p>■学校給食調理施設概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>美 方 町</th> <th>村 岡 町</th> <th>香 住 町</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 設 名</td> <td>美方町学校給食共同調理所</td> <td>村岡町学校給食センター</td> <td>香住町立学校給食センター</td> <td rowspan="12" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>美方町実山100番地</td> <td>村岡町村岡2940番地</td> <td>香住町香住字宇津井864-1</td> </tr> <tr> <td>建 設 年 月</td> <td>平成15年10月</td> <td>昭和44年3月</td> <td>平成12年7月</td> </tr> <tr> <td>敷 地 面 積</td> <td>909.40㎡</td> <td>1,132㎡</td> <td>1,965㎡</td> </tr> <tr> <td>建 物 面 積</td> <td>312.65㎡</td> <td>484㎡</td> <td>792㎡</td> </tr> <tr> <td>建 物 構 造</td> <td>鉄骨平屋建</td> <td>鉄骨平屋建</td> <td>鉄骨平屋建（一部2階）</td> </tr> <tr> <td>シ ス テ ム</td> <td>ドライ</td> <td>ウエット</td> <td>ドライ</td> </tr> <tr> <td>給 食 対 象</td> <td>小・中</td> <td>小・中・幼</td> <td>小・中</td> </tr> <tr> <td>給 食 総 数</td> <td>217食/日</td> <td>707食/日</td> <td>1,544食/日</td> <td>2,468食/日</td> </tr> <tr> <td>調 理 能 力</td> <td>300食/日</td> <td>750食/日</td> <td>2,000食/日</td> <td>3,050食/日</td> </tr> <tr> <td>配 送 車 両</td> <td>1台</td> <td>2台</td> <td>4（うち軽1）台</td> <td>7（うち軽1）台</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	美 方 町	村 岡 町	香 住 町	合 計	施 設 名	美方町学校給食共同調理所	村岡町学校給食センター	香住町立学校給食センター	/	所 在 地	美方町実山100番地	村岡町村岡2940番地	香住町香住字宇津井864-1	建 設 年 月	平成15年10月	昭和44年3月	平成12年7月	敷 地 面 積	909.40㎡	1,132㎡	1,965㎡	建 物 面 積	312.65㎡	484㎡	792㎡	建 物 構 造	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建（一部2階）	シ ス テ ム	ドライ	ウエット	ドライ	給 食 対 象	小・中	小・中・幼	小・中	給 食 総 数	217食/日	707食/日	1,544食/日	2,468食/日	調 理 能 力	300食/日	750食/日	2,000食/日	3,050食/日	配 送 車 両	1台	2台	4（うち軽1）台	7（うち軽1）台
項 目	美 方 町	村 岡 町	香 住 町	合 計																																																					
施 設 名	美方町学校給食共同調理所	村岡町学校給食センター	香住町立学校給食センター	/																																																					
所 在 地	美方町実山100番地	村岡町村岡2940番地	香住町香住字宇津井864-1																																																						
建 設 年 月	平成15年10月	昭和44年3月	平成12年7月																																																						
敷 地 面 積	909.40㎡	1,132㎡	1,965㎡																																																						
建 物 面 積	312.65㎡	484㎡	792㎡																																																						
建 物 構 造	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建	鉄骨平屋建（一部2階）																																																						
シ ス テ ム	ドライ	ウエット	ドライ																																																						
給 食 対 象	小・中	小・中・幼	小・中																																																						
給 食 総 数	217食/日	707食/日	1,544食/日		2,468食/日																																																				
調 理 能 力	300食/日	750食/日	2,000食/日		3,050食/日																																																				
配 送 車 両	1台	2台	4（うち軽1）台		7（うち軽1）台																																																				

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）		協議細目		
現況比較表	美 方 町		村 岡 町		香 住 町
	<p>■学校給食費の状況</p> <p>○名称 美方町学校給食共同調理所</p> <p>○区分 調理所給食会計（口座振替）</p> <p>○給食費</p> <p>1食 小学校 245円（完全給食）</p> <p>1食 中学校 275円（完全給食）</p>		<p>■学校給食費の状況</p> <p>○名称 村岡町学校給食センター</p> <p>○区分 一般会計（口座振替）</p> <p>○給食費</p> <p>1食 小学校 230円（完全給食）</p> <p>1食 中学校 255円（完全給食）</p> <p>1食 幼稚園 230円（完全給食）</p>		<p>■学校給食費の状況</p> <p>○名称 香住町立学校給食センター</p> <p>○区分 一般会計（口座振替）</p> <p>○給食費</p> <p>1食 小学校 210円（完全給食）</p> <p>1食 中学校 240円（完全給食）</p>

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）	協議細目
先進事例	養父市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町立幼稚園施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。保育時間については、八鹿町の例による。</li> <li>2. 幼稚園保育料については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li>3. 町立小学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li>4. 町立中学校施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li>5. 学校給食共同調理所等施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。施設のあり方については近代化、合理化、衛生、防災面等対応をふまえて新市において基本計画を策定する。</li> <li>6. 学校給食費については、幼稚園、2,300円・小学校3,600円・中学校3,900円とし、合併時まで調整する。</li> <li>7. 小・中学校の通学区域については、現行のまま新市へ引き継ぐ。</li> <li>8. スクールバス、通学に係る補助・助成については、現行のまま新市へ移行し、新市において検討委員会を組織し、総合的に検討する。</li> </ol>
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通学区域・統合問題に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通学区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(2) 生野町の小学校統合問題については、新市に引き継ぐ。</li> </ol> </li> <li>2. 通学支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) スクールバス運行業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(2) 遠距離通学補助については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>(3) 通学自転車購入補助については、合併時まで調整する。</li> <li>(4) 通学安全対策については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において総合的に検討する。</li> </ol> </li> <li>3. 心身障害児就学支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 心身障害児通学補助については、合併時に山東町の制度を基に調整する。</li> <li>(2) 特殊学校就学奨励費については、合併時に生野町の制度を基に調整する。</li> </ol> </li> <li>4. 幼稚園に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育年限については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、学級編成については、合併時まで調整する。</li> <li>(2) 休業日については、合併時まで調整する。</li> <li>(3) 授業料については、合併時まで調整する。</li> </ol> </li> <li>5. 学校給食に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 調理所については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後、新市において施設の更新、統合を視野に入れた調整を図る。</li> <li>(2) 学校給食運営団体については、合併後速やかに再編する。 目的、委員構成、任期、報酬等については、合併時まで調整する。</li> <li>(3) 給食日数については、合併時まで調整する。 給食費については、給食日数、献立等を勘案し、合併時まで調整する。 会計区分については、合併時まで調整する。</li> </ol> </li> <li>6. 幼児センターに関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生野町の幼児センター及び和田山町の設備検討計画については、現行のまま新市に引き継ぐ。</li> </ol> </li> </ol>

参 考 資 料

協議項目	学校教育事務事業の取扱い（その1）	協議細目
先進事例	朝来市	<p>7. 交通安全用具に関すること            (1) 交通安全用具の支給については、関係団体と協議のうえ、合併時まで調整する。</p>
	丹波市	<p>1. 通学（園）区域については、現行のとおりとする。ただし、新市において必要に応じて通学（園）区域の調整をする。            2. 通学補助金については現行のとおりとし、新市において（仮称）遠距離通学者等対策委員会を設置して、早急に調整を図る。            3. 要保護・準要保護児童生徒就学援助費、幼稚園給食費扶助について            (1) 児童・生徒の就学援助費等については、国、県の制度のため、現行のとおり新市に引継ぐ。            (2) 幼稚園の給食費扶助については、現行のとおり新市に引継ぐ。            4. 特殊教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費については、現行のとおり新市に引継ぐ。            5. 奨学金について            (1) 現在3町で実施している奨学金制度については廃止し、新たに給付による奨学金制度を設ける。            (2) 現在3町で実施している奨学金制度受給者については、承認期間内は継続する。            6. 幼稚園児預かり保育について            (1) 幼稚園児の預かり保育については、現行のとおり新市に引継ぐ。            (2) 預かり保育を実施する日等については、新市に移行後、随時調整をする。            7. 学校給食について            (1) 学校給食の実施については、現行のまま継続するが、実施していない学校もあるので、新市において、施設面等も含め、速やかに基本的な方針を定める。            (2) 給食費については、現行のとおりとし、新市において条件整備等と併せて調整する。            8. 日本体育・学校健康センター共済掛金の保護者の負担割合については、柏原町の例による。            9. 幼稚園の保育年数は現行のとおりとし、新市において検討する。            10. 幼稚園保育時間については、現行のとおりとするが、合併後、新市において調整する。</p>

協議第11号(継続)

新町の名称について

新町名称の選定について協議する。

平成16年5月12日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会

会長 岩槻 健

協定項目	1 - (3)	新町の名称
新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、第二次選定を行うこととする。		

平成 年 月 日確認・継続協議

## 新町名称候補の第二次選定について

### 1. 第一次選定結果（平成16年4月28日に300作品の中から10作品を選定）

一覧表No.	名称表記	よみ
36	香住町	かすみ
45	かにカニ町	かにかに
50	香美町	かみ
183	美香町	みか
191	美方町	みかた
199	美香村町	みかむら
213	美郷町	みさと
247	村岡町	むらおか
251	村香美町	むらかみ
263	矢田川町	やだがわ

### 2. 第二次選定における確認事項について

#### (1) 投票の方法

- ① 第一次選定10作品の中から各委員が2作品以内を投票し、集計の上、上位5作品を選定する。
- ② 投票は、「表記」と「よみ」をセットで投票する。
- ③ 投票は無記名とする。
- ④ 第1候補に記載された作品は2点、第2候補に記載された作品は1点として集計する。
- ⑤ 集計の結果、第5作品前後の作品が同点となり複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票する決選投票を行い、上位の作品から第2次選定に加えていくものとする。決選投票は第5位が確定するまで行う。

#### (2) 立会人の選出

議長が各町1名ずつ立会人を指名する。

#### (3) 投票

- ① 投票用紙配布
- ② 記入
- ③ 投票（議長が一人ずつ委員氏名を読み上げ、順次投票する。）

#### (4) 結果の発表

上位5作品を50音順に発表する。

### 3. 郡名に関する確認事項について

第二次選定を行うにあたり、郡名に関する協議を行う。